

第百二回国会 大蔵委員会 議録 第十号

昭和六十年三月八日(金曜日)

午前十時三十分開議

出席委員

委員長 越智 伊平君

理事 熊谷 弘君

理事 中川 秀直君

理事 上田 卓三君

理事 坂口 力君

理事 糸山英太郎君

加藤 六月君

金子原二郎君

笹山 登生君

田中 秀征君

東 力君

藤井 勝志君

山岡 謙蔵君

山中 貞則君

川崎 寛治君

沢沢 利久君

武藤 山治君

石田幸四郎君

宮地 正介君

安倍 基雄君

正森 成二君

出席國務大臣

大蔵 大臣 竹下 登君

出席政府委員

大蔵政務次官 中村正三郎君

大蔵大臣官房日 本専売公社監理 官 松原 幹夫君

大蔵大臣官房総 務審議官 北村 恭二君

大蔵省主計局次 長 平澤 貞昭君

大蔵省主税局長 梅澤 節男君

委員外の出席者

防衛庁防衛局防 衛課長

労働省労働基準 局賃金福祉部賃 金課長

自治省税務局府 県税課長

日本専売公社総 裁

日本専売公社理 事

大蔵委員会調査 室長

大蔵省理財局次 長

大蔵省証券局長

大蔵省銀行局長

国税庁直税部長

兼国税庁次長心 得

中田 一男君

岸田 俊輔君

吉田 正輝君

富尾 一郎君

宝珠山 昇君

伊藤 庄平君

前川 尚美君

長岡 實君

遠藤 泰君

矢島錦一郎君

補欠選任

神崎 武法君

大内 啓伍君

補欠選任

矢追 秀彦君

玉置 一弥君

補欠選任

神崎 武法君

大内 啓伍君

補欠選任

矢追 秀彦君

玉置 一弥君

三月七日

あへん特別会計法を廃止する法律案(内閣提出 第五三三号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出第 一五五号)

租税特別措置法及び所得税法の一部を改正する 法律案(内閣提出第一六六号)

入場税法の一部を改正する法律案(内閣提出第 三三三号)

○越智委員長 これより会議を開きます。

法人税法の一部を改正する法律案、租税特別措 置法及び所得税法の一部を改正する法律案及び入 場税法の一部を改正する法律案の各案を一括して 議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し ます。伊藤茂君。

○伊藤茂委員 同僚委員の時間をいただきまし て若干質問をさせていただきたいと思ひます。

まず最初に、一昨日の当委員会における大臣の 御答弁に關係をしてお伺いしたいと思います。

去る六日の本委員会、私の先輩議員である川 崎さんの質問に対して大臣の御答弁がございました。

五十四年十二月の衆参本会議における財政再 建に關する決議という内容であります。それに関

しまして大変な文言の答弁がございまして、一般 消費税(仮称)について国民の理解が得られないの で否定をされた、国民の理解が得られるならば今 後導入の検討の対象となり得る、恐らくは仮定の お話だと思ひますし、国民の理解が得られたとい う今日段階での確たる証拠物件はないわけであり ますから、全くの言葉の論理として述べられた というふうなことではないかと思ひます。

率直にこれは大臣のお気持ちを伺いたいのであ りますが、実は私は、それらの議論、予算委員会 以来の議論を伺っておりまして、非常にやりきれ ない思いがいたします。本年の大蔵委員会にも数 数の法案が付託をされておりますし、審議に当た っておりますが、それ以上に税制の大きな転換期 になっていくわけでありまして、それにふさわし い、あるいはまた国民に語りかけ、国民に納得を 得られるような議論をするのが今国会における大 蔵委員会や議会の使命であるう、ひとしくこれは 私どもも思っているところであります。ところが、 今までの税制に關する議論でも、いろいろなところから御批判もこうもつておりますが、総理から、シャープ以来の抜本的見直しをやりたい、税 制のプリンスは公平、公正、簡素、選択である というふうな大上段の話がありまして、しか し、それから後は総理の言われる多段階、包括 的、ほか、ほか、投網をかけるようなという全く あいまいもこととした発言、また竹下さんの今までの御説明でも、肝心なこと、具体論になりますと それは權威ある政府税調に御審議を願ひます、国 会のさまざまな御意見は予断を交えずそちらの方 に報告をしたいというところで実は全部終わって いるわけでありまして、そういうこと繰り返して 来ているわけでありまして、私は、今の段階で税の 専門委員会である我が大蔵委員会の議論がそんな せこい話でいいのだろうかということを実はこの

ところ思わざるを得ないわけでありまして、この際、大臣に大所高所に立つた御見解を伺いたいのでありますが、その前に実は二つ申し上げたいと思います。最近読みまして関心を持った文章がございます。二つ申し上げたいわけでありまして、その一つは、かつて答弁席にも何回も座っております。福田幸弘君が「税とデモクラシー」という本を出しています。内容には私も賛成、反対はいろいろあります。本をばつと本屋で読みましたら、英語の図案が書いてあります。TAX AND DEMOCRACYという言葉がずっと並んであります。そんな装丁になっています。彼らしいなと思つたところでもあります。

その冒頭のところに、「われわれ国民が「税」を考へる場合の基本は、「税は民主国家と一体である」とことを認識することである。」「この思想は一二五年のマグナ・カルタまで遡る。国が何をやるのかということ、それに必要な財源とは、国民が選んだ代表者による国会で定めなければならぬ。予算以上には金は使えないし、税法によつてのみ国民に税を課することができぬ。」「ということからこの本が始まっております。中身はいろいろありますが、私はそういう発想は大変大事なことだろうと思つた。

そして、その中でこういうことが書いてあります。「歴史的にいつて、現在ほど、税金問題が国民各層にわたつて活発に論議された時代はなかったのではなからうか。」「先進諸国のように国民の間に、税と一体となつた真の民主主義を根づかせなかつたといへよう。税の不平、不満が世上かまびすしい今日こそ、民主主義の原点としての税の本質を、国民全体がはじめて認識することになる好機であり、そういう意味で、現在、日本の歴史になつた民主革命が、税を通して静かに進行していると理解すべきであらう。」「こういうことが冒頭部分に言われております。これは、大臣もそうでありますし、主税局長もそういう哲学は常に念頭に置かれておられることだろうと思つた。私はそういうベースで考えますと、今この国会

でも最大の問題が税の将来というときに、さつき申し上げたようなあいまいなこともした内容、あるいは言葉じりをとらえられないようにガードを固める、少しづつ本音を出していく、一昨日の御答弁はまさしくそういうことだと思つたが、そんなことでいいのだろうかというふうな気がするわけでもあります。

もう一つ申し上げたいのでありますが、これはアメリカのことでもあります。総理も大變関心を示されておられるのでありますけれども、アメリカの昨年暮れの財務省報告、税制改革についてのレポートが出されております。それを、全部は無論読めませんので総括部分だけ読んでわけでありまして、けれども、読むと、非常にこれは率直であります。その書き出しが、「現在の米国の税制は、緊急に簡素化と改正を必要としている。複雑であり過ぎるし、不公平である。また、貯蓄、投資、経済成長を妨げている。」「この財務省の「提案は、全国的に行われたいくつかの公聴会で示されたたくさん国民の声を反映している。」「云々」というようなことが書いてあります。要するに、現状は不公平であり、金持ち優遇であり、直さなければならぬ、単刀直入にそういうことを言つておられるわけでもあります。

また、内容は全部賛成ではありませんが、先般二月初めにアメリカ大統領の一般教書が発表されました。その税制のところを見ますと、例えば「税制改革であり得べからざるもの一つは、それが姿を変えた増税であつてはならないということである。」「云々」と書いてあります。あるいはまた、「ともに本年、公平と簡素と成長を目指す税制法案を成立させ、わが国経済をわれわれの夢の原動力とする」とも、アメリカを世界の投資の中心地とするようにしたい。さあ、ともに始めようではないか。」「まあレーガン流ですね。内容は是非ともかく、私は非常に率直に事態を語つておられると思つた。

う問題でも、言葉の論理学の問題ではないと思つた。やはり率直に政治家として今国民に将来をどう語るのかということが必要な段階ではないだろうかと思うわけでありまして、そういう意味でいいますと、今までたくさん波乱と、あるいは大平さんの時代を含みましたさまざまな大きな税に関する大變な論議の時代がございました。そういうことの経過をきちんと踏まえたならば、そういう現状の問題点を明確にしながら、国民に向けてどのようにしていくのかということを語っていく、それが今日問われなければならないことではないだろうかと思つたわけでありまして。

そういう気持ちでおりますと、先般の御答弁の言い方その他についても、聞いておりましたけれども、からぬということと同時に、私は非常にやりきれない思いが実はするわけでありまして。そういう意味で、きちんと経過をとらえ、国民全体は忘れていないわけですから、そういう厳肅なる事実認識の上に立つて将来を考へるという角度から大臣のとりえ方があるべきであらう、言葉の論理の問題ではないというふうに思つたわけでありまして、そういう意味で、せこい意味ではない御見解を財政再建に関する決議につきましてまずお伺いをしたい。

〔委員長退席、中川(秀)委員長代理着席〕
○竹下 閣下大臣 私も伊藤さんの、税は民主国家そのものである、そういう物の考え方は賛成でございます。

そこでまず最初に、先般私が川崎委員にお答えいたしましたことについて、テレビ、ラジオの報道あるいは一部新聞の報道につきまして大變な誤解を与えた点があると思つたので、その点についてまず申し述べます。

詳細に速記録を取り寄せて読んでみますと、五十四年十二月の国会決議について「いわゆる一般消費税(仮称)は、その仕組み、構造等につき十分国民の理解を得られなかつた。従つて財政再建は、一般消費税(仮称)によらず、」という趣旨が書かれておられます。そして、それにこ

たえて政府税調等においても、十分の理解を得られなかつた、したがつて、財政再建は歳入歳入に当たり幅広い観点から、というようなことが後追いで意見として申し述べられておられるわけでありまして。したがつて、当時本委員会、当時の我が党の山中税制調査会長を初めとしてこの例の決議をおつくりになりましたときに、時々顔を出させていただいておりますので、ここから正確に読み上げますと、「国民の理解を得ることができなかった、よつて、この手法はとらない、いわゆる一般消費税(仮称)は、これは読みの方によつては国民の理解を得られたらやつてもいいじゃないか」という読み方にもなりますので、したがつてその辺は、社会経済情勢において税制というのは国民のニーズも変化してきますから、随分いろいろなことを考へて本当はあの決議案はつくつてちやうだいたしたものだといふふうに、私自身は当時印象を持つておりましたが、「このところの問題でございます。

したがいまして、私もまず反省をしてみまして、既に一般消費税(仮称)の手法はとらないといふことの国会決議が生きており、また、総理もこのような答弁をされておりますので、私が当時の印象を申し述べたことも誤解を与えることとなれば、後日協議して、このことは川崎委員の了解も得て、取り消したのが適当だと思つたところは取り消した方がいい、こんな感じを率直に持つております。

それからもう一つ、やはり国会議員として私にけなかつたと思つたのは、どうも議員であり行政の立場にありまして、その立場を混交する嫌いがございまして。あくまでも国会決議の有権解釈は国会にありまして、それを政府の一員の私と、当時の印象としたいたしまして申し上げるといふのは、私の節度を越したことでなかろうか、この辺は遺憾の意を表すべきであるといふふうに、大體きうから整理をしてまいりました。

そこで、今度は伊藤さんの政治哲学に関するアメリカと比較しての問題でございしますが、私は、その手法はいずれが可という事は、これはあるいはいろいろな評価のあるところであらうと思ひます。すなわちアメリカの場合は、いわゆる一般教書あるいは提言というようなのが国会においてそのまま取り上げられて制度化していくという事は、日本の国会よりもはるかに少ないわけでありました。あるいは各党で投票の自由が個人にあるということもあるわけでありました。だから日本の場合は、国会の議論等を正確に審議等にお伝えして、そこで出た結論に対して採択すべきかどうかという判断を政府が下して、そしていよいよその根拠を政府が行った後国会に提出していくという手法をとっておるわけでありました。したがって、いずれが民主主義のあり方としていいかというところなりと、私は評価の分かれるところではなからうかという感じは持っております。ただ、私も今伊藤さんがおっしゃったように、いわゆる言葉じりをとらえた議論をいたしますと、国民に呼びかけておるといふ印象がなくなつて、このハウスを構成するプロ同士の話、問答だけに終始していくという印象は、これは私も国会議員の一人として気をつけなければならぬことだという認識はひとしくいたしております。

以上、先般の答弁に対する私の考え方並びに協議いたしましたして、誤解を与えた点はあるいは理事會でお願いして速記録を見た上で削除させてもらいたいという気持ちを持っておることを申し上げたわけでありました。

○伊藤(茂)委員 大臣の御答弁の前半分の方は、また委員長にお願いであります、当委員会の理事會その他でも、国会の機関にふさわしい取り扱いをきちんとするようにお願いをしたいと思ひます。

後半の部分の方は、率直な気持ちのお話はございましたが、何も私も野党が大臣要求するだけというふうには私は思っておりません。先般も申し上げましたが、大変な大きな転換期でありま

す。ですから、税の専門審議機関である政府税調、これも国民の意見を聞き、国民の合意を形成し、そして立派な政策論をつくる、あるべき、やはり今日の時代にふさわしい、あるいは三十五年前のシャープ使節団以上のさまざまな御努力をしなければならぬと思ひます。それにふさわしい行動も必要だと思ひます。政府の方でもあいまいもこではない率直な御意見の御披露があつて当然でございましょうし、私どもは議院人として、国民の意向を代表したそういう議論の場でのようにプロダクティブな議論をし、完全に一致するのは難しいと思ひますが、何か新しい形の努力をしなければならぬということも感じていられるところでありました。

もう一つ、これは大臣にお伺いしたいのでありますけれども、大局的観点に立ったときに、こういうことも必要だろうと私は思ひます。というのは、シャープ以来の抜本的見直しが必要であるという御見解と、税制改革の四つのプリンシプルとして公平、公正、簡素、選択といふものが提起をされておられます。それから先はあいまいもこととしていられるのが世上論評をされていられるところでありました。私は思ひますけれども、その上にもう一つ、政治家として、政府として加えるものがあるべきじゃないだろうかと思ひます。アメリカの報告の場合も、単純に日本と比較する問題ではないと思ひますけれども、経済成長のためのということが三つのうちの一つの標語になつておられます。そして、その解説あるいはレーガン大統領の一般教書などを見ましても、そういう政策的あるいは社会の将来に向けてどうするかという判断がベースになつて税制の問題が論じられていられるという状況になつていられるわけでありました。

私は思ひますけれども、税負担をどうするのかということは大変な一つの分野であります。しかし、それだけでは国民全体が納得されないと思ひます。その分野だけの議論では国民はついていかないと思ひます。高齢化社会、広域化社会、世界

と日本の責任、いろいろな大きな変化が起きます。その中で、どのような社会が必要であり、どのような社会ニーズがあり、そのためにはどのような公平な負担が必要なのか、そういう前提としての社会目標というのかビジョンというのか政策的な判断というのか、そういうものがあつて、その上立つて税制の議論がされる、そうでなければ国民はついていかないと私は思ひます。そういう点が欠落しているということではないかと思ひます。

政治家の大先輩の竹下さんには大変恐縮なんです、正月に新聞を読んで、この間は言語明瞭でいきますというところを申し上げましたが、もう一つ、読みましたらがっかりしたのですけれども、ことしの抱負はと記者団に聞かれて、大蔵大臣をやめることという何かお話をなさつたそうでありまして、今非常に重大なときに立たれていられる大蔵大臣竹下さん、政治家竹下さんが、大蔵大臣をこの時代にふさわしいように目覚まし立派にやつて次の大きな発展ということではないだろうかというところも実は個人的には思ひます。税制を狭い意味で語る前提に、そのような政策的視点というものを政府として研究され、国民に語られるべきではないだろうかと思ひます。ざいいます、いかがでございましょうか。

○竹下(国務)大臣 およそよつて立つ政党基盤の相違はございまいしょうと、将来の我が国はいかにあるべきかということ、それそれ政治家として胸の中に持つておられるであらうと思ひます。ただ、現在私が担当しておる分野はその中のいわば大蔵行政であり、そして大きな課題として税制改革というものを抱えております。その際、税制は、中曽根総理の言葉をかりますならば、公平、公正、簡素、選択という四つの柱で、それも長い間行われてきた我が国税制の中に、長いだけにいろいろなひずみが出てきた、したがつてこの際、抜本改正を検討すべき時期に到達しておるといふ税制調査会の異例の答申を受けて、そのような決意を内閣全体としてしたわけでありました。

そうなりますと、かつての一般消費税(仮称)の実際の議論にもございましたように、いかに立派な政策といえども、国民の理解と協力を得なければ実行に移すことはできない。したがつて、国民のコンセンサスが那邊にあるかということの国会の議論、そしてさらには各方面の議論、これらを専門諮問機関である政府税調に正確にお伝えし、そこでまず議論をしていただくというのが一番穩当な筋ではないかという考え方立つて、できるだけ私どもとしてはみずからの考え方を表に出さないように気をつけて対応しておるというのが偽らざる私の心境でございします。

○伊藤(茂)委員 内閣の中で大蔵大臣という分野の職責ということもわかります。同時に、注目のニューリーダーでありますから、大きな抱負を国民に語ることもどうぞおやりになるべきではないでしょうかという気持ちであります。

主税局長に、今後の所得税制について、二、三点お伺いいたします。

政府が、また総理が出されていられる税制改革の方針の中にも、簡素という言葉がございました。それに関連して、所得税制の簡素化あるいはフラットと申しまいしょうか、現在の累進税率の刻み、十九が十五になりましたが、それが五がいいのではないか、あるいはまた、きょうのある新聞を見ますと八ということで大蔵省は具体的な作業、検討をしていられるという報道もございましたが、大体今までの議論でも前向きにそれらの議論が進められてきたという印象であります。

ただ、私も考えますと、幾つか論点を明らかにしなければならぬと思ひます。例えば、歴史的に振り返つてみますと、三十五年前のシャープ税制スタートのときには、望ましい方向として総合課税、そして直税中心、所得税累進、これが公平、公正な制度であるということとしてフラットにするという議論が、我が国だけではなくて西欧の方でも今行われているというわけでありまして、総理の御答弁の中でも、リーガン

レポートには関心を持つということでございますし、何か肯定的なお話でございます。そういったしますと、シャウブ税制スタートのときの公平であったと考えられてきた方向と今日と、社会経済状態その他を含ましてどのように変化をしたのかという視点が一つあってもいいんじゃないかと思ひます。その辺をどう御認識になるのかということが一つ。

それから私は、アメリカの場合には貯蓄、投資、その分野を強化するという政策的意味合いが非常に強いと思ひます。日本の場合には一七%でしたか、貯蓄率は非常に高い。この間の利子・配当課税問題についての見解の中でも、一律課税をしても貯蓄率は下がらないという意味のこともレポートにあつたと思ひますが、そういうことを含めて見ますと、アメリカと同じように高率、高率部分を大きく下げて、例えば七〇を五〇とかにする必要性が日本の場合にもあるのだから、金持ち優遇みたいな世論の反響の方が大きく出るのではないだろうかという気がいたします。

それからもう一つ、例えば所得税の税収総額を大幅に引き下げるというようなことは難しいと思ひますが、現在の所得税の収入、国税における比率、総額をどう変えない、そういう範囲で大胆に五とか八とかフラットにするという場合には、当然ながら今最低一〇・五でしたか、それが一五になるとか一七になるとか、最高の方が五〇に下がるのか、別の意味でのアンバランスが起きる。それに対して、もし大型間接税を導入をされれば、低所得者の方は二重の負担になるという現象が起きる。大型、大幅な減税の時期にどう可能な改正をしていくのかということであろうかなという気もいたしますし、アメリカと違つて日本の場合に最重点に累進構造を変えなければならぬという場合に、その最重点は、これも政府の御答弁でも肯定的であつたと思ひますが、大臣のいつも言われる熟年こじき層でしようか、例えば年収五百万から一千万とか、その層のところをどうするかということが政策の焦点ではないだろうかという

感じがするわけでありませう。

三点ほど一緒に質問いたしました恐縮でありますけれども、所得税、それから累進、フラット、それらについての見解を伺いたい。

○梅澤政府委員 多岐にわたる御指摘があつたわけでございますけれども、五十九年の税制改正で所得税の数年ぶりの基本的な見直しをお願いしたわけでございますが、一昨年の十一月に政府税制調査会の答申がございまして、そこに示された「基本的考え方」に沿つて五十九年の所得税制の改正をお願いしたわけでございます。

その答申に述べられております線に沿ひまして、ただいま委員が御指摘の点について若干私どもの考え方を申し述べさせていただきますと、現在、所得税制を見直す場合に、その基礎にありませう我が国の社会経済構造の変化に即応することが主要な眼点になるわけでありませうが、具体的にどういった点が問題なのかということでございます。

一つは、やはり高度成長期以降今日まで我が国の所得水準が非常に上がつてきておる、所得水準が上昇する中で所得の平準化が進行しておるというところが第一点であるかと思ひます。第二点は、産業就業構造の変化に伴ひまして、いわゆる給与所得者の数が非常にふえておる。今日我が国の所得税の納税人員の九割以上が給与所得者ということになりませうと、我が国の所得税制はすぐれて給与所得者の所得税問題であるというふうにとらえることは非常に大事な視点である。それから第三点は、特に昭和五十年代に入りまして財政の、特に歳出面における所得再分配機能が非常に拡大をしておる、そういった構造変化の中で所得再分配の機能をどう考えるか、それが問題であらうかと思ひます。

従来こういった点につきまして、我が国の所得税制についていろんな問題が指摘されておるわけでございますけれども、一つは、我が国の所得税の累進構造が先進諸国に比べまして急であるという点、それから、それと不可分の関係にあるわけでございますけれども、税率構造の刻

みの数が非常に多い。これは五十九年の改正で十五という刻みの数にしたわけでございますけれども、この刻みの数自身も少し縮小してもいいのではないかと議論もあるわけでございます。

ただ、ただいま委員が御指摘になりましたように、所得再分配機能というものを考える場合に、アメリカのような大胆なフラット税率への修正といったような考え方がいのかどうかということ

はこれからの議論にならうかと思ひますけれども、一般論として申し上げますれば、所得税の再分配機能というのは、その国の財政全体が持つておる所得再分配機能とどう評価するか、それと同時、それぞれの国におきます所得の階層分布に

適応した再分配機能というものはあるわけでございます。アメリカが三つにしたから日本も三つにするというふうな考え方では議論するべき問題ではなからうと考えるわけでございます。

それから、累進構造の刻みの数との関連で、いわゆる簡素化ということをおっしゃつておる簡素化といふのは、いわば古典的に租税原則で述べられておる、つまり納税者に非常にわかりやすい、それからもう一つは、わかりやすい税制である以上は税務行政が恣意に流れないという意味でも簡素化という観点から非常に大事である、そういう基本的な考え方が述べられておると考えております。簡素化即税率構造の刻みを簡単にするといふふうな発想ではなからうと考えるわけでございます。

○梅澤政府委員 五十九年の所得税改正の場合に累進構造を若干ならかにするといふ考え方に至つたわけでございますが、これは、当時の税制調査会の答申にもございませうに、所得階層で見ますと中堅所得階層、それから世帯別で見ますと多人数世帯の税負担の緩和と申しますか軽減と申しますか、そういうところに主眼があつたわけ

でございます。いづれにいたしましても今後所得税制に対する議論が深まつていきます中で、先ほど私が申し上げました所得再分配機能をどのように考えるかという問題が提起されるわけでございますけれども、

も、税体系の議論は、ただいま委員が御指摘になりましたように、あらゆる税目を総合した結果国民の負担構造がどういふふうになるかということが最後の問題になるわけでございます。その意味では所得税制のみならず、間接諸税も含めましての税制全体が持つ所得再分配機能の姿が一体どうなるかという観点を入れて、委員がおっしゃいますように、精密と申しますか慎重な検討が行われなければならぬということは御指摘のとおりかと思ひます。

○伊藤(茂)委員 これは主税局長よりも大臣の方にお伺ひしたい気持ちであります。もう一つ税制に關して伺ひたいのは、先般、税調会長の小倉さんにお越しをいただきましたいろいろと見解を伺ひました。その中の一つに、これから議論される場合には、特に大型消費税に關連してでありませうけれども、従来の一般消費税の議論のときに、

一般財源、赤字埋めという形に実はなつたわけでありませうけれども、その後、今の段階の議論は違つた点があると思ひます。それは福祉財源とか目的税といふことを検討するといふ話題が起きておる。それから、国と地方といふことで、ある新聞には、大蔵省は二割だと言ひ、自治省の方は半分だと言ひてゐるなんて出されておりました。それは別にいたしまして、国と地方という観点、それから大型減税とセット、これも自民党の相当の首脳部の方もいろいろと語られてゐるよう

であります、そういうことが前とは違った議論
になっていくように、小倉さんの方から、いやその議
論は、さういふことを具体化するお話しはありませ
ん、しかしこれからの議論ではそれらの点も含め
て包括的な協議を、審議をしなければならぬと思
います、さういふふうなお話でございましたが、そ
れらの点についてはどう政府側の方はお考えにな
っておりますか。

○竹下内閣大臣 確かに本委員会等の議論におき
ましても、目的税の問題でありますとか、あるいは
は国と地方との問題でありますとか、そういう議
論はあつたこともございます、税調でもかつて
も議論としてはあつた議論ださうでございますが、
が、そういう議論がさまざまなところで行われて
おることを税調会長も御承知でございますから、
そういうものを包括して議論の対象になるだらう
という私見を述べられたのではなからうかと私は
理解をさせていただきます。

○伊藤(茂)委員 これは理事の方に言うべきこと
かもしれませんが、委員長にお願いであります、け
れども、私は、ことしの大蔵委員会というのは、
さまざまな法案審議も十分やらなければならませ
んし、それ以上に大きな税の転換期であります
し、実はさまざまな議論が国民的に行われるわけ
であります。そういう意味で申しますと、形式的
に言え、小委員会でしょうか一般質問で、さう
か、いろいろな意味で、法案が終つたから大体
おしまいということではない議論の時間をとられ
るべきではないだらうかと思つたわけであります
て、さういふ御配慮も今後ぜひ尊敬する各党で御
相談をお願いしたいと思います。

次に移らしていただきたいと思いますが、長岡
総裁にお越しをいただきまして、ありがとうございます
いたしました。

四月一日、いよいよ日本たばこ産業株式会社へ
の移行ということで、これは世紀的な大きな転換
になるわけですが、総裁初め、また大蔵省

側も、誠に国会審議を踏まえた御努力をいた
きまして、その面では非常に敬意を表している
ところであります。また、一昨日も同僚の戸田議員
からさまざまな質疑がございまして、繰返しは
めたいと思つて、ただ、大きな転換期に当たり
まして、特に例えは職員、私も心がかりな点を
どうしていくのかということ、二、三点ほど総裁
にお伺いしたいわけであります。

その一つは、四月一日から大きな転換に入る、
いろいろな意味で将来についての不安もあ
りますし、これから先の見通しを考えれば厳しい船出で
ありますから、いろいろな不安もあるのも当然で
ございましょう。あるいは、何か将来に希望を切
り開くような努力をどうしたらいいのかという意
味での戸惑いなり懸念という気持ちも、三万数千
の職員の皆さんにはあると思うのであります。職
場に参りますと何かそんな気持ちをいろいろと伺
うわけであります、最初が肝心でありますから、
スタートのときにさまざまなそういう努力を
しなければならぬと思つたわけであります。

今は総裁でございますけれども、新社長にな
つたおつもりでございまして、新社長になつ
たおつもりで、将来に向けて懸命にまた精神的に
努力して、さういふ気持ちをもつて持つてい
ただく、さういふアクションが当然必要だらうと
思つて、また、私は思つて、これからさ
まざまな意味で参加の時代とも言われておりま
す。民間の産業でも膨大な職員からの提言など
を常時間聞いて、それを大きなパワーにして発展を
するということも、日本の中ではさういふ例がた
くさんあるわけであります。

さういふときにやはり職員の提言、職員の気持
ちなども率直に聞き、大胆にそれをくみ上げてや
つていく。さういふ中には、今すぐできることも
できないこともあるでございましょう。ただ方向と
しては、例えは雇用問題、厳しい合理化の問題に
ぶつかつたわけでありまして、今後の雇用問題が
大きな不安の一つだと思つて、何か事業開発本
部のようなものをスタートのときからおつくり

なるようなことも伺つておられますけれども、さ
ういふところにさまざまな意見やアイデアその他も
含めて集中する、その部分を今後の運営の中で重
視をしていく、さういふ構えが非常に大事ではな
いだらうか。それは一年後にできることもあれば
五年後に具体化しなければならぬことも当然あ
るでございましょう。スタートに当たつて、さ
まざまなことがなければならぬという気持ちがある
わけでございまして、その点、総裁、いかが
お考えでしょうか。

○長岡説明員 お答え申し上げます。
四月一日から株式会社組織に移行する時期も迫
つておるわけでございまして、何と申しま
してもスタートが肝心であるということで、私も
実はその準備の仕事がいろいろございまして、な
かなか地方へは出られないのでございまして、機
会を見つけては出かけてまいりまして、工場その他
第一線の職員全員を集めて私の気持ちも率直に訴
え、また教員を集めて意見を聴取するといったよ
うなこと、意思の疎通も十分に図つておるつも
りでございまして。

やはり、何と申しまして、職員の将来に対する
不安を除去する必要がある、そして希望を持つて
新しい仕事に取り組んでもらわなければならぬ
わけでございまして。将来の不安除去という点につ
きましては、私も、何と申しまして、新会社
の事業の本体はたばこ事業でございますので、た
ばこ事業については、厳しい国際競争が展開され
る中であつて外国の企業に負けないようないた
ばこ、そしてその消費者であるお客様に喜んで選
択していただけるようなたばこを開発し、市場に
投入し、それを売っていくことに全力を傾
けようというのを呼びかけておるわけでござい
ますけれども、ただ、喫煙と健康の問題その他も
ございまして、率直に申しまして、たばこという
商品そのものが将来非常に容認拡大の余地がある
かどうかという点になります、これは私も、さ
ういふ点に考えていかねばならぬ。さうい
ふ点、職員全体が将来夢が持てるような新規

事業の開発というものは、新会社の経営者として最
大の責務の一つであらうかと考えております。
そのような意味で、ただいま伊藤委員おっしゃ
いましたように、発足のときから原料本部、製造
本部、営業本部といったような事業本部制と並び
まして事業開発本部の機構をスタートさせて、
そこで第一線職員の知恵まで全部吸収しながら、
社を挙げて新規事業の開発に取り組んでまいりた
いというふうに考えている次第でございます。

○伊藤(茂)委員 四月一日に向けては順調に作
業が進んでいるというふうにお聞きしますが、
これは監理官と総裁と両方簡単に伺いたいので
すが、最終的な政省令その他を含めまして、政省
令は公布されておるようでありまして、進捗
状況、それから最終設立委員会、定款が決定され
るでございましょう、資本金はほぼ固まつたよう
に報道では伺つておりますが、資本金あるいは役
員の数その他を含めた概括、最終仕上げの見通し
はどうなつておりますでしょうか。また、公社側
の方で新会社への準備、特に何か新会社移行への
準備、何か大きな問題が残つていないかというこ
とではないかと思つておられます、その辺の状
況、概括いかがでしょうか。

○長岡説明員 新会社移行に当たりましての準備
の状況、監理官の方からお答え申し上げます、事
項が多いと存じますが、私から申し上げますと、
株式会社組織になりますから会計の仕組み、
会計制度も変わります。したがって予算の面でも、
収支を管理する予算から損益を管理する予算
へ変わつていくわけでございまして、さうい
ふような問題は相当早目に準備を進めてまいりま
せんと事務の執行に混乱を来すわけでござい
ますが、この点につきましては、おかげさまで法
案を早く通していただきまして準備の期間もござ
いましたので、十分に部内でも取り組みまして、移
行が円滑に進むように準備は順調に進んでい
ると申し上げてよろしいと存じます。

また、四月一日からは新製品でございますたば
この表示の中に新しい会社の名前であるとかマ
ー

々の表示等が行われることになるわけでございますけれども、そういったようなものの準備の方も順調に進んでいると申し上げてよろしいかと存じます。

資本金あるいは役員の数、政省令関係等につきましては、監理官の方からお答えを申し上げます。

○松原(幹)政府委員 お答え申し上げます。

ただいま会社の方の準備状況につきましては総裁の方からお話ございましたので、私の方からは政省令の準備状況あるいは設立委員会の作業の状況と審議の状況等についてお答え申し上げます。

政省令の準備状況につきましても、準備作業が現在のところ順調に進んでおりまして、既に三月五日に政令五本、省令三本の公布がされております。政令につきましては、たばこ事業法施行令、日本たばこ産業株式会社法施行令、それから塩専売法施行令、整備政令、たばこ事業等審議会令が五日に公布されております。それから省令につきましても、たばこ事業法施行規則、塩専売法施行規則、それから整備省令が公布されております。ただ、新会社の事業計画の認可手続等を規定いたします会社法の施行規則関係の制定ができておりますが、これにつきましては現在公社あるいは関係当局と鋭意調整中でございますので、四月の会社発足までには十分間に合うように作業を進めたいと思っております。

それから、新会社の設立関係につきましては、昨年の十一月に十三名の設立委員の方を任命させていただきまして、その委員の方々による設立委員会が既に二回持たれておりまして、先生御指摘のような定款の審議が進められております。その定款の審議の中で一番重要な点は、資本金と役員の数であるかと思えます。この点につきましては、審議会ですべて具体的な数字というものはまだ上がつておりませんが、現在のところ、資本金につきましては、新会社の財務の健全性の確保とかあるいは他の民間企業とのバランスあるいはたばこ事

業の特性、それから国会での審議の状況等を総合的に勘案いたしまして、おおむね一十億程度になろうかということとで設立委員会のところで御議論願っております。

それから、役員の数につきましては、現在、行政改革の一環としての新会社の設立でございますので、そういった点を踏まえて、現状からどの程度の役員数をふやすことが適当であろうかといったような審議が設立委員会でされておりました。この点につきましては、最終的には三月の十九日に第三回の設立委員会が予定されておりますので、そこで決定される予定になっております。

以上でございます。

○伊藤(茂)委員 順調なスタートになりますように、最後の御努力をお願いしたいと思います。

日本たばこ産業株式会社に関連をして、一言だけ大臣に伺いたいのでありますが、春闘の季節に入ってまいりまして、ことしはかつてない状況で、スタートは公労協―電電、専売ですね、決着のときには民間ということになるわけでありますが、やり方をどうするのか。さまざま労使ともに御苦労もあると思えますけれども、ちょっと心配なのは、国会審議の過程での政府見解の中にも、会社の自主性を拡大するようにやっていく、また、労使ともに新しい資格にふさわしい交渉をして決めていくということに実はなっているわけですが、長年の間、公労協の問題は国会承認案件であるとか議決案件であるとか年末まで持ち越しとか、大蔵省給与担当の皆さんが一生懸命何か働いたりというようなことがあったわけでありまして、ついついその癖が出まして、全株名義人である大蔵大臣が従来の情性で口を出してどうかというふうなことはまさないだろうという気がするわけでありまして、先ほど総裁からも、スタートのときに、最初が肝心というお話をございましたが、スタートのときには大いに希望を持ってやってもよろうに労使がいい協議をしてもらおうということだと思いますが、大臣が口出しするような心配はなくてよろうござい

いますね。

〔中川(秀)委員長代理退席、委員長着席〕

○竹下(国務)大臣 新会社におきましては労働三法が適用されるわけでございますし、また、私どももいわゆる給与統制ということも行わないことになっておりますし、確かにこれは今まで、あるいは国会議員として、あるいは大蔵大臣として時期から言うところの今のいわゆる年度末の期末手当問題なんかの時期でございますけれども、今も賃金を受けながら私も、ああそういう時期だなあという印象を持っておりまして、いささかも従来の――薪が別にあるわけじゃない、いさせん、関心はそれは持ってもいいわけでございます。ところが、今までも口をはさんだわけじゃない、いせん。本当に円熟した労使関係、今もあると私は思っておりますが、将来もますますそういう環境の中で自主的に行動していくであろうということとをむしろ大要期待して見守ってみたいと思っております。

○伊藤(茂)委員 もう時間でございますから、一つだけ最後にお伺いしたいと思います。ちよつと通告なくて恐縮でございますけれども、国税職員の将来の問題であります。

この間、参考人の意見聴取のときにも、初めての例でしたか、国税職員の組合の代表として国税会議の議長にお越しをいただきました。さまざま職場の状況や生の声を伺ったわけでありまして、それを伺っております。今までも毎年議論をいたしまして、十回にわたって附帯決議を税法改正のときには付する、また予算編成のときにははさまざるようお願いするというようなことで来たわけでありまして、今までの数年間とこれからの状況と、大分状況が違つて私は思います。今後五年間で恐らく一万人ぐらゐの退職をなさる。従来よりもちよつと急テンポにそういう状況が具体化するだろうと思えます。年に二千人以上というふうな状態になると思えます。果たしてそれをどうカバーできるのかということになるわけでありまして、採用したとしても、職員の研修の問題と

か、今の収容能力でできるのかとか、問題があると思えます。

したが、いまして、これから今までは違つた対応というものが必要だ。アメリカの場合にも大規模な採用予算化というものがあつたやうでありますし、先般の参考人の御意見の中でも、西ドイツの場合には日本の五倍とか六倍とかいうようなお話をございました。やはり私は、それらについて今までも毎年議論してまいりましたが、これから先数年を考えますと、今までは違つたペースで対応がされなければならぬということだろうと思えます。その辺の、具体論は別にいたしまして、姿勢として御見解はどうかということ。

それからもう一つは、ほかの国と比べてももっとふやしてもいいのじゃないか。同時に私は、当然であります。福田君の「税とデモクラシー」ではありまけんけれども、より民主的であり、より国民に対するサービスがあり、そしてタックスペイヤーの理解を得られるような仕組み、そういう方向と努力と相もなつて、やはり言うならば民主的な税務署として、クロヨン問題その他の世論の御批判に対応するような増強された組織というものがあるべきだろうと思えます。

私の感じなんです。毎年当委員会でも議論をいたしまして、それから附帯決議をいたしまして、年末になると予算編成のときにいろいろお願いがあるというふうなこと、そして大蔵省としては自分自身のことなんで処理が一番最後というふうなパターンで来ているわけでありまして、いい意味でやはりそういうことがより世論化されてもいいのじゃないだろうか。これらの問題について、税調でも議論は今までもあつたと思えますけれども、やはりこれから公平な税制の一環としてちよつと今までは違つたペースに税調でもひとつ話題として御議論を願つて、世論にも提起をしていただくというふうなことも大事ではないだろうかというふうに思ひます。それが最後にお伺いしたい。

○竹下(国務)大臣 今の御意見につきまして、こ

これは正確に御意見として政府税調にもお伝えすべきことであらうと思っておりますが、毎年毎年応援をいただきまして、本当に行政改革の時期でございますからまず最初に言われるのは随分始めよ、こう言われながら、この税務職員の皆さん方のことを考えますと、その応援の背景があるからそれでも二けたに乗った、と言っても十一名でございますけれども、純増という様な結果をもたらしました。これから今おっしゃいましたような年齢構成の問題等もございしますので、それらを十分念頭に置いて対応していかねばならぬ。また給与関係のことになりますと、毎年人事院勧告が出る時期を想定しながら、人事院に対して私からもお願いをし続けていく、こういうことになっておりますので、今後とも御支援を心からお願いをいたします。

○伊藤(茂)委員 終わります。

○越智委員長 米沢隆君。

○米沢委員 私は、昭和五十四年に、正式には五十一年から始まったと聞いておりますが、いわゆる一般消費税の導入が企画をされて、それが最終的に撤回せざるを得なかった経緯を顧みて、今、当局の本格的な税制改革を前に当時を振り返ってどういふような反省がなされているのか。これからの税制改革の方向を見出す上で大変興味がありますので、この点について当局の見解を承りたいと思っております。

御承知のとおり、昭和五十年代に入って深刻化してまいりました財政赤字を背景に、シャウブ税制以降長い間政策課題となり得なかった新税導入が財政再建の重要な決め手として提起されましたが、これがいわゆる一般消費税でありました。しかしそれは御承知のような経緯でひとまず撤回を余儀なくされたのでありますが、当局は、五十四年のこのいわゆる一般消費税の導入が挫折してしまつた理由や背景につき、どのような見解を持たれておりますか。総括的に大臣の所見を求めたいと思ひます。

○竹下國務大臣 まずやはり、昭和五十四年十二

月の本院の財政再建に関する決議に述べられておりますように、「その仕組み、構造等につき十分国民の理解を得られなかつた」という御指摘をそのまま私ももちょうだいて、理解の基本に置くべきものであるというふうに考えております。

それから、その反対論を整理してみますと、昭和五十三年の九月、税制調査会から一般消費税特別部会試案というのが出されました後に、各方面から一般消費税(仮称)に関する意見が出されました。その主なものを挙げますと、いわゆる新税の性格に関する点、これはいわば転嫁の問題が一つ、それから二番目が税負担の逆進性の問題、三番目が物価に与える影響、四番目が経済に与える影響。それから大きな二つをいたしまして、新税導入時期等に関して、一番目が歳入の節減合理化を図ること、二番目は不公平税制の是正を図ること。それと大きな三つとして新税の仕組みに関して、一つは、仕入れ控除方式はインボイスがな

いたため、課税仕入れと非課税仕入れを区分整理する必要性から事務負担が大きいという批判、二つは、各業界から非課税範囲の拡大要望などが出されたというような点が整理してみると言えることであるというふうに思ひかけております。

それで、それから来る反省とおっしゃいますと、非常に難しい御質問でございますが、昭和五十五年、すなわちあの決議後の最初の税制調査会の中期答申を見ますと、「避けて通ることのできない検討課題であり、引き続き議論を重ねることが適当である」と指摘されますと同時に、「昭和五十四年度の税制改正に際してとりまとめた一般消費税大綱については、昭和五十四年末、国会決議が行われ、また、各方面から批判や指摘が寄せられている。こうした諸点については十分配慮し、今後、新たな観点から、諸外国の立法例や沿革等も参酌しつつ、課税ベースの広い間接税について我が国の経済取引の実情に即した仕組みを具体的に検討していくことが必要とされよう。五十五年にはそういう改めた答申をちょうだいしてお

るという経過になるうかと思ひます。

○米沢委員 その当時、今大臣がお答えいただきましたように、その導入については賛否両論があったと思ひます。今反対論の主なものについて御説明いただきましたが、賛成論の主な議論はどういうものであったのか。導入は必要なりと主張された当局の要旨もありましょし、あるいは積極的に導入すべきであるという外野席からの応援もあったと思ひますが、賛成の要旨はどういうことでありましたか。

○梅澤政府委員 五十二年には五十四年の「一般消費税大綱」がまとめられます前の中期答申があるわけでございまして、そこいらんな議論が掲記されておるわけでございまして、基本的には、当委員会でもしばしば御議論がございしたように、所得税が税体系の基幹であるということと容認しつつも、所得税の基本的な性格としていわゆる納税者の負担感というものが、これは税制全体に対する信頼性につながる問題でございまして、納税者の負担感というものが非常に重くなってきたといふ場合があります。一つの選択肢としてやはり間接税と云う考え方は検討するに値するのではないかと云う考え方もございします。

それから基本的には、我が国の所得水準の上昇、生活水準の上昇に伴ひまして消費が非常に多様化してきておる、しかも所得の平準化によつて消費が均質化してきておる。そういうものに對して我が国の税体系、特に間接税の体系が今後適応していけるかどうかといった観点もございまして、課税ベースの広い間接税というものが検討の組上についたという経緯でございします。

そういう経緯を踏まえまして、五十四年にいふゆる「一般消費税大綱」なる一つの具体的な税目として提案されたという経緯でございします。○米沢委員 今のお話を聞いておると、所得税が我が国の税体系の中ではウェイトがちょっと大きくなつて、納税者の負担感が重い、したがつて、間接税を入れて直接税を減らすといううな議論があった、あるいはまた消費が多様化し、均質化して、どうも税体系そのものがそういう経済

の変化に對應できていない、したがつて、課税ベースの広い消費税みたいなものを入れて對應するのが適当だろ、そういうことが言われた。今言われていることとはとんだ一緒ですね。結局その場合、いわゆる一般消費税の導入が企画された時期は、これは少なくとも今現在の段階では政府の方は決して増税のためではないとおっしゃつておりますが、その当時はまさに増収のための一般消費税というのがある明確にあらつたわけでございますから、どうも導入しなければならぬと言われ

ておる理由がその当時と一緒。何かそういうことを聞きますと我々としては、いわゆる一般消費税はやめたけれども、しかし大型間接税を入れねばならないという裏には増収、増税をねらつておるというふうにダイレクトに思ひざるを得ないような感じがするのでございしますが、大臣の御見解はいかがですか。

○竹下國務大臣 おっしゃいますとおり、当時財政再建のとるべき手法の一つとしてこの物の考え方があらつたということは、私も否定するものではございしません。今日は、言つてみれば異例の答申としていただいたのは、戦後今日まで来たいろいろなひずみ、ゆがみというものを、この際、直接税、間接税を問わず、抜本的に検討をすべきである、こういう答申でございします。その答申そのものを正確に読んでみましても、いわゆる税体系ありきで、増収措置という問題、それをどうしようかという問題、行かうかというのとは後の問題になつておる。したがつて、今御指摘のありましたいふゆる基幹税たる所得税を否定しないわけでございますが、それからくる重税感等といううなことは、増収措置とは別の意味で述べられておる基本的な一つの議論ではないかと考えております。したがつて、まず増収ありきという形の、増収対策としてどうしたらいいですかという諮問をするという考え方はございしません。

○米沢委員 私が申し上げたいのは、昭和五十年代の財政赤字を前にして財政再建策としていふゆ

る一般消費税の導入が図られた、そのときの理由と、今は増税、増収のためではないと言われながらも同じ理由で大型間接税を入れようとするということを眺めてみますと、どうもその当時と同じようなことが画策されておるような感じがするという私の感想を述べたわけでありました。

それから、今その当時の反対の理由あるいは背景みたいな問題について細かく御説明がありましたけれども、この反対論を大まかに分けましますと、今さっきも大臣は新税の性格論、導入の時期についての批判、新税の仕組みについての批判、三つに分けていただきましたが、私はこれと同じような分類だろうと思いますが、一つは日本型付加価値税と称されたその税金の内容そのものに對する批判、それからいわゆる一般消費税が持つておる性格に對する批判、もう一つは財政再建策に使われることの批判、こういう三つに分けられたのではないかと思います。

そこでお尋ねしたいのでありますが、まず今広く一般消費税の持つ欠陥への批判として、景気に与える影響とか、逆進性で不公平をもたらしとか、導入が物価上昇をもたらしとか、納税義務者の事務負担が増大する、こういうような批判だったと思うのですが、しかしらば、もし今回も大型間接税を導入するということになりましたと同様な批判が出てくる、現にこの国会でもいろいろと同様の批判が出ておるのでございますが、これらの批判を今度は克服できるという自信を持つておられるのでしょうか。もしそうであればどのような手法が考えられるのか、お聞かせいただきたい。

○梅澤政府委員 最初にお断りしておかなければならないわけでございますけれども、税制当局なり税制調査会におきましては、いわゆる新しい間接税なるものについて具体的な検討は一切やっておりますので、そういった角度からお答え申し上げます。という趣旨ではなくて、一般消費税の議論がされたときにいわゆる逆進性とか物価に對する影響、転嫁の問題についてどういふ議論が行われた

かというのを御紹介申し上げる意味でお答えさせていただきます。逆進性の問題につきましては、当時の税制調査会等での考え方は、生活必需品のようなものを非課税にするということと逆進性が緩和される、同時に逆進性の問題は、結局税体系全体かんずく所得税の再分配構造も含めたところで、全体として税負担が逆進的なものであることは累進的なのかという議論がされるべきではないか、さらに議論を広げますと、先ほども申し上げましたけれども、財政のなかんずく歳出面が持ちます再分配機能、つまり財政全体の再分配機能を考へて議論されるべきであつて、その一部分的な税目の一つの局面だけをとりえた逆進性の議論は、いかかというふうな議論が当時なされておりました。

それから物価の問題でございましてけれども、これは導入時期との関係もあるわけでございますけれども、これもヨーロッパ等においても導入時期を誤った結果、物価のスパイラル現象を起したような国もございまして。したがって、導入の時期、その選定は非常に大事な問題であるけれども、理論的に言へば、あるいは諸外国の例を見ても導入の前後において物価の大きな擾乱現象が起つてないというのが一般でございまして、消費税であります以上一回限りの物価へのはね返りというものはあるわけでございますが、それは物価現象と考えるのか、あるいは極端に言えば、それは所得税で税負担を課する場合に可処分所得に影響が起る、同じように一般消費税なるものを導入した場合の物価の現象も、それは可処分所得に對する影響という面から見れば物価問題と直ちに考えるのはいかがかというふうな議論が行われた記録がございまして。

それから事務負担等の問題でございましてけれども、当時の議論としては、ECタイプのインボイスというのは我が国の取引慣行にはなかなかなじまない、むしろ支入れ控除の方が事務負担等が軽減されるというふうな観点からあの税目が選ばれた。これも、当時の議論の経過をたどつてみます

とそういう議論が行われたということでございます。あくまでも当時の議論の御紹介ということで申し上げます。

○米沢委員 今はその当時の御紹介ということでございまして、次の税制改革の中で大型間接税なるものが入つてきた場合には、やはり当時のそのあたりの批判を踏まえながら新しいものを考へていく、そういう手法に立たれるのは当然だろつと思ひます。

そういう意味で、今その当時の話の中でのいろいろ述べられましたけれども、今後大型間接税が導入される場合やはり気をつけねばならぬというのは、逆進性が起らないように配慮するとか、時期についてはやはりかなり検討をした上で導入時期は決めていくとか、あるいは事務量の問題等の反対論に對しては事務量がからならないような方向で間接税が導入できるような方法は何かないかどうかと、そんなものをいろいろ検討されながらこれから政府税調でも議論し、最終的には税務当局が決断を下すことになると思ひます。

○竹下国務大臣 導入されるという前提はさておきまして、この議論の展開というものは、今おっしゃつたような点が問題点となつて展開されていくであらう。私もその当時のものをいろいろ読んでみますと、物価の問題等の中においては、非常に安定したときにこれが入れれば物価に對する影響はいわば一回きりじゃないか、が、しかしながらその問題は物価だけでやはりとらえるべきではなく、全体の可処分所得の中でとらえるべきだとかいうようないろいろな議論がございまして、今日もお話でございますし、それから基本的な議論の中には、すべての国民に比して日本人はいわば教育水準あるいは勤勉の度合いが高いけれども、どうもいゝゆるまけてくれという習性だけは日本人の体質にまだ残り過ぎておるのではないかと、こんな問題等がいろいろな形で議論をされましたので、その議論はやはり今導入を前提に置いた議論としてでなく、今米沢さんの構築された

ような形で議論はなされていくであらうという印象は私もひとしくします。

○米沢委員 その当時、また先ほども話がありましたが、一般消費税導入を即財政再建策に使つてもらつては困るというふうな批判もやはり強かつたのではないと思ひますが、要するにそれをまとめれば、新税による増税を行う前に現行税制における不公平の是正がなされるべきであり、同時に財政支出の削減合理化もすべきだ、それらの措置が不徹底のままの新税導入は国民の理解を得られるはずがない、こういうふうな理屈があつて、そういう形でこんなことを反省されて最終的には撤回をされ、そして当面の財政再建に当たつてはまずは歳出の削減でいこうということになり、鈴木内閣の「増税なき財政再建」につながり、中曾根内閣の「増税なき財政再建」につながり、それが今日まで營々と歳出削減の努力をされてきた、こういうことになるわけですが。

その努力は我々も多とするとところでありますが、もし今回もまた大型間接税の導入がなされることを前提にするといふと、このような批判はもう言われなくても済むような状況になつておるといふまいでしょうか、大蔵大臣自身として、不公平の是正とか財政支出の合理化をやつておるといふ自信は今の過程ではないかもしれませんが、大型間接税を導入される時期については、ちょうどそのタイミングで、導入する時期ぐらゐのときには胸を張つてすべて不公平税制もあるいはまた歳出合理化の徹底もできる限りやりましたと言へるような段階が導入の時期だといふふうに考へてよろしいのでしょうか。

○竹下国務大臣 これも導入を前提に置いたという議論でなく、いわゆる財政再建の手法として、初めに増税ありき、増収ありきと言つたならば、既にその段階においていわば歳出圧力に對して抗し切れなくなるという批判と、それからその前にやらなければならぬ公正、公平の確保という問題があるのじゃないか、こういう批判は過去もそして今日もおありです。したがって、私どもと

しては、やはり歳入歳出両面にわたつての合理化、節減努力をなす、していかねばならぬ。いつも私考えましますのは、ヨーロッパがすべてそうという意味ではございませぬけれども、いわゆるヨーロッパの間接税というのは、それなりに国民にいわゆる痛税感がある意味において失われ過ぎたのではないかと。そこで歳出圧力というものに抗し切れなくて、言ってみれば今日の経済問題等が惹起されてくる一つの遠因にはなつておるのではないかと感じもいたしますので、慎重な上にも慎重に対応すべき、一般論として、課題であると思つております。

○米沢委員　そこでもう一つは、日本型付加価値税とされるいわゆる一般消費税そのものの内容に對する批判もいろいろあつたというふうに今さっき話がありました。しかし、最善だと思つて出されたものが批判を受けて、そしてまた次に同じような大型間接税を考へる場合にまた同じようなことを議論しながら新たな設計をしていかねばならぬわけですが、私は、その当時いろいろ日本型付加価値税に對して与えられた批判そのものは、現在に至るも、似たような批判がどんな大型間接税を持つてきても同じような調子でやられてくると思うのです。そういうものを考へたときに、果たして實際国民の納得できるようなものができるだろうか、そういう危惧の念を持つてわけでございます。

そういうところでぜひお聞かせいただきたいのですが、例えば今までの議論の中では、大型間接税といへばE型が理想だろうと税制調査会長もおっしゃいましたし、どうも皆さん方のお答えもそういうところでございます。日本の事情、いろいろな政治的なあるいは税務行政上からの配慮を加えてそれを變形させていく、それがまた日本型付加価値税になつていく、こういうことになるかと思つております。しかし、政治的な事情だとかあるいは税務行政上の事情は、今日に至るまで当時と全然変わらぬと思つております。私は大蔵大臣にお尋ねしたいのは、いわゆる大型間接

税を導入できるような環境は、その当時と現在に比べてどういふふうになつたと御理解いただいておるのか、そのあたりをお答えいただきたいと思つております。

○竹下國務大臣　いわゆる所得の均質化等からいたしまして、当時も間接税議論というものはございしましたが、今日と当時とどう違ふかといへば、よりそういう問題が各方面の議論になつてきたというところは言えるではなからうか。その各方面の議論を集約されたものが、税調で正式にそういう直接税、間接税という言葉をが使われたり、あるいはちよつと古うございませぬけれども、臨調でも直間の比率というふうなものが使われたりするようになつたといふことは、国民がそれだけ理解を示したといふ意味で言つておるわけではございませんが、これに對してより当時よりも関心を持つておられるといふことは言えるのじやないかと思つております。

○米沢委員　時間がありますので、最後にお尋ねしますが、今から政府税調を開かれていろいろと大型間接税の是非とかあるいはその内容等について御検討がなされていくわけですが、今までの議論の経過からして、どうもE型型の付加価値税にちよつと味つけを加えるというのに落ちつきのような感じが私にはするのです。で、上にあるものは、そういう意味では五十四年当時棄却されたいわゆる一般消費税とちよつとの色合いが、色の違いはありますが、大体似たようなものに落ちつきのような感じがするのです。そういう意味でいへば、一般消費税あたりも全然検討の対象外ではないんだという答弁になつたのではないかと思つてございしますが、先ほどから私言いますように、五十四年当時棄却されたいわゆる一般消費税と、今度政府税調が最終的には落ちつくであろういわゆる一般消費税の大型間接税は大同小異ではなからうか。そして事情そのものも環境的にもそう変わつていない、私はそう思つておるの

でございます。そういう意味で大蔵大臣がこの前、国民の意識は変わる、したがって、その当時

の批判も現在の批判では即あり得ないといふような趣旨のことをおっしゃつておりますけれども、本當にそんな感じでございますか。

○竹下國務大臣　前回お答えいたしましたことがいろいろな報道を生みましてつきまして、先ほど伊藤委員の御質問にお答えしたところでございませぬけれども、私が反省しておりますのは、一般的に国民の理解と協力を求めなければ、税制と言わずあらゆる政策は行われるものでないといふことはよく言つております。が、この前、正確に速記録を讀んでみますと、当時この場所、向この場所でございますけれども、あの決議案をおつくりになるときに私も首を突つておりました。だいて、なるほどな、いわば経済社会の推移の中で国民の考え方とも変わつていくといふようなことを前提に置きながら、そういう可能性もありながらうまうつくられたものだといふ当時の印象が述べましたのが誤り伝えられました。したがつて、やつぱり今大蔵大臣が国会決議の中心に感想を述べるといふのは、有権者が国会に存在する限りにおいてはいいけないことだと思つて、それはいま少し讀んでみますけれども、質問者たる川崎さんのお許しをいただいた、削除すべきところは削除をさせていただいた方がいいのかな、こう思ひました。ただ、経済社会の推移の中で税制のみならず国民のニーズはいろいろ変化していきつたといふことは、よく政治の文書の中に書かれておる言葉であるといふことは私も承知しております。

○米沢委員　終わります。

○越智委員長　午後一時より再開することとし、休憩いたします。

午後零時一分休憩

午後一時四分開議

○越智委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。坂口力君。

○坂口委員　おくれまして申しわけありません。予算委員会並びにこの大蔵委員会を通じまして、直間比率の問題並びにもう少し立ち入つた大型間接税等の問題が連日議論の的になつてまいりました。今日を迎えたいわけですが、この議論に入りまして、現在の税制の中でさらに改革を加へる点はないのであらうか。とりわけ、現在の税制の中でサラリーマンは一〇〇％捕捉をされておりますけれども、しかし捕捉されがたい部分も存在することは確かでありまして、その部分を一体どうするかという議論もまた一方でございます。大事な議論ではないかといふふうに思つてございませぬ。きょうは大蔵委員会でございますから、ほかの省庁の方は呼びましてございませぬけれども、これはやはり大蔵省としても一つの方針を持つべきではないかと思つてございませぬ。

そこで、まず最初に大蔵大臣にお聞きをしたいわけですが、今までの徴税といふことにつきましては努力もされてまいつたと思つて、また、とりわけ直接担当しておみえになります国税庁の方はいろいろと努力をしておみえになつたと思ひます。しかし、これは国税庁だけにお任せをしていい筋合いの問題ではなくて、もっと幅広く国民に訴へ、理解を得、そして国民の義務としての自覚を持つてもらわなければならぬ問題であるといふふうに考へておるわけでありませぬ。

そこで大蔵大臣に、今までの問題点、それから、これからこういうふうな方向にもつと持つていかねばならぬ点があるといふようなお考えがございましたらまずお示しをいただいて、議論に入りたいと思ひます。

○竹下國務大臣　いわゆる申告納税制度、このもとでございます。課税の公平を図つていきますために、やはり国民一人一人にいわゆる租税に對する正しい理解をいただかねばならぬわけでございますので、したがつて今でも国税庁で、児童生徒を初め国民各層に租税教育、こ

これはまあどういふ方向でこれを見るかということも問題でございますけれども、大蔵大臣が判断されたときには検討対象にいたしますというふうな正確におっしゃったものなのか、あるいはそうでなかったのか、もう一度改めてここでお聞きをしたいと思います。

員会では一般消費税は検討課題に入らないことが再三確認されておる、一般消費税について、委員会が異なる全く異なる答弁が出てくるのはどういふわけか、これでは予算委員会での審議が何だつたのか疑問が出る、どう考えるか、これではまじめに審議はできなくなるではないか、これは、ちょうど予算の理事会で今聞いてきたところでございませう。

そこで、正確にお答えいたしますが、川崎先生と私と問答いたしましたときに、川崎先生の方でお読みいただきましたものの一つといたしましては、去年の三月一日の予算委員会で、社会党の稲葉委員の質問に対して私が「国会決議のいわゆる中身については国会自身でお決めになるべき問題で、政府が国会決議を勝手に決めたりしたらこれはいけません。」

私としては、やはり一番気をつけなければいかぬのは、午前中もちょっと申しましたが、当時、上の、いわゆる旧館の大蔵委員会の部屋で、自民党の税制調査会長でありました山中先生を中心にあの決議をおつくりになりました。ちょうど私もそこへ顔を出しておりました、そのときの印象を私が述べておるわけでありませう。これは「国民の理解を得ることができなかった、よって、この手法はとらない、いわゆる一般消費税(仮称)は」と、こういう決議であるわけでございますから、あれは読み方によつては国民の理解を得られたらやってもいいじゃないかという読み方にもなりますので、したがつてその辺は、社会経済情勢において税制というのは国民のニーズも変化してきますから、随分いろいろなことを考へて本当はあの決議案はつくつてちょうだいしたものだというふうな、私自身は当時印象を持っておりますが、こういうことに速記録を見ますとなつておられますので、私も、やはりすべての政策、施策は社会経済情勢において変わっていくということ、その中で国民の理解もあり得るというように一般論として考へておつて、そして当時の印象をここで申し上げたわけでありませう。

したがつて、やはり考へてみますと、今私は大蔵大臣でございますから、政府側が国会決議の中身に対して、有権解釈は当然国会にあるわけでございますから、感想を述べること自身もやはり不謹慎じゃなかつたかなと思ひまして、川崎委員の御了解を得てこの速記録は削除してもらおうというふうに思ひました。で、委員部と話し合つてみますと、削除する以上には私がここでその削除の意思を表明することがなかつた確であるということのようございませう。が、印象を述べたこと自身も私としてはやはり少しオーバーしたなという反省と遺憾の意を表すべきだというふうに、これを読みながら、言葉を選んで言つておられますけれども、やはりこれは言うべきことでないことを言つておるといふ意味で、削除に値すると私自身が表明したわけでございます。

したがつて、一般論として申し上げますならば、いづれにしても、税制調査会の答申等を見ますと、社会経済情勢の変化の中で国民のニーズも変化してくるという前提でいろいろのものが書かれてあります。が、今、国会決議自身が変更になつたとすれば別でございますけれども、現存している間私どもはやはり、総理からもたびたび申し上げておりますように、この五十四年十二月の財政再建に関する決議におきましてこの手法はとつてはならないと言われているこのいわゆる一般消費税(仮称)というもののについては、私どもはこれを政策手段としてとらうというわけにはいかぬというふうな私ども考へます。

○坂口委員 今、大臣から削除というお話がございましたが、この速記録を読みますと、確かに印象を述べられたというふうなこともないことではないわけでございます。先ほどお話ししましたが、もう一度読みますと、「いわゆる一般消費税(仮称)は」と、こういう決議であるわけでございますから、あれは読み方によつては国民の理解を得られたらやってもいいじゃないかという読み方にもなりますので、したがつてその辺は、社会経済情勢において税制とい

うのは国民のニーズも変化してきますから、随分いろいろなことを考へて本当はあの決議案はつくつてちょうだいしたものだというふうな、私自身は当時印象を持つておりましたが、その議論は別として、多段階類型の一般消費税(仮称)は、E C型付加価値税といふ一般消費税(仮称)は、多段階であるという点においては全く一緒だと私は思つております。

非常に難解な御答弁でございます。シェークスピアか竹下蔵相かと思うほどの難解な面もございまして、この初めの方の議論は、そういう「印象を持っておりまして」と、こう述べておみえになりまして、「その議論は別として、多段階」と云うふうな、最終のところにおきましては、この川崎議員の質問に対してお認めになつてはいるようにも受け取れるわけでございます。

いづれにいたしましても、それは本意ではなかつたというお気持ちであります。この問題につきましてはこれ以上申し上げることは差し控へさせていただきます。ただ、国民の側から見ましたときには、この大型間接税に関する議論が非常にわかりにくくなつて、本当のところは一体どうなのであるのか、ただ単なる言葉の遊びになつてはいないだろうかという印象を国民の側は持つていないだろうか、とありまして、ぜひひとつその辺のところは明確に、こういう考へ方があるならばあるということと私は思ふ一人でもございませう。

なぜ私がこの問題をあえてここで申し上げたかと申しますと、その竹下大蔵大臣のお考えよりも、そういふふうな判断をなさる尺度というものは、一体何によつてなされるのであろうかということに疑問を持ちましたので、私はあえてここでこのことを取り上げさせていただきますわけでございます。そこでついでに、国会決議なるものがあるわけでございますから、これからのこともございませうので、もう一つだけ聞いておきたいと思ひます。

国会決議というものの持つ意味と申しますか、国会決議の重さと申しますか、重さの程度と申しますか、そうしたもののついてどのようにお考へになつておられるのか、これもひとつお聞きしておきたいと思ひます。

○竹下国務大臣 具体例で申し上げますと、財政再建に関する決議に対して、そのときの大蔵大臣であります私が発言しておりますことは、「ただいまの財政再建に関する決議に対しては、政府の所信を申し述べます。政府といたしましては、ただいま採択されました御決議の趣旨に十分配意して、歳入、歳出両面にわたり、幅広い観点から財政再建を進めてまいらる所存であります」ということを述べておるわけでありませうが、国会決議というのは委員会決議とか本会決議とかございませうけれども、何としても議会制民主主義、なかんずく新憲法のもとに国会は国権の最高機関たる書いてあります、したがつてして最高機関の御決議というものは大変に重いものであるというふうな受けとめるべきものだとは私は考へております。

○坂口委員 今さらここで申し上げるまでもないと思ひますが、昭和四十五年六月十一日の商工委員会におきまして、時の真田説明員から国会決議に対する考へ方が披露されております。これを読みますと、「御承知のように憲法には七十三条に、内閣は法律を誠実に実施しなければならぬ」という義務が書いてございませうので、法律についてはもとより法的な効果と申しますか、政府に対する拘束力があるわけでございますが、決議につきましましては、特にそういう意味の法的な効果はないというふうにいわざるを得ないと思ひます。ただ、国の最高機関の一翼である議院、衆議院なり参議院が決議案を可決されました場合には、その趣旨を十分尊重して、なるべくその実現に沿うようにできるだけの努力をしなければならぬという政治的の姿勢は当然ある、尊重しなければならぬという政治的の姿勢は働くと申すので、こゝろでございませう。

て、さらに、「仮定の問題」といたしまして、全然決議の内容を尊重しない、一顧だに与えないというようなことがあれば、それは当然政治的な責任の問題になると思います。ただ、それが違法だとか無効だとかという法律問題ではないということだけは、先生も御了解いただけるだろうと思います。こういうふうな述べておきまして、国会決議なるものによって立つところに触れているわけでごさいます。したがって、どうかひとつこの決議の重さというものを理解をいたしまして、これから対処していただくことを切にお願いをする次第でごさいます。

自治省はお越しいただいておりますか。

法人税や租税特別措置法と同じに入場税の問題が取り上げられておりますが、この入場税につきましても、芸術性というものがどこにあるかということが一つの議論になったことがございます。映画は比較的是きりいたしてございますけれども、演劇になりましては、いずれの点までを演劇とするか、芸術性ありとするか、これは非常に難しい線引きの問題があるかと思ひます。それと同じように地方税におきましても同様なことが実はございまして、大蔵省管轄からは若干外れますけれども、さうはあわせて地方税の問題につきましても議論をさせていただきたいと思ひます。

ここで定義を申し上げておりますのは実は事業税でございまして、事業税のかかります中にいろいろのものがございまして、例えばデザインでございまして、最近ではイラストレーションという言葉がございまして、あるいはまた、それをかく人をイラストレーターという言葉がございまして、用語的にも範囲が非常に複雑でございまして、けれども、そうした範囲は課税の対象になるのかないのかということがございまして、

例えば、絵をかかれます画家は事業税の課税対象にはならない。漫画家もならない。これは、こういう絵だとか漫画というものに対する芸術性を認められたということだろうと思うわけでありま

す。それならば、イラストの中にも、本の挿絵でございまして、さうした非常に芸術性の高いものもあるわけにございまして。さうした芸術性の高いものでございまして、例えばそれが挿絵とかイラストという名のものであれば、それをかく皆さん方に対しては事業税の対象になるという解釈もございまして、いや、そこはやはり一線を画して、たとえ挿絵といえどもそれは非常に芸術性の高いものだからかかてはならないのではないかと議論もあるわけにございまして。ただ、各地方におきましてそのことがかなり混乱をしております。さうはそこにつきましてお聞きをしたいと思います。思うわけにございまして。まず、自治省の方から基本的なお考えにつきましてお聞きをしたいと思ひます。

○前川説明員 お尋ねの問題でございましてけれども、個人事業税につきましましては、御指摘ございまして、個人事業税を法律で事業、業種という形で一々掲記をさせていただいておるわけにございまして、その事業を行う方の事業の内容が地方税法に掲げてある事業に該当する場合に個人事業税として課税をするというところでございまして。御指摘ございまして、デザイン業という業種が昭和五十六年度の地方税制改正によりまして個人事業税の課税対象事業として新たに取入れられたわけにございまして。昨今のように非常に社会経済が複雑な仕組みのもとで動いておる中、また価値観も非常に多様化している中で、いわゆる自由業と言われるビジネス、事業でございまして、これもまた非常に複雑多様化、多岐にわたっている面があるわけにございまして、さうした中から私ども、デザイン業と言われる範疇の事業につきまして、一つの課税対象事業として五十六年に新たに導入させていただくことになったわけにございまして。

その際にいろいろ議論がございました。デザイン業とは一体どういう範疇の事業を指すのかというところでございましたが、私もそれ以来一貫して申し上げておりますのは、継続して対価の取得を目的としてデザインの考案及び図上における設計または表現を行う事業、こういう形でデザイン業というものをある意味では定義づけ、その範囲を明確にさせていただいているということにございまして。これを基本にいたしまして、具体的に地方公共団体に対しては通達等によりましてこのデザイン業の中身を指導をいたしておるわけにございまして、その基本的な考え方は、所得税におきまして、これは源泉徴収義務とかかわりございまして、さういふ関連の事業が挙がっております。私どもは国税と地方税で同じ事業を対象にする分野で大きく取り扱いが異なるのはいかかという配慮もございまして。さういふ意味で、おおむね所得税でデザイン業と言われておりますものの範疇に属するものを頭に描きながら個人事業税の課税の対象であるデザイン業というものを決めてさせていただいておるわけにございまして。

実際に事業を行っていらっしゃる方々あるいは何とかデザイナーとみずからおっしゃったり、あるいは今御指摘がございましたようにイラストレーターというふうにおっしゃる方もございまして。私も、この個人事業税の課税に当たっては、その事業を行う方がおっしゃっている肩書きによって課税対象になるならないということを判定するよりは、むしろその方が実際にやっているかというふうな具体的に判定すべきであるというふうな地方団体には指導させていただいておることでございまして。

○坂口委員 今、中身によって課税をしているあるいはさうしようと思つたというお話でございまして、少しく安心をいたしました。中にはイラストをかいておみえになります方の中には、いわゆるイラストレーターという肩書きをつけまうとこれは課税の対象にされるので、挿絵画家あるいはまたただ画家というふうな名刺に書きますと対象にならないというふうな話が流れたりもいたし

ますほど非常に混乱をいたしておきまして、挿絵をおかきになります皆さん方の中には非常に芸術性の高いものをおかきになっている方もあるわけにございまして。

私ここに挿絵の画集を持ってまいりましたが、中には非常に立派な挿絵をおかきになっているものがある。むしろ文章よりも挿絵によって引き立てられたというものもあるわけにございまして。したがって、この挿絵につきましてもひとつ中身によって御判断をいただく、そして名前によって課税をすることのないように配慮していただきたいと思ひます。その点もう一度重ねてお伺いをしたいと思ひます。

○前川説明員 個人事業税におきましては、御指摘ございましたようにいわゆる芸術活動によって創作される作品、これは含まないということに基づいておきまして、イラストレーターという肩書きをお使いになって実際に仕事をなさっている方々、その方の作品といえますが事業の状況によってこれは具体的に判定すべきものと私どもも考えておりますので、地方公共団体におきましても基本的にはさういふ考え方であるという課税の事務を取り扱っていると思つております。

〔委員長退席、堀之内委員長代理着席〕
なお、問題がある点がございまして、私どもも地方公共団体に対して、このデザイン業を課税対象とした趣旨ないしその範囲等も含めて十分に指導をさせていただきたいと思つております。

○坂口委員 イラストをかかれます皆さん方も、税金がどういふ形になるかということよりも、挿絵等が芸術として認めていただけるかどうかという点をより重要視しておみえになるわけでありまして、その結果として税金がどうなるかは、言うならば一つの別問題として考えておみえになるわけにございまして。したがって、さういふ認識をいただけるものであるならば、それはぜひひとつそのようにしてもらいたいという強い要望がございまして。今お聞きいたしましたことに応じたいと思いますので、どうかひとつこれからよ

ろしくお願いを申し上げたいと思います。また、各都道府県に對しては、もうすぐお考えをひとつ周知徹底をしていただきますようにお願いを申し上げたいと思います。国税庁がとうございしました。結構でございます。

次に、マル優の問題に移らせていただきます。これは先日米沢議員からも質問がございましたし、一、二回ここでも議論になったことでございますが、前回のグリーンカードのときにいわゆる銀行預金から郵便貯金への大量の資金シフトが起ったという話があるわけでございます。これは現実には本当にそうであったかどうか。そう言いたいが点も十分あるかとは思いますが、この日銀の経済統計月報を見ますと、確かに昭和五十五年に年度中の増加率が四五・二％郵便貯金の方は増加をいたしました。その増加額は十兆を若干超えているわけでございます。また、全国銀行の個人預金の方は伸び率がマイナス一五・六％になりました。五兆二千七百六十二億円の年度中の増額にとどまっているわけでございます。銀行協会等は大体一兆四千億程度流出をした、こう申しておりますが、しかしこれが本当にそうなるかどうかという点にはもう少し詳しい検討も必要ではないかと思ひます。

これは国民の皆さん方が選択をされることであります。そのことがいいとか悪いとかということとは言えない問題でございます。私もそのことにつきましても、少しあしき議論はやめたいと思ひますけれども、しかしこうした銀行預金から大量に移行するということが、グリーンカードのときと同じようなことがもし起こるといふましたら、それは経済社会に与える影響はいろいろ出てくるであろうというところは想像にたかくないうわけでございます。そうしたことがもし起こったとしたらそれはどんな影響があり、そのことがいふいふな影響いかんによつては非常に困ったことになることもあるのではないかと思ひますが、その辺につきましてもどのようにお考えになっているかをまづお聞きをしたいと思ひます。

○梅澤政府委員

グリーンカード当時の事情でございますけれども、昭和五十五年の所得税法改正でグリーンカード制度の成立を見たわけでございますが、ちょうど今から考えますと、五十五年の春でございましたが、金利の先行き天井観というものがございまして、郵便貯金、なにかんぞく定額貯金の高利回り性に非常に関心が集まりました。そういつた事情と、やはり当時の新聞報道等を見ますと、連日グリーンカードとの関連でそういった報道がなされたものでございますから、結果的に五十五年秋になりました。鎮静したかと思ひますけれども、いろいろな市中のいわゆる金融シフトと言われるものがグリーンカードと事実問題として無関係であったとは言えなかつたと思ひます。いろいろな誤解もありました。よし、新しい制度でございまして、いろいろな不安感等が増幅されてしまつた面もあつたかと思ひます。その議論はさておきまして、ただいま御提案申し上げております非課税貯蓄制度、郵便貯金も含めて新たに本人確認を厳重にいたしますと同時に、郵便貯金につきまして限度額を超えたと主観的要件の有無を問はず課税にします。それから、課税郵便貯金を支払われた場合には税務官署に對して新たに通知制度を設けるということで、現状よりも限度管理の強化を図る。私もこれはこれによつてかなり事態は改善されることを期待してあるわけでございます。

その場合に、ただいま御指摘がございましたように民間のマル優と郵便貯金、これは制度が違ひますので、すべての面について商品の種類も含めましてイコールフットイングというわけにはいかないわけでございすけれども、なるべくグリーンカード当時のような事情といふか、世の中に混乱が起らないというために、今回の制度の具体的な手順を詰めます場合に郵政省それから民間金融界とも十分入念な検討協議を重ねて、ただいま最終の詰めに入つておるわけでございます。した

がいたしまして、現在民間金融機関の一般的な見方といたしまして、今回の場合はいわゆる民間のマル優から郵便貯金にシフトが起るというふうなおそれはないというものが民間金融界の一般的な観測というふうな事柄も起るに受けておりました。また確信をいたしておるわけでございます。

○坂口委員

ひとつ十分に配慮をした態度をおとりをいただきたいと思ひます。いづれにいたしましても、片や郵便貯金の方はまあ国がやっております範囲に入るわけでございすので、一般の方からかなり厳しい見方があるわけでございまして、それだけにやはり同じ国として、いろいろと民間金融機関から言われることのないようにひとつできるだけ配慮をしていただきたいと思ひます。

それからもう一つ、郵便貯金の方は、定額貯金は六十一年度の一月一日に始まつたといひますと、最長十年間の預け入れ期間があるわけであります。それに対して民間金融機関はわずか三年しかないとこのことに對してしまつても、いろいろ民間金融機関の方からは議論の出ているところでございす。そこで、公平な立場と申しますか、両者のどちらにもつかない立場から考えまして、この民間金融機関の三年間の預け入れ期間といふのは、片や十年に對しては少しやばり差があり過ぎるな、そんな感じがするわけでございす。この辺につきましても、このままでございすといういかにざるを得ないのだといふふうにお考えになるのか、それともそこは若干何かやばり考えたいかなければならないといふふうにお考えになるのか、その辺のお考えもひとつ聞かせていただきたいと思ひます。

○梅澤政府委員

ただいま御審議いたしております新たな非課税貯蓄に対する限度管理のシステムでございすけれども、今御指摘のありました点は、恐らく六十一年度一月一日以前に預入された点はいわゆる既往分の限度管理をどうするかという問題かと思ひます。

これにつきましては、考え方としましてはある時点に一元に既往分を洗いかえるというやり方も考えられるわけでございすけれども、今回の場合はそういう一元に洗いかえるという考え方をとらずに、やはり貯蓄者の便宜も考えまして、基本的な考え方といたしましては従来の非課税貯蓄申告書、郵便貯金の場合でございす。従来は通帳によつて新たに店に來られて預入される時点で既往分について限度管理と申しますか、本人確認をし、新たな申告書に切りかえるというやり方をとつたわけであります。

これは専ら貯蓄者の便宜を考えまして、税制で一斉に制度が切りかわるということについての混乱を避けるということでのやむを得ない経過措置といふふうな私どもも考えておるわけでございす。その場合に郵便貯金の場合には最長十年の定額貯金があるということで、実質上は、民間にはそういう商品はございせんから、経過期間の取り扱いでアンバランスが生じるということを指摘する向きがあることも私も十分承知をいたしております。ただ、この点につきましては、既往分の定額貯金も、制度移行後限度を超えているものについては従来と違ひましてきちんとした課税処理も行われるということで、従来よりはこの点は非常に改善されるという点に御留意いただきたいと思ひます。同時に、先ほども申しましたように、このアンバランスによつて現在、グリーンカード当時のような世上混乱が起るということも予測する向きもございせんし、私もそれはもういふことがないことを期待してあるわけでございす。

したがいまして、この辺のアンバランスは、制度上あるいは商品上の違ひがございまして経過措置としてやむを得ない事態ではあると考へておりますけれども、万が一そういう事態が悪用されるというふうな事実なり事態がもし將來生じた場合には、やはりその時点で制度上何らかの措置を手当てすべきかどうかということを検討はしなければならぬと考へておりますけれども、今は

そういった点の危機は私も一般的には持つておらないという事でございます。

○坂口委員 銀行局、何かございましたらひとつ……

○吉田(正)政府委員 先生の御質問は、恐らく税制上のイコールフットイングとの関連で、やはり民間についても商品上、例えば定額郵便貯金などのような商品の導入を考えられないかという御質問かと思われまゝ。

御承知のとおり、ただいま私も金融の自由化の流れの中でその行政を推進しているわけでございまして、金融の自由化の流れの中で自由化商品等につきましては積極的に前向きに受けとめていきたいというふうに考えておるわけでございまして、例えは郵貯の持つております定額郵便貯金のような商品を導入することにつきましては、税制上の観点のほかに、長短分離の問題あるいは金融機関の経営に及ぼす影響、それから臨調の方針など、種々留意、配意すべき点、慎重にすべき点があるわけでございます。

もうちょっと敷衍して申し上げさせていただきますと、戦後の民間金融機関の中で、普通銀行と長期信用銀行の業務につきましては制度的な分野調整を行っております。これは言うなれば長短分離という制度でございまして、普通銀行は主たる資金調達手段は定期預金、これは二年物、それから期日指定定期預金などを入れますと三年物までになっておりますけれども、こういうものを長期化したしまして、長短分離制度問題に及ぼす影響というものはあるわけでございます。この制度問題につきましては、私も時代の流れに沿いまして漸次実態に合わせてこれを改めていくというところになると思っておりますけれども、時々大臣なども申し上げておりますとおり、我が国の金融制度、金融慣行の有する長い歴史と伝統あるいは日本の土壌を踏まえて漸進的に対応していくという姿勢でおるわけでございます。それが長短分離制度にかかわります問題でございまして、それから、定額郵便貯金そのものについて申し

上げさせていただきますと、これは長期にわたつて預入時の金利体系が保証されている、こういうことになっておりますので、民間金融機関がこういう長期固定の金利商品を扱う場合には、その経営にどのような影響を及ぼすかということも検討をする必要があると思っております。

それからもう一つは、臨調の最終答申でございまして御議論がございまして、「個人預貯金の分野における官民のバランス維持及び事業の健全性確保の観点から、その見直しを行う」必要があるというところが指摘されておるわけでございまして、以上のような留意すべき点、検討すべき点等があるというところでございまして。

私もとしては、一般的には、民間金融機関が預金者のニーズあるいは創意工夫を生かした商品の多様化に前向きに対応するつもりでございまして、けれども、本件につきましてはかような問題があるというところを御説明させていただきます。

○坂口委員 銀行協会は少しくした問題に対して神経質になり過ぎていて、というふうに私は思っている一人であります。主税局長さんから先ほどお話がございましたように、私も、いろいろ難しいグリーンカードのときのようなことは起こらないであろうと期待をいたしておりました一人でございます。また、今銀行局長さんからもいろいろお話がございましたが、そうした新しい対応の仕方も考えていただいておりますので、そうした心配なことはそう起こらないだろうと思っておりますので、でございます。

しかし、確かに、銀行関係の方にお会いをいたしますと、我々が考えております以上に、この新しい制度の中で非常に銀行にとりまして不利な状況が生まれているのではないかと心配をしておみえになる。我々から見ると、これはかなり取り越し苦労だと思われる向きがあるわけでございまして、しかし、皆さんがそういう心配をしておみえになることもまた事実でございまして、やはり

きちんとさせておかなければならないというふうに思っております。

そこで、先ほど国税庁にはもう帰ってもらつていいと言つてしまいましたが、この調査の問題にいたしまして、銀行につきましては国税の方がこれは全部把握をされるけれども、郵便貯金の方は、これは郵政省の方がきちつと把握をして、そうして国税の方に報告をするという、そういう手順の違いがあるということから、その辺も心配をかなりしておみえになる向きもあるわけであります。今度は制度が変わるので、それからそんな心配は要りませんよと申し上げるので、けれども、何度申し上げてもなおかつそこに疑問が残るといふのが銀行の皆さん方のお考えのようでござい

ます。そういう考え方があります以上、それを、それはもう取り越し苦労ですよと言つてそのまゝ捨てておくわけにもいかないのでございまして、これは国税にお聞きをした方がいいのか、あるいは大蔵省の方に答えをいただいた方がいいのか、よくわかりませんが、郵貯なるものが的確に推進をされましたためには、これはもう当然郵政省の方できちつとやりをいただくのが筋であります。今回の制度もそのようになってい

わけでございまして、そこに国税なら国税庁がもし関与をするとなれば、どういふときが一体あるのか。これは両方とも心配な点ではないかという気もするわけであります。その辺、もしお答えをいただきたいと思います。

○富尾政府委員 郵便貯金の税務調査に関連をしまして、現状と、それから現在御提案を申し上げております新しい制度につきましてもあれと両方申し上げたいと思ひますが、現在私どもとしては、納税者の所得の調査をいたします際に、その反面調査をいたしまして郵便貯金の調査をいたしております。現実には、郵便局なり地方貯金局に参りまして臨場して調査をしたり、文書で照会をしたり

ということをやっております。ただ、郵便貯金の利子につきましては、先生御承知のとおり源泉徴収の対象になっておりませんので、金融機関のような源泉所得税の調査の問題は起きておりません。

なお、新しい改正法によりまして、今後、郵便貯金につきましても課税になる場合がございます。本人確認をした証印のないものとか、それから限度を超えたものにつきましては課税になるということでございまして、そのようなものにつきましては、郵便局の方から私どもの方の確に通知をいただける、このように私どもとしては考えております。

○坂口委員 善意に解釈をしていただいているようでありまして、私もそれ以上申し上げません。ひとつそういうことでお願いを申し上げます。最後に、大臣に一言だけお聞きをしまして終わりたいと思ひます。

グリーンカード以来、利子課税の問題はいろいろわくつきの問題でございまして、今回の制度が順調に推移をしていくことを願う一人でございます。また前回のような繰返しをするわけでございまして、これは国会の権威にもかかわりますし、また国民に對しましても非常に申しわけないことになると思つておるわけであります。自重しながら、そしてより公平な課税のためにこの制度が順調に進捗することを私は期待いたします。が、今後の前進について、担当の大臣としての御決意をお聞きして終わりたいと思ひます。

○竹下閣僚大臣 グリーンカードの際には法律を通していただいた後、これこそ国民の理解と協力が得られないという判断の上に立つて長い時間をおかけ議論され、このたびはそれが廃止される、こういうことになるわけであります。したがつて、いわゆる利子・配当課税問題については大変な御議論をいただいた上で今度とつた措置でございまして、これは国民の理解と協力を得ながら、法の精神に照らしそれが適正に機能していくように私

どもも注意深く対処していかねければならぬ課題だという認識の上に立って、御鞭撻に对应して私どもも対処したいというふうに思っております。

○坂口委員 ありがとうございます。

○堀之内委員長代理 沢田広君。

○沢田委員 引き続きまして大変御苦勞さまでありますが、それぞれ多くの国民が期待をされているわけでありまして、疲れにめげずまた御回答をいただきました。

なおもう一つ申し上げれば、私たちの方はそれぞれ地元の要望等をもって臨んでいるわけでありますが、事前に質問は通告し、答える方はそれです。事前に予期し、材料は調べ、しかも答弁するわけですから、御質問のような回答ではなしにそのものずばりで余裕を持ってお答えいただけるものだろうと思っております。そのとおり御回答をいただきたい。我々は孤獨なる闘いでありまして、そこには集団なのでありますから、その辺のよさを答えるの上に生かしていただきたいと思っております。

まず最初に、今質問もございましたが、五十七年、五十八年、五十九年と財政再建を続けてまいりました。ここまで続けてまいりますと我々野党も、それ今度は膨張予算を組めというのはいかにもか言いくい。言いくいというよりも、財政の安定ということを先に考えますから、建設国債を五千億程度組んでやたらどうかというような提案はされるにしても、それぞれが犠牲を負っている状況の中にそれを一部だけ解放するということはなかなか難しい政治判断になります。

そこで、六十一年もこの状態を続けるのかどうか。大型間接税の問題、消費税の問題、今までの議論されておりましたが、私の受け取り方は、国民に討論を求め、政府としてはこれを池に投げてどんな波が出てくるか様子を見るという一つの打診、悪く言うところ策謀というふうにもなるわけですが、六十一年度の予算編成は、現段階において考えてみれば、もう一年程度現状のような厳しい状況の中で編成をしていかねければならないのではないか、そう推定するわけであり

ます。ですから、今いろいろ増税論を議論していることは、その先を展望しての話、あるいはもう一つは、国債償還等の問題を想定しての話というふうに判断をするわけでありまして。

今までは質問ががらりと変わっております。なるべくしゃべりたいのでしようけれども、大型間接税はこうだとか一般消費税はこうだとか言いたいところなんではようけれども、私はあえて、それは投げかけられた課題である、国民に議論を求めているものである、現段階はそういう時期であるというふうに判断をするわけでありまして。その点の見解はいかがでありますでしょうか。

○竹下国務大臣 確かに、今年度に限らず、予算審議の手がかりとしていただくために試算でございまして仮定計算とかいふものを提出いたしております。これはまさに国会の議論を通じて国民との問答を私の方がこいねがっております。その問答の資料を提出しておる、こういうことが共通の現状認識ではないかというふうに私も思っております。

○沢田委員 ですから、財政再建の方向としては、できれば現状の圧縮をしていく、あるいは国民に耐乏を求めていく、もう一方の景気の方の問題はもう一回後の段階で聞きますが、経済の状況は今のところはそういう条件に幸いたえる状況にある、だからできれば六十一年度ももう少し詰めて、ぜい肉落しといえますかそれ以上の耐乏といえますか、厳しさをあえて国民に求めながら六十一年度も予算は組みたい。これはどうなるかは別として、大蔵大臣としては、財政再建を考えてみたときにはそういう発想の原点といえますかそういう展望に今のところは立っておるのではないだろうか、こういうふうに思いますが、いかがでしょうか。

○竹下国務大臣 振りかえってみますと、昭和五十五年予算がいわば一〇%までは概算要求率がございまして、こういうことでございまして。それから五十六年が七・五%までは概算要求基準がございまして、それで五十七年になっていわばゼロ

でございますよ、それからマイナス予算、こういうことになるわけでありまして。したがって五十八年、五十九年、六十年と一般歳出を前年度以下に抑えてきたのは、国民の皆さん方の協力のたまものであると同時に、予算編成作業に当たった諸君にしてみれば大変難儀な仕事であったと思っております。したがって、私も予算概算閣議が終わりました十二月三十日でございまして、一体六十一年度予算というのはこれ以上こういう方針が引き続いて通せるものなんだろうかという幾らかの弱味を感じました。と同時に、待て待て、せつかくこ

こまでやってきて、ここがたが緩んだらまた後戻りしてしまおうということをお自分自身に言い聞かせながら今日に至っておりますが、私はやはり、まず歳出面において政府と民間の役割分担、また国と地方の機能分担、費用負担、これをさらに見直すという連年の努力は続いているかなきゃならぬ、これは六十一年度予算編成の方針を決めたわけではございませんが、今そういう認識の上に立っております。

○沢田委員 そうしますと、大型間接税、一般消費税、いろいろ言っておりますが、国債管理の面から、これも後の質問になりますが、それを考えると、一般会計の予算だけの問題ではどうも議論し尽くせない。どうしても償還財源というものが必要になってくる。そのときには何らかの負担を国民に求めなければならぬかもしね。それが六十二年であるか六十三年になるかは別として、その当時にそういう増加、とりあえず増加の分と言っておきますが、種類は別です、そういう財源が必要になってくるであろう。こういう意味において国民に一応その問いかけを行っておるというふうに、そこに時間差を置いて考えればそう解釈してよろしうございませうか。

○竹下国務大臣 必ずしもタイムスケジュールを立てておるわけではございませんが、ただおっしゃいますように、国民に問いかけて問答するというのが、いつまでも問答だけで終わるものではない、逐次問答の資料も少しずつでも明瞭なものに

していかねければ議論はさらに進みませんし、そういう努力を積み重ねながら今後取り組んでいかなきゃならぬ課題だ。

ただ、第一期、二期と決めておるわけではございませんが、まずは六十五年赤字公債依存体質から脱却しようということに今全力を傾注し、そして公債残高を減らしていく、こういう第二段階と申しますか、そういう方針でありますので、それらもこの議論の中に逐次、今度は六十五年以降の問題あるいは残高の問題、あるいはいよいよ償還期限が大量に到来する時期が来るといってございまして、そういうことになればさらに議論が深まってくるであろうというふうな期待は持っております。

○沢田委員 じゃもう一つ、その中を因数分解しますと、今、六十年度の予算の三十八兆ぐらいの中で、直間比率を変えていくという一つの処方がありますね。現段階の中においての直間比率を変える、枠は広げない、枠は広げないけれども現在の負担の中での比率を変える、こういう一つの方法があります。これは非常に幼稚な因数分解なんです。それで、その次には今度は全体的な、今言われた要望の六十五年度いわゆる赤字国債ゼロ、こういう目標に向けて、五兆円なら五兆円、四兆円なら四兆円という一定の財源を両方に求める、こういう方法がありますね。

直間比率の割合が幾らであるか、過去の例によれば今の七対三が悪い、四対六がいいかどうか、これはまた別の議論。だから、今の枠内において公平というか直間比率の是正を図る、これが一つあります。その段階はもう通り過ぎちゃって、そういう方法はとらないで、次の五兆円なら五兆円を取るときに、四兆円だか五兆円だかわからぬが、赤字国債ゼロにするときに直間比率も考え合わせて取っていく。それが何であるかはこれはまた別問題であります。そういう発想というものがある一つあるわけでありまして。

我々から見れば、わかりやすく、今、じゃ直間比率を変えてもらって、そしてその上に二階建て

に今度は赤字国債の分ですと、それで国民に信を問うというのが一つの筋道だと思ふのです。その点はどちらを今とりたいと思つておられるのか。その点はいかがでしようか。

○竹下国務大臣 いわゆるどちらをとりたいかという点になりますと、税制調査会に対して政府があらかじめ希望を述べながら諮問するという点になりますので、いわばこういうような議論があつたという前提の中でお答えをいたすとしたしますならば、恐らく沢田さんのお考えというのは、とにかく直間比率というの結果ではあるが、現在結果として七対三とかいうものが存在している、したがって経済成長の伸びによるところのいわゆる自然増収は別として、およそその中で、この税体系の見直しで結果として直が下がって間が上がつていくというものをまずとつて、その次の段階で今度はそのさらに拡大した増収措置をとる、もっと具体的に例示すれば、現在の枠内で間接税の占めるシェアが上がつていて、すなわち所得減税が伴つていって、そしてトータルは成長率をかけたもので一緒になつて、そしてさらに、国民に理解を求めながらその状態の中で今度はそれを相対的に膨らまして要調整額を埋めていく、こういう手法のことをおっしゃつておると思ひます。

これは私も考えておる手法とは申しませんが、そういう議論も行われる議論であらう。現実行われたわけでございますから、それらを正確に税調にお伝えして、こなしただく問題かな、税調に正確に報告する一つの貴重な資料かな、こんな感じで承つておりました。

○沢田委員 理想的というか、数字的にはその方がいいのでありますが、政治的には若干これは困難な面がある。

一つは、これをやるためには、一たん直接税を下げてしまふというマイナス面があるわけですね。一たん直接税を国民に下げちゃう、そして間接税を取るわけですが、総体は変わりませんよといったワンステップ置くわけですから、この次に

は今度は直接税も上げるかもしれないし、間接税も上げるかもしれないという、こういう二段階になるわけですね。そうすると、一回下げたものをもう一回上げるのですからこれは大変抵抗が多いというところが一つのデメリットとして出てくるだらうと思ふのです。

そこで問題なのは、図式としては、今の形のまゝにおいて直間比率を直すんだから間接税で取っていくんですよ、そして結果的には直間比率は是正された格好になるんですよ、こういう意味で一般消費税なりあるいは大型間接税なりというものがあつていくという、一段階省略の方法が果たして国民の納得を得られるかどうかということが今度は問われるのではないのかと思ふわけです。

だから、どちらにも若干のデメリットはあるわけですが、一たん下げたものをまた上げるということとは、直接税の場合は極めて国民の抵抗を強めることだけは間違いないと思ひますね。ですから、そのことを、その困難を乗り越えて理解を求めていくか、しつぱくしてそれはそのまゝにして置いて間接税だけで勝負をかけていくかということの選択がその次に迫られてくるということなんです。

今の段階ではどうも、これは大蔵大臣もそうでしょうが、大蔵省関係としては、その二段階方式はとらないで一段階で、できれば早いうちに間接税を取つて六十五年の目標に近づくようにまとめて投網を打つてしまふと、それがさつき言われているようなものになつていくのか、こういうふうには私は——大衆自民党さんというのには正直そう見えて正直でないですね。国民に向けて真つ出てくる場合も多いわけですが、これは竹下大蔵大臣がそうだとおっしゃるのじゃないですか、組織的なものですかね。組織的なものでしたら、それだけのプラス・マイナスを考えていった結果としては、いやその方が国民に対して、悪く言えばだましやすい、よく言えば理解を得やすい、こういう判断が出てくる要素がある。

もう一回申し上げますと、ワンクッションは省略して、今のままでいって直間比率の是正をしながら結果的には六十五年の赤字国債の分まで含めてできるだけ早く提案したい、けれども、私は来年の提案は絶対ないと思つておるのです。私はそう思つておるのです。財政再建をやつていくという立場に立つたならば、その論理からいってもあるいはその哲学からいって、少なくとも来年やるということは若干問題があるのじゃないかというふうに思つておるわけなんです。その点は、二つに分かれましたけれども、御見解を承りたいと思ひます。

○竹下国務大臣 私どもは、税調の御議論の末いわゆる直間比率が結果的に変わつてくるような答申が出るという前提でもって議論をするわけにはまいらないわけでありまして、が、今沢田さんのおっしゃつた議論というものは、直間がどう変わつていくかということの前提にするとは非常に答えにくい問題であります。まさに議論を進めていくための、いろいろの人がいろいろのことを考えておる中の一つの大きな検討対象とも申しましようか、参考意見とも申しましようか、そういうことになり得る問題かな、こんな感じで承つておりました。

○沢田委員 今、圧縮の予算を組んで今日の景気が、若干国内の——この前総括質問で私は申し上げましたから、重複しますからそのことは省略しますが、今日の景気が保ち得ているその原因はどこにあるかと思つておられましようか。今の二百六十一円の円相場あるいは貿易の収支、失業率、鉱工業生産指数その他の諸要素、ただ建設なんかは落ちておりますけれども、そういういろいろの要素から見て、今の景気というものはどういう水準に置かれておると考えておりますか。

○竹下国務大臣 現在の景気動向の問題でございしますが、かつての高度経済成長の時代と比較するわけにはまいりませんが、もろもろの指標を見てみますと、我が国経済は、収益の好調、技術革新の進展あるいは生産の増加、これを背景に設備投

資が大幅に拡大するという状態でございしますので、いわゆる民間需要とも申しますが、これを中心とした自律的な拡大局面にあるというふうなのがいわば経済企画庁等の総評でございします。六十年代につきましては、アメリカの景気拡大のテンポのスピードダウンも、最近の指標を見ますとそれほどまでにスピードダウンしないじゃないか、こういう議論も行われておりますが、幾らかのスピードダウンに伴つて、輸出の伸びが鈍化するのを主因に成長率は若干下がるのじゃないか。五・三％が四・六％というのを言つておるわけでございますから、若干下がるのじゃないか。

しかしながら一方、物価の安定と収益の堅調等の景気拡大を支えます要因は持続すると見込まれますので、まさに安定的な成長は持続するというふうに考えられるわけでありまして。

したがつて、今の場合、世界経済の中でインフレなき持続的成長という意味においては、優等生という表現が適當であるかどうかは別として、先進国の中では、安定成長の中では一番順調な状態にあると理解をすべきではなからうかと思ひます。しかし、もとより規模別、地域別、業種別間格差というものが存在しておるということは前提にございします。

○沢田委員 それに加えて地域差がある、こういうことだと思ひますね。それはそのとおりでいいと思ふのです。

それで、今の状況を背景として、今までこの席を通じて消費税、間接税、言葉は網羅的とかいろいろの言葉が使われておりますが、けさの新聞によればまた小倉さんが余計なことを言つておるやうなものであります。結果的にちくちくちくちく国民に刺激を与える目的は何なのだろうか。さつき申し上げたように、そういう用意があるぞ、そろそろ往生せい、おまえらそうがたがた騒いでも結果は実施するんだと、嫌がらせにも聞かざるし、私の質問みたいなのかもしれないが、とにかく嫌がらせにも聞かざるし、あるいはちよつとおどかしにも聞かざるしというふうな税調会長

の新聞報道も散見するわけです。

これは大蔵大臣も政府も、予算委員会の質問、答弁を聞いていてもそうなんだ。絶対やるとは言っていない。また竹下大蔵大臣の答弁書を全部読んでみましたが、逃げておるところはよう逃げておる。しつぽはつかまえられるような答弁をしていますね。そこへいくとほかの大臣なんというのは、底抜けバケツみたいにくぐりつぽをつかまえられるような答弁をしている。こういう点は敬意を表しますよ。敬意を表しますけれども、実際に、今まで野党が言われた、来年はやらないのだから、再来年に向けてこの一年間勉強をして、来年の予算編成のときにそのまま最後に党高政低でどうなるかということになるわけですが、最後には六十二年に持つていくようになっていくのではないか。そのときのスタイルはこうなりすというのをまた一年間議論していく、そのぐらいの準備を重ねなければ実現はしないだろうと判断されているだろう。私が立場を変えても、そのぐらいの準備を持たなければ国民は理解してくれないだろうと考えますね。ですから、ちくちくちくちく総理大臣から大蔵大臣から小倉さんまで、これは共謀しているかしてないかわかりませんけれども、大抵の紙面を通じて国民にアピールをしている。そういう情勢にも来ているんだぞ、こういう段階が来ているんだぞ、我々もそれに乗っかって、こうやって物を言って答えさせる、こういう形が出ている。言うならば政府のペースに乗っかっていくことになるわけなので、私も率直にそれは認めます。

ためとかということになしに、戦後の今日に至るまでの税制でもろもろのゆがみ、ひずみができてきたから、異例のことだから検討する時期に来たぞよという答申をいただいて、それを受けて、では税調の先生、もう一遍議論をしてみてもいい、こういうことを行おうわけでありまして、先に増収ありきとか先に財政再建の手段ありきという形ではないことになろうと思うのであります。したがって、国民の側で見れば、六十五年に赤字公債依存体質から脱却するためにサービスはかく切ります、この辺の増収はかく願いますとかいういわゆる具体的な計画が出ないじゃないか、こういういらいを十分私どもも承知いたしておりますが、今は、まずは問答する中で国民と一緒にやってその方向を模索し、結論を出していこうというところで、十年一日のごとく問いかけを続けておるといふ状態でございます。

やはりいま一つは、いわゆる一般消費税(仮称)が国民の理解を得られなかった理由が幾つかあります中に、財政再建の手法としてという考え方があったから、国民の方ではまだ削減すべき余地があるじゃないか、こういうことも理解を得られなかった一つの理由ではないか。だから税の体系としての審議を一方で行っていただき、そして財政改革の姿は引き続き国民の皆様方と問答を繰り返す中にその方向を見出して、こうというのが今日とっておる手法でございます。だから、沢田さんの御意見というものは、その手法に対する一つの考え方として我々は承らせていただいております。うことになるではなからうかと思えます。

○沢田委員 問題はちよつとずれますが、今の答弁に関連して、今度の国債の特別会計が、そのうち法案がかかってくるわけでありまして、あれの速記録を全部拝見させていただきました。

大蔵大臣が一緒の席もあつたのかどうかわかりませんが、いゆる電報の方の関係を担当した委員会の速記録を見ますと、大臣は奥田さんです。それから、赤字国債の返済に充てて、それは、それから一切そういう意図のものではありません、これは電報の今日まで築き上げた財産であるから赤字国債に向けたというようなことは絶対にしないのです。こういう答弁をされているわけですね。大蔵大臣もや似たようなことを言っているから、これはそういう御意見を承りながら国民の皆さんの御意見も聞いて対処しますと、やはりどこか逃げちゃっている答弁が続いてきました。だから、結果的には閣議では赤字国債の償還に充てる、こういう決定をされたんだと思うのです。

その際に大臣の責任はどうなるのかなというところが、これはきょう大臣を呼ぼうかと思つたのですが、余りかわいそうだからこれは通信部に任せよう、こういうことできょうは呼び出しはしませんでした。しかしながら、若干大臣としては軽率な発言だということを感じるわけですね。やはり電報の株の売却をどうするかという点に対して予断を持って答弁をして、その予断を持って答弁をしたことに責任を負わないということとは、これは政治家としては許されないことだと思つたので、大臣の方も、随分細かく見たのですが、どうも最後は逃げちゃつているので余り首を取るまでにはいけません。しかし、一方の答弁は完全に赤字国債には充当しません、少なくとも閣内に二つの意見が出てきた、こういう状況は間違いないことなのであります。

時間の関係があると思つたから、これは急な質問ですから一番当初にやろうと思つたのでありますが、通信部の方の關係もあつて大臣は呼ばなかつたために大蔵大臣關係だけの質問になりましたけれども、結果的には閣内にそういう二つの意見があつた、それを一つの法案で出してきた、このことは我々としては一つの簡単に認めたい。ですから今大蔵委員会においてこないわけだ。やはり政府の責任というものの所在を明らかにする必要がある。そんな勝手なことをあつちこつちで言つておいて、いざとなつたらこうです、それで全然それに責任を負わない、こんなことが許され

ていたのでは今までの答弁も何にもならなくなつてしまふ、こういうことで一応現在は国対の預かりということになっているわけですね。大蔵大臣、このことは先に言つてありせんから、若干ごらんになつていただく間に梅澤博士に今度は聞きましよう。

今までの税制調査会という答弁じゃなくて、今までの段階論に対して、技術的な立場に立つて、大蔵の省という技術的な公務員としての立場に立つた場合に、直間の問題とかあるいは大型の間接税の問題とか、税制調査会をリードしていく立場に立つてどういう方法でこれから臨もうとあなたはお考えおられるわけですか、これは一応担当当局としてお答えいただきたい。

○梅澤政府委員 当面大きな財政改革が検討課題になつておるわけでございますけれども、言うまでもなく財政は歳入と歳入の実は両面で構成されておるわけでございますから、税制調査会の六十年年度の答申を見ましても、歳入の節減合理化と並んで歳入について、その基幹である税制について安定的な税収を確保するための検討が必要であるというふうな基本的な考え方が述べられておるわけでございます。ただ、当面財政改革の一環としての税制改革の位置づけといたしましては、同じくその答申にも書いてあるわけでございますが、現在の我が国の税体系は社会経済構造の変化に伴つていろいろなひずみが指摘されておる、また部分的な手直しでは税制がますます複雑化していくという懸念も表明されておるわけでございます。したがって、そういう観点から、今後税制の根本的な見直しという作業がいつの時期か税制調査会で行われるというこの予測を持つておるわけでございますけれども、ただその場合に、沢田委員がおっしゃるような二段階論でございますか、そういう観点からの考え方というものを、税制当局として現時点で具体的にそういうスケジュール的なものは持つておりませんし、そういう方向で将来の方向づけを選択するというふうな問題意識も持つていないわけでございます。

て、基本的に税制全体を税制固有の立場から御議論いただくことがまず先行されるべき作業過程ではないかと率直に考えております。

○沢田委員 また別な場面で改めたいのですが、今度政令レベルでいろいろな減税が決まりました。どなたかの委員の質問にも出てきましたが、若干私の方で述べますから、それについてイエスカノーかお答えいただきたいと思ひます。

最初に、順不同になりますけれども、単身赴任の減税というのが出ていました。単身赴任というのは、幾つか私の方で例示いたします。

〔堀之内委員長代理退席、中川（秀）委員長代理着席〕

家を持つておつて、家を空き家にして奥さん、子供を連れて赴任をするということはどうもおつくだ、だから一人で赴任をする、これが一つあります。それから、子供の学校の関係で移動するというのが、県立とかそういうところへ行く場合には難しいから本人だけで赴任をする。それから、おじいちゃん、おばあちゃん等がいて奥さんを残さなければならぬという立場で赴任をする場合もある。あるいは逆に、赴任はしたけれども奥さんが通つていくという場合もある。あるいは、どの程度の距離をもつて——二時間の通勤距離が五時間の通勤距離があるいは一日を要する距離をもつて単身赴任というのか。あるいは、会社がそれぞれその固有に認定して手当を出しているものを単身赴任というのか。あるいは、偉くなりたという立場で栄転で動かざるを得ない、おれは偉くならなくてもいいからここに居座るといった場合、前者の単身赴任は単身赴任というのか。

この単身赴任という解釈にも、私も考えてみますとその程度、まだあるでしょうけれども、いろいろ出てまいります。大蔵当局としては、決まったものの、これらについてどういう見解をお持ちですか。

○梅澤政府委員 いわゆる単身赴任問題は、先般の政令レベルのお話し合いがございまして、そこですしかるべく検討されるということでございます。

ので、当面私どもはその作業を静かに見守るといふ立場にあるわけでございます。

今おっしゃいましたのは、単身赴任の定義づけのような問題を投げかけていただいたのかと思ひますけれども、私も、この単身赴任問題について厳密な定義を中て検討したということとはございせんが、社会の常識と申しますか、今問題にされておる単身赴任というのは、有配偶者、奥さんがあつて、ただ職務上の人事異動がございましてその奥さんと別居して単身赴任をする、これは同語反復みたいな話になりますけれども、そういうことが今問題になっているのではないかとこのように考えております。

○沢田委員 それは、今のいろいろな解釈で、まだそこまで及んでないということのようです。続いて、寝たきり老人という言葉が使われまして、これは大蔵ではないわけですが、これも政令レベルでつくられた言葉です。寝たきりというのは、一週間のうち例えば二日起きてゐるのは寝たきりに入るのか、あるいは足の方が悪くて動かないから寝たきり、だけれど半分は散歩ぐらいはできるといふ状態は入るのか、また、寝たきりと判定をする機関はどこなのか、そういう疑問が出てくる。

税法上で特に問題になるのは障害者との区分、それから同居減税との区分、障害者との同居の場合の減税との区分、こういうのが出てくるわけですね。同居障害者である配偶者の場合、それから同居特別障害者である扶養親族の場合、それから障害者の控除の場合、この場合のいずれにも該当しない部分で寝たきり老人控除というものを考えるというふうな理解をせざるを得ないのであります。その辺は重複するのがあるいはその中で別個に考えるのか。今の段階の回答でいいです。今きれいな回答をもらおうと思つていませんから、そこまではまだいいと思つていませんから、大ざっぱな、アバウトな話としてどういふふうに考えておられますか。

○梅澤政府委員 今の所得税の特別障害者控除と

いう制度がございしますが、現在問題になっております寝たきり老人と言われるのは、まずその特別障害者の範囲に入る問題であると思ひます。

税法上は年齢によつてその特別障害者を区別しております。若い方であつたらと年寄りであつたらと特別障害者の対象にしておるわけでございしますが、その特別障害者の内容は、例えば身体障害者で重度の方とか、いろいろな定義がございしますが、寝たきりというところの範囲に入るものとして、常時就床、つまり常時ベッドにおられる必要がある、かつ日常複雑な介護、ひとりでは便所へいらつしやれないとかお風呂へ入れないとか、だれかが付き添つて介護してあげる必要のある方、恐らく寝たきりというのはいさういふ概念に受けとめております。それに老人という言葉が入るわけでございますから、それでそういう方の老年者、これは税法上六十五歳の場合と七十歳の場合、いろいろございしますけれども、そこは定義の仕方であらうかと思ひます。

いづれにいたしましても、これも政令レベルでいろいろ御検討も賜るわけでございますから、私も静かに見守るといふ立場でございます。

○沢田委員 もう一つ、教育の関係ですが、教育は高校の入学金、これもいろいろ我々意見をまた聞かされるわけです。じゃ行かなかつた人は損しているんじゃないか、こういう意見もありまして、私立学校はべらぼうに高いところだし、公立の場合は安い。その辺の差も出てくる。どの程度の額に決まるかは、まだ二十万で決まるか三十万で決まるかわからないけれども、個人の減税というふうになると、逆に今度は学校がその分をばたいてその上に上げてしまふんじゃないか。五十万と言つたらば、三十万の入学金で八十万に引き上げられてしまふ、結果的にもうけるのは学校だけになつてしまふんじゃないかという心配の発言もある。その辺は税務当局がどういふふうに判断をされてゐるか。私はこの前は、小中学校の生徒の経費控除、これは実質十七万ぐらいだからそれは認めてやつたらどうかという提言もしましたけれども、高校と今度は限定されていきますので、若干そういう問題が起きるのではないかと危惧しております。この点はいかがですか。

○梅澤政府委員 ただいまおっしゃいました教育費を、入学金でございしますか、税法上何らかの手当てをすべきである、恐らくそれは所得控除のような形の御提議かと思ひますけれども、先ほど来お挙げになりましたいわゆる政策減税としてたゞいま議論されております問題は、率直に申し上げまして税制上私どもは非常に大きな問題がそれぞれにあるといふふうに考えておりますけれども、いづれにいたしましても、これは政令レベルでの御検討が始まるわけでございしますので、これ以上私どもの方で現段階ではいろいろ意見を申し上げることは差し控えていただきたいと思います。

けれども、高校と今度は限定されていきますので、若干そういう問題が起きるのではないかと危惧しております。この点はいかがですか。

○梅澤政府委員 ただいまおっしゃいました教育費を、入学金でございしますか、税法上何らかの手当てをすべきである、恐らくそれは所得控除のような形の御提議かと思ひますけれども、先ほど来お挙げになりましたいわゆる政策減税としてたゞいま議論されております問題は、率直に申し上げまして税制上私どもは非常に大きな問題がそれぞれにあるといふふうに考えておりますけれども、いづれにいたしましても、これは政令レベルでの御検討が始まるわけでございしますので、これ以上私どもの方で現段階ではいろいろ意見を申し上げることは差し控えていただきたいと思います。

○沢田委員 まあ我々のような素人というのか、我々の程度において考えてもなかなかこれは難しい中身だといふふうに思ふのであります。税務当局で考えても、そうするとやっぱりこれは難しいな——難しいなといふのは、解決できなくて難しいんじゃないかという内容の規定が難しいな、今はそういう段階にある、こういうふうに理解していいんですか。

○梅澤政府委員 これは毎度大臣なり私どもがお答え申し上げてるところでございますけれども、この種の特別控除の問題につきましては、六十年度の税制調査会の答申にも書かれておりまして、特定の条件なり特定の家計支出の中からいろいろ抜き出して税制上の手当をするということとは、税制を複雑化させるあるいは広い意味での公平上の問題があるといふこと、もう一つは、その基準のとり方が非常に難しいといふ問題が指摘されておるわけでございします。

ただいま、その入学金の問題等につきまして、内容の限定とかあるいはどういふ範囲のものを取り上げるかという点につきましては、事柄によりましてはやはりこの税制答申に書いてございしますように基準のとり方が非常に難しい、技術的側面

としてはそういう問題がございますし、税制全体として果たして全体が公正であるかどうかという大きな問題もあるわけでございますが、いづれにしてもこれは政党レベルでのお話し合いといえますか、検討の結果を我々としては静かに見守るべき立場にあるというふうに申し上げたいと思っております。

○沢田委員 いろいろこういう特徴を持っているものを包括的に考えてみますと、もっと大きな分野で見ますと、要すれば弱い人の立場である、そして皆扶養の条件を持っている者である、こういう立場の者が共通の条件になっている。だとすれば、これらの人々の事情の若干の差、あるいはおれの方が余計欲しかったとか少なかったとかという思惑の差はあるにしても、扶養控除を引き上げていくことによって包括的にこういう弱い立場の人が共通の問題として救われていく、こういうことにはなるのではないかと、これが一つ。それからもう一つは、確定申告その他を扱っていく場合の取り扱い、しかも年末調整で処理するといふようなことを言っているのを考えますと、税法で扶養控除の額を引き上げることに、考えていくことの方が、より普遍的に、また合理的になっていく可能性もなきはない、こういうふうな気ももしないでもない。どれもこれも皆難しいといつてもいいかも知れない。より合理的に、そしてより事務的に解決できるという方がプラスになるのではないかと、いふ気もありません。

その点は、そのプラスとマイナスはあると思いますが、これは大臣に答えていただかなければならないだろうと思うのですが、大臣も答えてくいでしょ、ね、今のところ政務段階で決めることですから。例えば、今の段階でそういうふうな難しさのものを乗り越えるならば、私のような者が提案したのですけれども、アバウトにこういうことでまともなればその方が大蔵当局としてはより広範に、そして国民にプラスになる、これだけの分野でとらえればそういう結論が出るのではなからう

かという気がするのですが、いかがですか。

○梅澤政府委員 繰り返して申し上げますけれども、現在問題になっております政策減税の問題につきましても、税制当局として、あるいは私、行政府の一員である者がいろいろコメントを申し上げるということでお答えできる立場にはございせんので、一般論としてお答え申し上げますと、これも先ほど来たたびたび引用しております税制調査会の答申におきましては、今問題になっておりますいろいろな手当に関する問題ではございせんが、現在所得税の中にいろいろな特別控除がございしますが、これについても基本的な将来の方向としては、今委員がおっしゃいました、まさにそのとおりの方向が出ておりました、でき得れば税制を簡素化するという観点からも基礎的な人的控除の中に吸収していくべきである、全廃しろというふうな御議論ではございせんけれども、なるべくそういう基礎的な人的控除の中に吸収していくというのが税制の簡素化とか公平の観点からは望ましいという御指摘はございします。

○沢田委員 では、この問題はちょっとおいておきまして……

大蔵大臣いろいろお調べいただいたと思うのですが、電電の法案のいろいろな大臣の食い違いについてどういふふうに御認識になっておられるか、お答えいただきたいと思います。

○竹下国務大臣 電電法案はいろいろな問題がございまして、まず、「新電々の株式売却収入の使途についての政府の見解」、これは五十九年の七月十九日に合意したものでございします。

今回の電々公社の民営化は、将来の高度情報社会に向けて、事業の公共性に留意しつつ、民間活力を導入し、事業経営の一層の活性化を図ることを目的としている。

この趣旨からみれば、政府がいつまでも全株式を保有するのは望ましくないので、政府としても漸次株式売却を行いたいと考えている。

あることは承知しているが、いずれにしても国民共有の資産であることに鑑み、国益にかなうよう、今後、予算編成の過程を通じ、政府内部において慎重に検討してまいりたい。

いやしくも国民に疑惑を抱かせることは断じて許されぬ。

こういう政府統一見解。

したがって、私の答弁は、まさにこの、一種議論があることは承知しておりますが、国民共有の資産であることにかんがみ、国益にかなうように使います、こういうことを基礎に置いて終始一貫繰り返してまいりました。

そこで、食い違いというものを今ちょっと見てみますと、どちらかというと大蔵委員会、予算委員会等では、政府はこの売却による利益というものは、いろいろな方の御議論がございしますが、三十年、四十年も後代に借金を残すよりは、むしろこういうものを使つて後世に残す借金をできるだけ少なくする、そういう考え方がいいではないかと、か、その意見が多いわけでありまして、それに対して、私も注意して申し上げておりますのは、「財政当局としての、一般会計に帰属するものであるだけに、財政需要全般に充当すべき筋論」というものを申し上げ、その中で今お話しをいたしましたこの財政需要の中の大きな部分を占めるところの公債償還財源ということとは十分検討に値する御提言ではなからうかというふうに考えておるわけでありまして、というふうなトーンでずっとやってまいりました。

それで、私と郵政大臣との違いがあったといたしますならば、こういうのが一つございしました、ある委員の質問で、「最初は局長は絶対にこれは株を現物でもってこちらへいただいて、それを原資としてやるんだ」ということをまず打ち出されてるわけですね。しかし、それがどうも見通しと、もう既に退歩なさっているわけですよ。最初

うですか、どうも私の見るところ、一般会計に入ることをの方がいいような気がしますがね、こういう意見がありまして、だから、この七月十九日の統一見解以来大きな乖離はないようになっておるのではなからうか。いろいろのなをまだ読んでおられませんけれども……。

その後これが、そういう国会の議論等をいろいろ聞きまして予算編成の中でまさに合意を行ったのが、いわゆる三分の二は国債整理基金特別会計に直入しようということになったわけでありまして、三分の一が、言ってみれば、当時郵政等である、産投会計の中へ入れる、こういうことになったわけでございますから、経過の段階でニューアスの相違は確かに古い答弁書を見てみますとございしますけれども、結論からいって、今の左藤郵政大臣になりましてからのトーンはだんだん私のトーンに近づいてきておるんじゃないか、こんな感じでございます。やはり国民全体の財産であつて、したがって国民全体の借金に充てようじゃないかというごく素朴な議論というのが結果としてこの合意に達したのではないかと、いふふうに考えられると思ひます。

○沢田委員 大臣は合意に達したように思われておりますけれども、現実にはそうではないのでありまして、やはり大臣としての答弁の責任というものは、これは前であらうと後であらうと——議員の場合は別、委員で発言したときは別であります、大臣になってからの発言については、これは政府としての共同の責任であり、今言われているような点、私はわざと今持ってこなかったのを待って行、こういうことになっておりますので省略するわけでありまして、そういうことですから大臣としても、今の答弁で了解されたものではない、あくまでも相違は残つておる、大蔵の方もそうでありまして、国会全体としてこの問題もこれからの問題に残されているというのとを一応念頭に置いてその対応をしていただきた

い。また、その言われた言葉に対して、大蔵大臣が言っているわけじゃありませんが、政府の閣僚の一人としての責任の所在を明らかにしたいのだ、そういう必要性があるんだということを念頭に置いていただきたいと思ひます。

続いて、今回出されました法人税法の法律案、特に今回の法律案では公益法人なり協同組合をねらい撃ちしたみたいになつてきた。従来でも一般の法人関係の税率と比較すると、いわゆる営利事業ではないのでありますからその比率としては極めて厳しく反映する。営利事業の方では相当な利益を上げて同じ比率でありますけれども、こういう公益法人その他について見れば——営利を社団法人、財団法人、学校法人、社会福祉法人、宗教法人もやって、この間の脱税の報告その他を見ますといずれもなかなか信用しがたい、こういう状況も出てくることは事実でありますけれども、しかし、そういうものをねらい撃ちして税率を引き上げてきたという事は、かえって脱税に拍車をかけることになりはしないか、こういう心配があるわけでありまして、公益法人という言葉は、これは公の利益に寄与する、こういうことが言葉の中から生まれてくる一つの概念で、また協同組合は組合員の相互の利益を維持する、これが念頭に立てる概念である。でありますから、その中の役員が悪いことをするしないの問題は別問題として、社団法人、財団法人、学校法人、宗教法人、社会福祉法人というものは公共の福祉に寄与している、そういう目的の方向に指導していくことがいいのではないのかというふうに思われまが、税務当局として、そういうところにはねらい撃ちをするという事は時期として妥当ではないのではないか、こういうふうに思われまが、いかがですか。

○梅澤政府委員 委員がおっしゃることと私どもの考え方、やや見解を異にするわけでございます。そもそも公益法人とか協同組合の税率は、昭和二十七年当時までは普通法人と全く同じ税率であ

ったわけでございますが、二十七年の法人税率引き上げ後、この格差が非常に拡大してきた。したがひまして、現在の公益法人とか協同組合に設定されております軽減税率というものは、言うまでもなく政策的な観点から設定されたものと見るべきであらう。

その点は私どもも異論がないわけでございますけれども、問題は、公益法人といえども課税対象になつてゐるのは、収益事業を行った部分が課税対象になつてゐるわけでございます。しかも収益事業で利益を上げた分については、一定割合でそれを公益事業の財源に移した場合は非課税になつてゐる。さすれば、残った部分の収益事業の所得なるものは、特に収益事業でございますから、民間のいわゆる普通法人がやっておられる事業と業種等を見ましても競合してゐるわけでございます。そういういたしますと、本来はむしろそういう公益事業財源に移された後の所得については普通法人と全く同じ税率であつてもおかしくはないという考え方がございまして、

協同組合につきましても、相互連帯の組織で行われる協同組合の性格につきましても、さきさき委員の御指摘のとおりでございますけれども、この点につきましても、協同組合の場合は組合員に對しまして事業分置配当を認めております。事業分置配当は当該協同組合の損金として課税の対象から外されておるわけでございますから、留保所得につきましても、先ほど公益法人のところでも申し上げましたと同じく、本来は税制固有の考え方としては普通法人の税率と全く同じであつてしかるべきであらうというところでございまして、

したがひまして、今般この税率の引き上げをお願いしておりますのは、税制全体の中での公平性、適正負担という観点から見るならば、現在の普通法人の基本税率と公益法人なり協同組合の軽減税率の格差は余りにも開き過ぎてゐるという観点で、今回その適正化の第一歩として二%ポイントの引き上げをお願いしてゐるわけでございます。

○沢田委員 原資がそういう目的でなくて、例えばきょうの新聞に出ておりましたスト準備金、対策費というようなものの預金が百億、二百億あった、それに金利が生じた、それを収益事業と見ることについてはいかがなものでか。それは利益を得ようとした意図はない。それは言うならば貸倒引当金みたいなものですね。ですから、その中から生まれる金利というものを意図したものでもない、あくまでもそれは非常の場合に備えて積み立てた預金である。そういうものも収益の一部であるという解釈はあなたの方にありませんか。それは要するに利益が上がったんだという解釈をあなたの方は持つていませんか。

例えば会館にしてもそのとおり。会館の利用についても同じように、つくつた目的は組合員の共通の利益、あるいは隣接する中小組合の利益等々を考へてそれぞれ会館をつくつた。ただ会館にしろたといふのも、組合が持つてゐるものとも違ふ。それはあるいは宗教法人も同じかもしれませう。お客が多いからうんと泊めてもらふように思つたのではない。お参りする人が多いから、その便利を図らうと思つてつくつたのであるといふものもあるいはあるかもしれぬ。例を挙げるのがいいかどうかは別にして、善光寺なら善光寺さんというお客が来る。その必要性に迫られてできたものについて、それが収益だといふ認定を下すことはどうか。それは建物などの位置づけによつて変わつてくるのではないのか、こういうふうに私たちは理解するわけでありまして、その点はいかにでしよう。

○梅澤政府委員 公益法人の何が収益事業かといふことでございまして、これは委員御案内のとおり、現在は法人税法の施行令で業種を個別に制限列挙してあるわけでございます。その場合の基本的な考え方は、たまたまそれが公益法人で営まれておりますけれども、世の中を広く見渡した場合に営利を目的として同じ事業が行われておるといふふうなものを実は列挙しておるといふ考え方が背後にあるわけでございます。したがひまして、

例えば宗教法人が駐車場を經營する。これは一般の駐車場の事業もあるわけでございますね。それから不動産の貸し付けとかあるいは会館の運用、それから金銭の貸し付け等も営利事業として普通の法人でも営まれておるわけでございますから、現在でもこれは収益事業として指定をされておるわけでございます。この収益事業から上がった利益につきましても、先ほど申しましたように、一定割合は公益事業財源に回してその後課税するといふ構成になつておるわけでございます。

問題は、現在の収益事業の対象となつておりません金融収益を一体どのように考へるかという問題でございます。沿革的に見まして、金融収益を収益事業としてとらえてゐないのは、そもそも公益法人といふのはそういう一つのファンドを設けて、そういう運用益でもって公益事業本来の活動財源になつておるといふ考え方が背後にあつたと思ひます。それはそれなりに全面的に否定される考え方であるとは私も思つてゐないわけでございます。その御議論では、その金融収益といふこともただいま申し上げた例えは金銭の貸し付けとか財産運用の利益等、経済的実質においては類似した側面もある。したがつて、この辺は、いわばボーダーラインの問題でございまして、どう考へるべきか、六十年度の税制改正に当たりまして、この問題について私どもも検討させていただきまして、

ところが、非常に難しい問題がございまして、公益法人にもいろいろな業態、態様があるわけでございます。例えば専ら組合員に対する年金給付を行つてゐるようなファンドについては、金融収益は即年金の給付財源でございまして、この辺の課税に手をつけますと結局損金にはね返つてくるという問題もございまして、そういうことで、公益法人の金融収益についても一律に議論するといふのはもう少し慎重でなければならぬであらう。もう少し各法人ごとの態様をいろいろ考へて、しかし、一般の財産運用の収益と経済的性質

が類似しているという側面もあるわけでございますけれども、六十一年度以降の検討課題として私どもは引き続き検討されるべき問題であると考えております。

○沢田委員 いずれにしても公益法人、公のための利益である、憲法で保障された権利に基づいて活動されている諸団体。それはすべてそうでありますけれども、特に公益法人であるとか協同組合とか、そういうものはそういう目的で動いているわけでありますから、その目的を阻害しないように、角を矯めて牛を殺すという言葉に該当しないように、税務当局の熱心な余りにその本来の目的を阻害するというような事態の生じないよう十分の配慮を求めたい、こういうふうに思いますが、いかがですか。

○梅澤政府委員 この問題についての検討の経過は先ほど申し上げたとおりでございますが、委員の御指摘の点も踏まえまして、今後の検討に当たりましてはあらゆる角度から慎重に検討を続けたいと思っております。

○沢田委員 続いて、入場税関係で今までに触れられなかった点で若干伺いたしますが、予告がなかったから、答えられなければ若干時間を置くことにやぶさかではありません。

現在、競輪、競馬、地方団体がやっているものもそうでないものも、オートレースも含めて非常に収入が悪く、景気が悪くなってきた。この点は、一時は第二、第三の予算、財投に次ぐ第三予算などという言葉も出たのでありますけれども、今日そういう状況になっておるといふふうに聞いております。大蔵省としてはどのように把握をされているか、その点お伺いしたいということが一つ。

それから、入場税の免税点を修正して、一般の庶民が文化を享受するということは本来我々も無料で扱うことが筋道だろうと思っているものであります。ところが、興行主の中には、ときには暴力団などいかにわしい者が興行主になって行われて、あるいは脱税あるいは全くアングラマネ

ーとなつて動いていってしまう、こういうものも広告やその他の中からは見てとれる場合があるわけですから。きょうは警察は呼んでおりませんけれども、税務当局としては、こういうものの割合は、このういものが現在の段階においてどの程度はびくっているか、あるいは取り締まりの対象がどのくらい把握をされているか、そういう点についてどういう認識を持っているかという点をひとつ。これは予告してなかったから、若干時間を置いてお答えをいただく余裕はやぶさかでありませんが、ですが、そういう点がこれによってアングラマネーになっていってしまったというようなことがあったのではいかぬので、その点は確認しておきたい、こういうふうに思いますが、今お答えできますか。

○梅澤政府委員 第一の点でございますけれども、先年ギャンブル課税が検討の課題になりましたときに、この問題について税制調査会で御議論をいただいたことがございます。そのときに、結局公営競技の収入をどう考えるかという問題は、当面むしろ主催団体とそうでない団体との財源配分の問題が、一番大きい問題であらうという結論になりました。したがって、税制調査会ではそれ以降この公営ギャンブルについての具体的な議論はいたしておりません。総理府にこの問題の協議会がございまして、その協議会で引き続き検討作業を進められているわけでございます。

したがって、現時点におきまして、税制当局といたしまして公営ギャンブル事業についての現状分析あるいは税制の面からの具体的な検討の議論をしておりませんので、御理解を賜りたいと思っております。

○沢田委員 アングラマネーは……

○宮尾政府委員 今先生御指摘のような、入場税関係の興行主の中にいろいろあるではないか、そういうものの把握はどうなっているかということでございますが、私どもの今のいろいろな統計の中で、そういう興行主主体の関係でどのような状況かということとは手元に資料がございませんが、一

般的にそういう暴力団絡みの興行的なものにつきましては、私どもとしては警察の方からいろいろと情報をお願いいたしております。申告漏れというような状況がございましたら、私どもとしてはその情報に基づいていろいろと調査をし、現実課税も行って状況でございますので、御理解賜りたいと思っております。

○沢田委員 私が聞こうとしているのは、我々も本来こういう文化的なものについては税を取らないで、無税でいってほしいとは思っている。しかし、もし現在あるような暴力団その他がさらにふえて世の中の治安なり秩序なりが乱れて、アングラマネーとして動いていく金になっていったのではいかぬ、そういう危惧があった。率直な話としてそういうものがあつた。そういうものをチェックする機能があなたの方に存在するならば、純粋に文化が守られていくという立場に立てば、それはより助長するためにこういうものは取らない方がいいということにもつながる。なかなかその区分がしがたない、取り締まりが難しい、こういう声も我々聞かないわけではないので、当面の措置としてこういうことならばということが見てとして述べられたわけでありまして、

その点もう一回お答えをいたして、例えば税を全然取らなくてもそういうものの取り締まりは確実に担保できる、こういうことが言えるのかどうか、その点お伺いしたいと思っております。

○梅澤政府委員 先ほど国税庁の方から御答弁申し上げたわけでございますけれども、取り締まりの問題になりますと警察御当局の問題でございますので、警察御当局から資料をいただいております。適正化を図っておるとお答え申し上げたわけでございますけれども、私どもも執行におりました経験から申しますと、この辺の問題は税務当局でも難しい局面の問題もございまして、

〔中川秀委員長代理退席、委員長着席〕したがって、入場税との関連でこの問題がすつきり行われているかどうかということになりますと、国税庁としては大変な努力を傾注している

わけでございますけれども、その辺は万全でございますというふうには必ずしも申し上げられない。警察当局とも御協力申し上げて課税の適正化についてなお努力をいたさなければならぬ面が多々あると考えております。

○沢田委員 そうしますと、今申し上げたような点で文化が保護されることを前提としつつ、もしそういう暴力団とかいかにわしい主催者ではないということが完全に担保になっていけば、さらに免税点は引き上げられ、将来は当然無税で国民はそういう文化を享受する方向が展望できる、こういうふうな考えられるわけでありまして、これは警察当局の答弁を若干聞かなければ言えませんが、これも、理屈としてはそういう方向に進む、こういうふうな考えでよろしゅうございませうか。

○梅澤政府委員 ただいま御指摘になりましたような点につきましては、課税の適正化について一段と努力しなければならぬ問題でございますが、入場税の免税点の問題は、私どもは直接それとの関連で考えておるわけではございませんで、やはり高額の入場料金の背後にある担税力というものに着目しました場合に、かなりの高価なサービスを購入される場合には応分の御負担をいただくというのが入場税法の考え方でございますので、入場税を将来撤廃する方向で考えておるといふことはございせん。

○沢田委員 そうなるとまた議論が若干時間がかかるわけですが、高価が高価でないかはまた極めて難しい物差しが必要になってくると思うので、

例えば租税特別措置法の中だってそれぞれ、新築家の四十五年物については百分の六十五以下がと、耐用年数が四十五年未満のものについては百分の四十二というふうな優遇措置も講じている。では文化と新築家屋、住宅とが、どちらがどれだけウェイトが高くて国民生活に必要かといえど、そのウェイトの差をつけるということとはなかなか困難になりますよ。どちらも大切だということになるだろうと思うのです。ここではただ住宅

政策があるからそういうふうな特別償却を認めていくということになるんだと思うのであります。だからそういうような立場でいけば、これはまた今後議論していきましても、我々としては文化というものは国民がひとしく享受できる条件が理想的である。もし特別の奢侈的なもの、奢侈的だと思われるようなもので行われたと考えるならば、それはそれで一定の線を引くことはやぶさかではないかもしれぬ。しかし文化そのものは、あるいは無形文化財に属するようなもので貴重なものになれば、いずれにしても高い料金を取らざるを得なくなる、そういうことになるので、そのことが今言った理屈には該当しない。本来あるべき姿は、そういうものの危険性がなければ無税で享受できるのが理想である。この原則はそのとおり理解されるのじゃないですか。

○梅澤政府委員 おっしゃる通りに、何が高価であるか、具体的には今入場税法の免税点の引き上げを御提案申し上げておるわけでございますけれども、絶対的、客観的な基準はないということはお指摘のとおりだと思います。そこで、租税力を求めるためのラインとして免税点がどうあるかというの、結局はそのときの社会情勢に応じまして妥当な水準を模索することになるわけでございますけれども、ただいま御提案申し上げております映画につきましては、免税点二千円ということになりますとロードショーの指定席が課税になる。一般的にロードショーは恐らく入場税の課税対象にならないだろうという水準と御理解賜りたいと思いますし、演劇につきましては一流劇場の上級席、もちろん高価なディナーショーなんかは当然対象になる水準でございまして、五千人という水準はそういう水準でございまして、私どもは五十年來据え置かれたこの免税点を引き上げるに当たりまして、一応妥当、適正な水準であらうということで今回御提案申し上げておるわけでございます。

○沢田委員 具体的な例は挙げていいものかどうか分かりませんが、先般「桜の園」でしたか、あれは七千円ぐらいだったと思います。劇場は帝国劇場だったと思いますが、それが果たして今の状況において課税されるべき水準のものであったかどうかというのを考えてみると、これはちょっと該当しないのではないかとこのようにも思われます。

これで時間をとっていると時間がなくなりますから、なお今後検討して、これは言うならば大蔵委員会あるいは大蔵大臣の文化の水準も問われることにもなるわけでありまして大蔵委員会としての一つの問題にもなるわけで、その意味においてはやはり前向きに今後検討をしていく、そうして文化の薫り高いものに近づけるように努力をするということでも検討をしていただきたい、こういうふうにも思いますが、これは大臣からでしようから、お答えをいただきたいと思ひます。

○竹下國務大臣 引き続き妥当な水準というものはやはり検討すべき課題だと思ひます。

○沢田委員 大蔵大臣の発言の重さは大変重いですから、それが実現されることを期待してやみません。

続いて、これは前にも我が党の同志から言われたのですが、大蔵大臣にお伺いをするわけです。今のこの税制の状況の中で、特三ばかりつくことを全力投球してきた今までの経緯を考えると、言うならば年齢層は相当逆ピラミッドになってきている。国税当局の税務職員はそうなっている。その経緯を考えてみると、やはり幾らか若い血を輸血せぬとこの後があく時期が来る。ですから、そういう状況から見ると、いわゆる定足といえますか、常に充足をしていくという条件というものは技術の継承です。我々よく技術の継承ということを言うのであります。徴税も一つの技術の継承なんです。物の見方、それから物を見る場所あるいはいどこを見ればどこがわかるかという、お医者さんじゃないけれども判断する手法、これは一つの技術なんです。直観でわかる。我々も、パスなんかと同じ

です。3を8に直したなんという人は必ずそこに親指を当てて定期を隠して通るなんというのが大体常識で、態度でわかってしまふというのと同じであります。

ですから、国税職員の年齢層に断層をつくらぬ、断層をつくらぬという配慮、これは竹下大蔵大臣のときのみではありません、総理大臣になるうがだれが大臣になるうが、それは継承されるべきものである。そういうものが継承されていかないと、要すれば徴税能力にたぐさんの穴があいてしまふことになるわけでありまして、やはり国税職員の定足をずっと継続的に持続のできる体制をとる、こういう必要性があると思う。これは若干の投資であるときもある。だけれども、一人入られてなれてきますと、結果的には四千万ずつ増収されてくるわけですね。これは国税庁当局から聞きましたけれども、実調していた平均は、一年間四千万くらいずつ税金がふえていくわけですから、そういう意味において職員の充足というものは図っていくかなければならぬ、これは国策の問題としてもそういう措置が必要であると思ひますので、御答弁をいただきたいと思ひます。

○竹下國務大臣 私ども、国税職員問題といえはまず三つのことをすぐさま考えます。一つは、いわゆる処遇の問題であります。これは年々人事院勧告が出される。これにタイミングを合わせながら、人事院の方へ御連絡申し上げたり私からじかにお願いをしたり、こういうことを続けて今日に至っております。

二番目は、いわゆる増員問題であります。これはいつでも申し上げる通りに、大蔵省といいますと、行政改革、人員整理、まず随より始めよう、こういう立場にございまして、時に大変言にくい立場になることも私どもの体験の中にございまして、したがって、たびたびの附帯決議で応援をしていただき、また本委員会等で鞭撻をしていただく、それが支えとなつて、それは二けたといつても増十一じゃないかと言われればそれまででございますが、それなりの増員が実現しておると

いうことも、これはおかげさまであるというふうにも思ふところでございます。

三つ目は、先ほどおっしゃいましたように、税務職員は昭和四年から六年生まれの人が多くありまして、昭和六十四、五年には一年に二千人の人が定年となるというような年齢構造からくるところの特殊性であります。これにつきましては、今おっしゃいましたようないわゆる技術の伝承、継承あるいはノーハウの伝承とでも申しましようか、そういうことに十分留意をしながらこれに対応していかなければならぬということは、常日ごろから、今の時期から考えていかなければいけない問題であるという認識の上に立っております。

○沢田委員 続いて、租税特別措置法の中の住民票と生年月日の問題ですが、これは今からでも考えて――それは考えた方がいいというサセテもあつたのであります。サラーマンその他では、使えない、おつくだということもあるの、使えない、おつくだということがある。それで住民票を集めて歩いたらどうですか、こういう言い方もある。投票用紙を集めるわけじゃないのだけれども、住民票を使わない、マル優を使わない人が大勢いる、郵便局は使っても銀行は使わない、こういう人がたくさんいるのだ、だから住民票を、千円でもらうか五百円でもらうか、ずつと借りて歩いたらどうだと。やはり世の中というのは、法律がつくられるとすぐその網の目をくぐるようなものを考える人がいるのだということを感じたわけであります。

もしそういうことが行われたと仮定すれば、今までのマル優の条件は変わつていかなければならぬ。幾らか減るだらうけれども、もしそういうことが行われた場合、どういう機能でそれはチェックしていくつもりでいるわけであります。お答えいただきたいと思います。

○梅澤政府委員 証書類を的確に利用される担保として何を考えるかというのは非常に難しい問題でございます。一番端的に考えれば、これは我

我内部でも議論したわけでございますけれども、顔写真の入った証票というのはなかなか他人が利用しにくいという面があるわけでございますが、厳正を期する意味で住民票に写真をつけていただくということも、これはまた税制の公平という観点からそこまでお願ひするのは問題であるというところで、今回限定はいたしておりますけれども、住民票のほか幾つかの、生年月日、住所、氏名の入った公的書類を本人確認の証憑書類として規定させていただくことをただいま御審議賜っております。このチェックの問題というものは、事実問題として非常に難しい問題でございますけれども、ただ、仮にこれを不正に利用した場合に当然所得税法上の脱税犯を構成するものでございますから、その意味で最終的な担保はあるということでございます。

いずれにいたしましても、この問題につきましても、今後の執行あるいは利用の状況を見ましても、何らかの手当をする必要があるとすればまたその時点で検討しなければならぬ問題かと考えますけれども、そういう不正利用の問題につきましても、税法上の担保はあるということでは申し上げたいと思っております。

○沢田委員 これはすべての場合に担保はあるのですよ。ただ、そういう言葉がさつと出てくるくらいに、そこまで利用者は限定されているということだと思ふのです。それが六億もの数になっている。特定の人が物すごくたくさん使うという傾向は、恐らくこれをやたらと使って変わらないう、だから今これは一つの例を言ったわけですが、それは隣近所ばかりでない、その辺のおばあちゃん、どうだい、使っているかい、住民票貸してくれるかいと言って、使っていくことは不可能じゃないのか。そうすると、せっかくこういうふうな難しさをみて、結果的に底が抜けちゃうのじゃないかという危惧がされるわけですね。ならば、前の法律の方が、グリーンカードの方がやはり正しかった、こういうことになりはしないか、すぐそいう気がつくような穴があるのならばグリーンカードでやっていくのが筋道じゃないかというふうに言われるわけですが、どうですか。

○梅澤政府委員 別にお言葉を返すわけではございませんけれども、グリーンカードも、申請すれば国税庁長官は交付をするという制度になっておりまして、これも悪用するという考え方に立てば、他人のグリーンカードを利用してそういう不正行為が行われるという余地はやはりあり得ると思ふわけでございます。

またこの議論は、グリーンカードのときにも私も内部で議論したわけでございますけれども、もちろん不正利用の危惧が全くないかというところ、おっしゃるような危惧もあるわけでございます。もう一つは、これは金融資産の名義にかかわる問題でございますので、うかつに人のものを借りて、後、私法上の問題が起る、その意味での心理的抑制と申しますか、その辺の担保というものはあるのではないかとこのことをかつて議論した記憶がございます。

いずれにいたしましても、この利用状況を見ながら、なお制度的に手直しをすべきものであるとすればそれは今後の検討課題として、この実施の状況をしばらくは注意深く見守りたいと考えておるわけでございます。

○沢田委員 現在八十五兆ぐらいの預金が郵便局であります、銀行も同じようにあるわけですが、これによつてどこへ金は逃げていくと考へておられるでしょうか。それとも、三五%の分離課税でもいいやとあきらめて、そこで預金をしていくと考へられますか。郵便局は少なくとも逃げるだらうというふうに考へられるわけでありまして、三十兆逃げるという人もいます。じゃあ、その三十兆は今度どこへ動いていくであらうか、そういう点はどのように考へておられますか。

○梅澤政府委員 これもたびたび議論の対象になるわけでございますけれども、現在不正利用をされておる預貯金の最上層というのは計量的につかみがない点がございまして、おっしゃる通りに何十兆

円という規模の資金シフトが果たして起きるのか起きないのか、この辺を私どもは留保してまずお答え申し上げなければならぬと思ふわけでございます。

ただ、これは金融資産の各個人の運用の問題でございますから、仮にタックスシェルターとして現在働いておったものが、そういうところからなくなったという場合に、いろいろ金融資産がございまして、それがどちらの方へ逃げるのか、あるいは金融資産以外のところへ逃げるのかどうか、またそれだけ大量のシフトが果たして起こるかどうかということも、これもしばらく状況を見ましてもなかなかお答えしにくい問題かと思ひます。

○沢田委員 これ以上は追ひ詰めませんけれども、少なくともそういう傾向が出てくることは間違いない。予想されるものは出てくる。そしてそれがどこへ行く。例えば金なら金の情報で見て、この間、一日で七十トンド動いた。今二千五百円、六百元ぐらいですから、言うならば、金なんかにも動く。この半年の間に大体五千六百億から一兆円ですね、金、銀、プラチナを入れますと。一兆二千億ぐらいが大体動いている。これからまだ、金は二千六百円見当ですから、それぞれ動いていくだらうと思ひます。もう一つは株へ行くだらう、こう言われているわけでありまして、しかも安定した株だらうと思ひます。そうするとダウ平均はもつと上がっていく、こういうことにもなる。

いずれにしても金融の動きが出てくるということになるわけでありまして、一つは金の動きというものがこれからどう変わるだらうか、そういう点に対してはどういう管理をするのか、あるいはそのまゝ自由に任せていく、これは本人の投機であるからあくまでも本人の投機の意思に任せる、こういうつもりでおられるのかどうか。それだけ見解を承っております。

○梅澤政府委員 これも大変難しい御質問でございますけれども、かつて貯蓄増進中央委員会が貯

蓄者の意識調査をやったことがございますが、貯蓄者が預貯金を選好される第一の眼目というのは、元本が保証されていること、それから確定利付で利回りが非常に高きという点でございます。したがって、今委員がおっしゃるように、仮にそういうシフトが起こった場合に、今までタックスシェルターの中に入つておったお金が預貯金以外のところへ動くということは当然予想されるところではございますけれども、ただ金の市場といつても相場が非常に動きまわりますし、株式等もそうでございますので、預貯金の格好であつたものがそういう投機的な金融商品に全部シフトしてしまうというふうにも一概には言えないのではないかとこのように考へております。

○沢田委員 なかなか言えるとは言えないでしょうから、しかし注意すべき材料であるということだけで、もう時間がなくなりましたから次へ急ぎます。

続いてゴルフの会員権の問題であります。株とそれから金、これは利益に課税されない。金は、例えば一キロ買って、それが今度五千円になったからといってその課税はされない。それからゴルフの会員権も、法人の場合は、法人で買つていけば金庫といふかロッカーを借りてもプレー費を払つても皆交際費として持つ。交際費の額は決まっておりますが、交際費として認める。なお、一つの会社で、同じ役員で、いわゆる隠し法人、幽霊法人、そういう会社を五つも持つていて、そして社長の家を建てたらどこか一番いいの会社が社宅で貸している、こういう例もあるわけでありまして。そういうことを考へると、今ゴルフの会員権はべらぼうに上がった。なぜこんな世の中が安定しているのにこれだけ上がったのだらうか。ひどいのは四倍、五倍、六倍という金額になつておる。ゴルフ場がもうかるのかといつたらもうからない。だから、それはいわゆるゴルフの会員権屋がつり上げてもうかっているというだけではない。そういうところの調査は実際に

どうか、その点ひとつ伺いをしたいと思ひます。

○富尾政府委員 先生御指摘のゴルフの会員権でございますが、これは所得税法上、株式形態をとりましても譲渡所得に対しては課税になるということでございます。したがって、私もどしどししては従来から関心を持って資料の収集に努めておりました。例えば、五十九年中に私もどしどししてはそういうゴルフの会員権の移動資料を全国で一万枚以上集めておりました。これらに基づいて課税の適正化に努力をしているところでございます。

ただ、ゴルフの会員権につきましてどの程度の課税事績があるかにつきましては、譲渡所得の中に全部入ってしまいますので、これだけを抜き出した資料というものは私も把握してございません。

○沢田委員 このごろの値上がりでは、一番大きな土地に次いで、あるいは株以上に上がっている一つのものであります。そういうところも正確を期す、こういう意味において御努力を要請いたします。

あと五分ですから、次を急ぎます。

それから、わざわざ私のところへ細かい資料を送っていただいて、商法第三十三条第一項、第二項についての取り扱いが複式簿記の中の利益を非常に細かく上げる、変えていく、こういうことで細かい資料をいただいて問い合わせがございました。きょうは時間ありませんから、後で税務当局の方へこの資料はお渡しをいたします。そして、別の機会にその回答を求めたいと思ひますが、これは企業会計原則といわゆる真の利益というものが何なのか、それから棚卸資産と損品、商法第三十三条第一項、第二項、あわせて三十六条に影響する取り扱いについてであります。時間が四時までということありますから、これも時間が少なくなりましたから、この点は追ってお渡しをします。後で文書で御回答をいただきます。

よろしゅうございますか。——首を縦に振っていますから、時間の関係で、いいです。それでは後でお願いいたします。

それから、労働省においていただいております。きょうの分科会で退職給付引当金がどうあるべきかというところで聞きました。今どうお考えになっておりますか。御回答いただきたいと思ひます。

○伊藤説明員 お答えいたします。

退職金の保全措置の問題かと思ひますが、退職金の保全措置につきましては、賃金の支払の確保等に関する法律に基づきまして、金融機関の保証措置とか中小企業退職金共済制度、そういうものの加入を勧めまして、できるだけ保全措置を広げていくということをやっておるわけでございますが、正直申し上げまして、現状、保全措置の普及状況はまだまだ不十分でございます。現に昨年の八月に労働基準法研究会から、現在の保全措置についてはまだまだ不十分だという指摘をいただきました。その研究会で引き続き効果的な保全措置のあり方について検討が進められているところでございます。その検討結果がごしとの夏ごろには出るという予定でございますので、私もそれを受けまして、適切な施策といひますかそういうものをひとつ煮詰めていきたい、こういうふうに考えております。

○沢田委員 不足ですが、後でさらに努力されることを要望して次にいきます。

最後に、防衛庁来ていただきました。大蔵大臣、これは余計なことのようにですが、予算を査定される場合に、二分ぐらいの間に、ぜひひとつどういうふうな検討されたのかということを実は聞きたいのです。

戦車は、日本で専守防衛の場合どこで使うのだろうかということ、いろいろ戦車も調べてみたのであります。専守防衛の場合、日本のまさか東京の真ん中をがたがたと戦車を走らせて、戦争の場合は映画じゃありませんからね、とても東京の中で動き回るわけにいかないだろう、こういうふうに山のある日本で、山も川も越えるのでしょ

うけれども、果たして本土決戦というのは専守防衛の中には含まれるのだろうか。でなければ、どこかへ行って、海の中で戦車を使うのかという沈んじやうだらうし、これもそうじゃない、空へは飛ばすわけでもない。そうすると、戦車というのは果たしてどういふ条件の中に使われるのであろうか、なぜ予算がついたのだらうか、見せかけかなというふうな気もするわけでありまして、観閲式用に使っているのか、こういうふうにも考えられる。これは防衛庁の答弁じゃない。我々平凡な国民が、戦車は果たして専守防衛でどこで使われるのだらう、水際作戦という中の戦車はどこのどこのだらう、我々国民はそのときにどうあるのだらう、巻き込まれないのだらうか、その保証は何なのだらうか、こういう疑問に突き当たるわけですね。

時間になりました。ひとつ大臣の明快な御答弁をいただいて、国民がなるほど戦車というのはそういうふうに使われるのかということがわかるようにお答えいただいて、私の質問を終わりたいと思ひます。

以上です。

○竹下閣務大臣 今おっしゃいましたように、我が国は四面海に囲まれた島国でありますから、国土に対する侵略は、必ず海を空を通過してこなければなりません。したがって、国土防衛に際してはまず海上で侵襲部隊を撃破し、国土に戦火が及ばないようにすることが望ましい。しかし、海上で完全撃破することは言うべくして困難であると考えられておいて、万一着上陸した侵略部隊を早期に排除する最後のよりどころとしてのいわゆる陸上防衛力の必要性、こういうことであります。

そこで、やはり抑止力という考え方が基本にございまして、侵略側に対してこうした防衛力を持つておるといふことは、海上における戦間期に勝利できたとしても、なおかつその先に強靱な陸上の抵抗力が存在するといふことは事前に侵略を断念させるための抑止力として存在するといふことでございます。いま一つは、議論する人

の中には、そういう陸の装備というものが国民全体に国土を守る気概を与える一つの要因にもなるという方もございます。

したがって、私も抑止力という面からしてもその必要性があるということ、六十年度予算案では七四式戦車六十両、これは二百二十九億六千三百万円を計上したというところでございます。ただし、これはいわゆる後年度負担でございますから、初年度のことは予算額そのものはゼロでございます。

○沢田委員 より水際における、国民を巻き込まないという方向で、大臣もそのとおり読むだけじゃなくて、今度は頭で考えてもらって、現実それが可能なかどうかを考慮してお答えいただければいい。防衛庁の書面を持ってきて読まれただけでは困ってしまうのです。それを大臣自身が考えて、果たして実現がされるのかどうか、東京湾に上がってきたときに本当にそれが実現できるのかということを考えて——その分減ると、大概一割ずつ減るのですね。助かるのです、千六百両くらいありますから、それが要らなくなってしまうわけですから、そういう意味においても大変な財源だ、こういうふうに思ひますので、若干過ぎましたが、以上で終わりたいと思ひます。

○越智委員長 防衛庁に一言言わせます。防衛課長。

○宝珠山説明員 先ほど大蔵大臣からお答えいたしましたとおりでございますが、防衛力を整備いたしますのは侵略を未然に防止するといふことが中心でございます。戦車もその一環でございます。そういう体制をとることによって、御指摘のような事態が起らないようにするということ、国民の被害を最小限に食い止めるという努力の一環でございます。陸上防衛力の中核として必要だと考えておるものでございます。

○越智委員長 矢追秀彦君。

○矢追委員 私は、きょうは租税弾性値についてお伺いをしたいのですが、「財政の中期展望」や租税負担率の計算で租税弾性値を一・一、こういう

ふうにしておられますが、まずこの一・一の根拠はどこにあるか、お伺いしたいと思います。

○竹下国務大臣 これは「中期展望」等におきまして、弾性値につきましては、去年と同様、要するに単純に過去の平均的弾性値一・一をそのまま採用した、こういうことでございます。

〔委員長退席、堀之内委員長代理着席〕

○矢追委員 今、過去十年の平均値を言われましたが、過去十年といましてもいろいろの差がございますので、今回一・一とされたのは何年から何年までの十年の平均ですか。

○梅澤政府委員 昭和四十八年から昭和五十八年までの平均でございます。

○矢追委員 過去十年を振り返りますと、経済状況あるいは社会の状況は非常に変化をしており、わけございまして、高度経済成長から低成長へという変化がこの十年間の中にあるわけでございます。そういう非常に変動の多い中での平均値が果たして実情に合っておるかどうか、その辺、私は、弾性値というものを勉強すればするほど、果たしてこういう単純な十年平均をしておっていいかどうか、非常に問題があると思うわけでございます。

私なりに過去十年間の数字を計算してみました。そこで実際との開き、そういったものも出してみたわけでございますが、昭和五十四年の実際の弾性値は一・九五です。違っていたら直してくだされいね。十年間の平均値は一・一四。したがって、実際の弾性値とこの前の十年間、これをやりまして、マイナス〇・八一の差が出ております。昭和五十五年の実際の弾性値が一・二八、十年間の平均値は一・二〇、差はマイナス〇・〇八、実際よりも平均値の方が下回っている。昭和五十六年は実際の弾性値は〇・五七、十年間の平均値は一・一七、プラス〇・六〇。五十七年は〇・八〇、実際です。十年の平均は一・〇九、これはプラス〇・二九。五十八年は一・四〇、十年間の平均値は一・〇三、これはマイナス〇・三七になります。六十年は実際はまだ出ておりませんの

で、過去十年の平均は一・一、これはどれだけの差が出るか、これからになるわけですか。

かつて、私、参議院の予算委員会でも渡辺大蔵大臣当時、この弾性値を一つのものとして論争したことがございますが、そのとき、私は五年平均をとりました。五年の平均と十年の平均をこれまた対比をしてみますと、昭和五十四年は五年平均値は〇・七五、実際の差がマイナス一・二〇。五十五年は〇・九六、実際の差がマイナス〇・三二。五十六年は五年平均一・二九、プラス〇・七二。五十七年は五年平均一・二〇、プラス〇・四〇。五十八年は五年平均一・一三、マイナス〇・二七。六十年は、今政府は一・一と書いておられますが、五年にしますと一・二と、一・一高くなるわけですね。十年平均と五年平均と、あのときは水かけ論だということと終わってしまいましたが、こうやって見ますと、十年平均に見ますとこれは余り当てにはなっていない、こういうことが言えると思うのです。しかも、この弾性値がたとえ〇・一でも差が出ますと、相当大きな差になってくると思うのです。

六十年度の弾性値一・一と想定されておるのが仮に〇・一差が狂った場合、私の言う一・二に伸びた場合、あるいは減る場合もありますけれど、〇・一になりますと税収はどれぐらい変わってまいりますか。

○梅澤政府委員 申すまでもないことでございますが、弾性値というのは事後的にGNPと税収の伸び率ではじき出されるものでございまして、六十年度の税収見積もりは各税目の積み上げでやっておるといことをまずお断りしておかなければならないのでございまして、今おっしゃいましたように、全く機械的に〇・一ポイント弾性値が上がるとすれば、六十年度予算ベースでおよそ二千億円程度かと思えます。

○矢追委員 〇・一で今言われた二千億ですか、〇・五になりますと一兆円になってしまうわけですね。そういうことで、確かに弾性値という

は終わった後ということですが、現実には弾性値一・一ということと、「財政の中期展望」もこれで計算が行われておりますし、先日予算委員会でも租税負担率の計算にも一・一というのを当てはめてざっくりと算出されておりました。収支試算——試算ですから、比べるものがないからというものでございまして、〇・五と違つただけでも一兆円というふうに実際に相当変わってくるわけですね。だから、さっき私が申し上げたように、十年の平均値と実際の弾性値の一番大きい差がマイナス〇・八一あるわけですね。そういうふうなことを考えますと、弾性値というものは予測値としては甚だ不的確である、このように言いたいのですね。〇・五の差が出たら一兆円、こういうふうな大きな差というのは、要するに、悪いのですが、何か弾性値を一・一とするより、むしろどうしてもやりたいのは、理想というのは一・〇が正しいでしょう。その点はいかがですか。

その前に、実際に予算編成において税収の見積もりはどのようにされるのですか。積み上げ方式なのか、この弾性値を掛けてやっておられるのか、その辺はいかがですか。

○梅澤政府委員 委員がおっしゃいますように、各年度の事後的に出るまいります弾性値は非常にぶれがあります。実はこれは当然のこととございまして、その基礎には景気循環があるわけでございますが、税収はそれに一定のタイムラグを伴いまして、年々非常に変動するわけでございます。ただ、先ほど委員が、五十年から六十年まで過去十年間さかのぼった数字でおっしゃいました。恐らく委員の御計算は算術平均でなさっていると思ひますけれども、いわゆる加重平均、機械平均でやりますと、五十年から六十年の間の過去十年間の弾性値は大体一・一前後で動いております。したがって、必ずしもこの一・一というのが十年間移動平均でとって非常に大きくぶれているというわけではございません。一・一前後で最近

は動いておる。それから税収の見積もりは、先ほども申し上げ

ましたけれども、弾性値でもって六十年度の、あるいはそれぞれの予算年度の税収見積もりをはじいておるわけではございませんで、これは税目別に積み上げ計算をやっているわけでございます。それから、もう一言申し上げさせていただきますのは、確かに各年度によって弾性値はばれます。ぶれますけれども、経済循環の長いタームでとった場合に、先ほども申しましたように、最近の十年間の移動平均を見ても、十年間でならしますとそんなに大きくぶれないというところは、やはり経済の循環局面を一わたり通りました後の時点におきます中長期的な税収の動きを的確に反映している一つの指標ではなからうかということでございます。したがって、中期予測をする場合には、弾性値を使うということはそれなりの意味があるということと、毎年「中期展望」でGNPと弾性値の機械計算で私どもは御提出申し上げておるわけでございます。

ただ、現在弾性値が一・一と申ししましても、では六十一年度が弾性値一・一かというのを意味してないわけではございません。つまり五年なり十年、ずっと延ばしたところで、傾向として一つの展望の検討資料になるということで、毎年毎年が一・一であるという意味ではないわけでありま

す。

○矢追委員 それでは伺いますが、この弾性値がこのように変動する、もちろん経済の変動ですが、その変動の要因というのはどこにあるのか。直接税、間接税、法人、所得、それから酒税、こういうものも表として出ておりますね。こういうのを見ておきますと、間接税の方は割合に弾性値が低い、直接税の方は高いというものが大体の傾向になっておりますけれども、その中で酒税も、高いときもあるし低いときもあります。こういふことを見ましたときに、弾性値を上げたり下げたりする要因というのは何なのか。具体的にどういったときに上がる、どういったときに下がるのか。ただ経済の推移とか、そういうことじゃなく、もう少し具体的に言っていたいただきたい。

二五

○梅澤政府委員 税目別に見ますと、所得税と法人税が全体の七割を占めておるわけでございまして、所得税、法人税の動きというものが税収の動きを大きく左右する。そのほか間接税ということがあるわけでございまして。

一番変動をいたします要因は、何と申しまして法人税でございまして、これは四十九年以降第一次オイルショック、第二次オイルショックの調整過程という経緯がございまして、大変ぶれております。大きく伸びますときは、例えば四十八年がその典型でございまして、オイルショック直前、税収ではまだオイルショックの状況が出ていない時期でございまして、大変物価が上がりまして、したがって主として法人の在庫評価益が非常に大きく出てくる。不況の局面になりますと、それが全く逆の方向に出てくるわけでございまして、法人税収としてはむしろ前年度を絶対額が下回る。これは昭和五十年度に経験しているわけでございまして。

一方、所得税につきましては、税制改正が行われませんが、累進税率の構造を持っておりますから、名目所得に対してかなり安定的な弾性値で税収は変動する。五十年代に入りましていろいろな景気の循環局面がございまして、けれども、雇用者一人当たりの所得というのは、毎年順調と申しますか、法人の利益のように波を打ちませんで、一定の率でふえておりますので、その限りにおいて弾性値がプラスの方向で出てきておる。

間接税につきましては、従量税率の税目もございまして、傾向としては一を下回る。特に我が国の場合は個別消費税の体系になっておりますので、必ずしも国民所得の伸びと同じ方向で、つまり一方よりむしろ下回る格好で従来動いてきておるということでございまして。

○矢追委員 今かなり詳しく言われたのですけれども、所得税、法人税あるいは間接税という単純な形だけなら言われたようになると思ひます、我が国の場合、それ以外に租特とか、そうい

ったことが非常にあるわけでありまして、そういった意味で、ただ単純に弾性値が言われたようなことだけではもういけません。いろいろな要素がもう少しあるんじゃないかと私は思うのです。一つは税制のあり方ですね。減税をやったときはどうなるか、増税をやったときはどうなっていたのか。それから、例えば直間比率が変れば、これも変わってくるわけですね。今言われたように、間接税の比率がふえた場合は、やはり弾性値は下がらざるを得ない。しかし、何年かたつて所得税が伸びてくれば、これはまたもとへ戻る、こういう傾向だと思ひます。何か方程式みたいなものが計数的にもう少しきちんとしてくるのではないかと思ひますが、その点いかがですか。

○梅澤政府委員 弾性値の性格は先ほど来申し上げておる通りでございまして、むしろやはり十年から十年の移動平均で現実の統計値として出てくる数字から何を讀み取るかということとございまして、定理式のようなものをつくつて弾性値を予測するということには必ずしもなじまない性格のものであると思ひます。

それから、ただいま委員がおっしゃいました問題といたしまして、税制改正が行われます場合に、当然税収に大きな影響が出てまいりますわけでございまして、弾性値を分析いたします際には、その当該年度で税制改正が行われたものはむしろ除去いたしまして、自然増収ベースで議論をしておる。実はここに非常に弾性値の意味があるわけでございまして。

それからもう一つおっしゃいましたのは、弾性値の傾向を左右するものとして、そういう景気循環だけではなくて、税制上に内在するものが反映されているのではないかと。それはそのとおりだと思ひます。ただ、我が国の場合、先ほど法人税の動きというものが非常にぶれておると申しましたけれども、いわゆるタックスエロージョン、課税ベースの浸食という形でいわば税の減免が行われておる部分というのは、我が国の場合は法人税に関

する限りそのウェイトは非常に小さいわけでございまして、昭和四十年代は法人税収のほぼ一割近くまでが企業関係の租税特別措置の減収額でございまして、現在では三割ぐらいの水準になつてきております。したがって、影響なしとはいはしませんけれども、租税特別措置のタックスエロージョンが税収の弾性値に非常に大きな影響を落としておるというふうには、少なくとも法人税については言えないんじゃないかというふうに考えております。

○矢追委員 その次に、これは仮定の問題ですが、例えばこの前計画された一般消費税が仮に導入された、あるいはEC型の付加価値税が導入されて、結果として直間比率が少し上がつてきた。同じ間接税でも、弾性値に影響を与える、伸びる方へ行くのとそうでないのとあるように私は思ひますが、その点はいかがですか。

○梅澤政府委員 そういふ新しい間接税を想定いたしまして税収動向を分析しておるということとございまして、あくまで一般論としてお聞き願ひたいと思ひますが、消費一般に広く課税ベースを求めると、しかもそれが従価税の比例税率であるというモデルを考えますと、恐らくその税体系から出てきます弾性値は一に限りなく近い、理論的には一で動くというふうに考えてもいんじゃないかと思ひます。

○矢追委員 ということは、今言われたように、過去に出ておりますようなことにならうかと。弾性値よりは高いというふうなことになるかと思ひますが、昭和五十四年は一・六八、酒税でも一・一八という高いものもありました、また五十六年でも一・〇二、酒税に至つては一・二三、こういうふうな高いものもあるわけですから、私は別にこれの導入を意図されて弾性値を上げることと考へておるというふうには、まだ仮定の問題で主税局長しばしば、これ以外に数字がないし、長い目で見れば一・一、したがってこれを「中期展

望」の試算に使つておるんだ、こう言つておられますが、私はきのうからこんな計算をいろいろやつてみたり、そういうデータを見るにつけ、弾性値という名前自身も何となく弾性値でないみたいで、一体弾性値とは何なのか。ただ、さつき言われた計算方法は決まつておるわけですから、何か言葉の上から出てくるニュアンスと実体とが、実際と予想とは余りにも違ひがある。

そういうことから考えまして、弾性値そのものの定義、それからあり方、こういったものをもうちょっと、こまでいろいろ数字を進んでおるのですし、特に所得税の公平性をはかる物差しとしてはジニ係数というふうな、これも非常に面倒くさい、方程式はそう難しくありませんが、計算は大変時間がかかる計算になりますジニ係数だつてあるわけですから、弾性値というもののにもうちょっとしっかりとメスを入れていただきたい。どうもこれで計算しているといふいろいろ狂つてくるし、「中期展望」についたつてまた狂つてしまふ。租税負担率にも影響が出て、この間私と大蔵大臣と議論しているうちに、租税負担率の目標も出せない、そういうようなことにもなるんじゃないか、こう思ひますが、大蔵大臣はこの弾性値をどう認識されておられますか。今までの局長との議論の中で、私の主張で間違つておるところがあったら指摘をしていただきたいし、もうちょっとこれは何とかならぬのかと思ひますので、いかがですか。

○竹下國務大臣 おっしゃいますように、確かにいわゆる租税弾性値というのは短期的にはかなりのぶれを示しております。それをできるだけ安定して求めるとすれば、やはり平均値ということにならざるを得ないわけでありまして、中長期的な税収を推計するために、他の推計方法がないかなと思つて私もいろいろ勉強をしていますが、他に適切な方法が見出せない。非常に消極的な理由になりますけれども、それがやはり基本にありますから、「中期展望」においても、今申しましたような弾性値を求めて税収推計を行ったということに

なるわけでありませう。一つには、推計の基礎となりませう経済諸指標についての動向が的確に見定められないといふこともよりあるわけだ。結局六ないし七%の中間値をとった六・五といふこと、そしてまた数学の世界では、平均値といふものはその数が多ければ多いほど出るということになりますので、十年といふところかなと。

ところが、十年についても、本当はいろいろ疑問を感じますのは、四十八年からだと、ちょうど四十八年の暮れが第一次石油ショックでございませうから、そういう世界経済の中で余り類例を見ないような第一次石油ショックが含まれ、そしてその後の第二次石油ショックが含まれ、また税収面においては、例えば五十六年、七年といったような世界同時不況のときが含まれております。それにしても、単年度よりはや長期の方が、平均値といふ参考にするならば妥当ではなからうか。だから、他に立派な根拠となる数値といふものがあれば、我々もいわゆる租税弾性値の平均値をいつも使うという方法以外の方法もあるかと思ひますが、なかなかこれは難しい問題であると率直に思ひます。

○矢追委員 何か重ねて聞くようですけれども、弾性といふのはばねといふような意味でしよう。物理でも弾性といふのは出てきますよね。経済が成長したらどれくらいのはねをもつて税収を押し上げるのかといふようなところから始まったのかと思うのですけれども、そういうことからいくとどうも私もつきりせぬわけですが、最初に申し上げた弾性値といふものの意味といふか定義といふか、そういうところから一回掘り起こされて再検討される必要があるのではないかと思うのです。その点いかがですか。

○梅澤政府委員 弾性値の考え方は、今委員がおっしゃったとおりだと思ひます。その基本的な考え方の方の前提といふ一つの想定、これは恐らく実態の想定としても正しいのだらうと思ひわけでございます。恐らく委員がおっしゃるのには、そういう

単純な十年間の平均じゃなくて、税目別にもう少し弾性値を分析してみて、それを合成して何か理論的なものが出てこないのかといったような御示唆かと思ひますが、私も常々そういう問題意識は持っております、いろいろやっておりますけれども、結局は、先ほど申しましたように、現在の極めてマクロ的な手法でございませうけれども、十年間の移動平均で弾性値を出すということでは、その結果としては大きな狂いは出てこないのではないかといふことでございませうが、せっかくの御指摘でもございませうので、なお内部で引き続きいろいろ勉強はしてみたいと考えております。

○矢追委員 それでは、さきにちょっと触れた租税特別措置法について、この際ですからちょっとお伺いしておきたいと思ひます。

総理はしばしば、簡素、公平、公正、選択、という税制改正をしたいと言われておるわけですが、戦後簡単であった、シャープ勧告によつてできたのから見ますと、いわゆる租税といふものが入つてきて、さき弾性値の問題にも少し触れましたが、非常に日本独特の税制として出てきたわけだとして、これが不公平税制の最たるものであるとしばしば指摘もされてきたわけでございます。

〔堀之内委員長代理退席、熊川委員長代理着席〕

かなり整理をされたり縮小されたりしておりますが、依然としてまた新しい時代の要請に應じてつくりかたの面もございませうが、やはり租税特別措置法というものの、結局これもさき議論に關連しますように、税収にしても、国民総生産の伸び率との相関関係がなくなつてくるのもこういういたものにあるのじゃないか。先ほど主税局長が少しお認めになつたわけでもございませうけれども、非常に複雑になつておる、だから税理士さんでも大変だと思ふですね。素人では全然わからない、こういうふうなことになるまでおるわけですが、この租税に対する先ほどの総理の基本的な方針からいって、これからどうされていくのか、こ

れはいかがですか。

○竹下國務大臣 確かに御指摘になりますように、租税特別措置が日本の税制の中ではたくさんございませう。租税特別措置といふのはいづれにしても政策税制でございませうから、税体系の中だけから見ますと、その都度政策需要に基づいていけばゆがみを生じさせておるわけでもございませうから、これを絶えず見直ししていかなければいかぬことは事実であります。

総理が申しております公平、公正、簡素、選択といふのも、今矢追さんの考え方と同じような考え方が基本的なところにあると思つておりますが、特に総理が先般から申しております中に、先般のアメリカのリーガン財務長官の提案等は、フラット税制といふ感じはいたしますけれども、私も一つの流れかなと思ひますのは、アメリカの法人税もかなりの租税特別措置がありました。それを實際実現されるかどうかかわかりませうけれども、少なくとも全廃するような形の法人税の体系でそれを大統領に申し出ておるわけでもございませうから、したがってやはり参考になる問題ではあるといふふうに思つております。租税特別措置が多ければ多いほど、いわば弾性値そのものもフラットにいかない要因の一つであるといふように私も思ひます。

○矢追委員 したがって、今言われたように、そういう弾性値がうまくいかない要因でもあるし、いろいろ複雑な面で整理をしなければならぬ。整理もされてきたわけですが、まだまだだめなわけだとして、今後どういふ方向で政府はこれに對して方向づけをされようとしておるか。税制調査会の答申を見なければならぬと言われたいと思ひますが、方向性としてはやはり整理をしていく。ただ将来の景気、経済の動向といふものが、新しい問題についてはある程度は必要な面もあるかと思ひますけれども、その辺を含めて今後の方針はいかがですか、重ねてお伺いしたいと思ひます。

○竹下國務大臣 いわゆる租税特別措置の問題に

なりますと、毎年度の税調答申で必ず見直しといふことは指摘されております。したがって、今度の場合におきましても、どの問題から見直していくかといふ税調の審議をあらかじめ予測するわけにもまいりませうけれども、国会等で出た議論等が一つの中心になつて検討、見直し作業が進められていくのではなからうかといふふうに私は思つております。

○矢追委員 そこで、これも大蔵大臣と前に議論した蒸し返しで恐縮でございますが、きょうは最終的に税の法案については終わりでございませうから、今後の問題として確認という意味で幾つかお伺いをしておきたいのです。

この間は租税の負担率について議論をいたしました、これもなかなか方向を出してもらえないのは非常に残念でございますけれども、私は、いづれは租税負担率のきちんとしたある程度の目安は出していただけると確信をしておるわけですが、これは要望程度にとどめますが、これが一つ。

次に、直間比率の見直し、これもしばしば言われてきておりますが、これはもとより決めてかかるものではないことはもう大臣もよく御承知のとおりです。それでございませうけれども、じゃどれくらいまでになったら見直しをやっていくのか。現在はもう余り開き過ぎているのかどうか。先ほどの弾性値との絡みもございませう、いわゆる言われているところの大型間接税の導入等の問題もございませうから、間接をふやすことは即ちそうだと、私はそこまでは言ひませう、それはしないとおっしゃつておるのですから、この直間比率といふのは、結果論として今のような姿が望ましいのか、大体これぐらいで今後日本経済はいつていいものなのかどうなのか、やはり今の時代の流れといふか方向としては、結果論として間接税がふえた方がいいのか、その辺はどういふお考えなのか。ただ、それよりもまた別に、いわゆる所得税、法人税、もう一つの柱としての今の間接税では足りないから、もっと大きな、前に考えられた一般

消費税という強力な三本柱で、景気の動向に關係なく税収が取れる、そういうことまで考えておられるのか。

その前に、直間比率の理想的な姿というのはどうなのか。結果論ですからなかなか言いにくいと思いますが、この辺ですね。その次は、今申し上げたそういう三本柱をあくまでもお考えになつておられるかどうか、これをまず伺ひしておきたいと思ひます。

○竹下国務大臣 一つは、矢追さんとたびたび議論しております租税負担率、この問題は確かに七カ年計画のときには二十六カ二分の一というものがございました。ただ、あれはいわゆる一般消費税（仮称）が導入されるという前提で積み上げたものでございます。したがって、今日定量的なものがあつて、一つの要因として、これからいよいよわが税の抜本改正の位置づけをやらうというわけですから、二十六カ二分の一といったような目標値がなかなか出せないということでも御理解をいただきたいと思ひます。私も、あの七カ年計画のときの企画部会でございましたが、最後に出かけてみまして、あのときの私の素朴な感情としては、こういうものはあつた方がいゝなという感じがしたことは事実でございます。

それから次の直間、これは御意見にもございませうに、結果として出るものでございますが、臨調でも直間比率という言葉を使つておられます。税調ではさすがに使つていらつしやいせんが、結果であれ、そういうものがある種の不公平感の一つになつておるといふ議論をなさる人もございませう。直接税に偏り過ぎておるといふことが、このいわゆる不公平感の一つの基礎になつておるといふ議論もございませうが、これも結局今度やつてもらひますのを見ますと、要するにこの戦後税制の中でゆがみが生じて、いわば所得、資産、消費、これらの段階でどのようにしてこのバランスをとっていくかということを含めて、まずこれから議論をしていただくということでございますので、どれくらいいいかということとはな

かなか難しい問題であります。いつの場合でも、いわば所得が標準化して、そして税の重みを感ずるようになった場合には、間接税議論が出てくる環境というものはそういうところにあるということでは、財政再建の手法として議論された、昭和五十二年から議論されておりますが、そのときもやはりそういう直接税の持つ所得の段階に着目をして担税力を求めるということに対する重圧感といふものが、消費の段階に対する議論の方へ移行していった一つの要因ではなかつたかと私は思つております。結論はやはりこの所得、資産、消費、その段階にどのような形で議論がされていくかというものは、今後の税調の議論の進みぐあいによつて明らかになつてくる問題であらうといふふうに考えております。

それから、御案内のとおり、どちらかといへば、間接税というのは従量税が多うございませうと、負担率の問題は、従量税と従価税との議論もまたございませうが、必ずしもこの所得税のような形にはいかないといういゝんな問題も含めて御議論をいただけるのではなからうかといふふうに思つております。

○矢追委員 最後に、もちろん、直間比率の見直しといひますか、これはしばしば言われてきてゐることで、今政府はどうしても大型間接税を導入したいといふのはもう前から非常に強い御意向でございませうが、先ほど、直接税といふのは不公平感が出てくることが多いといふ意味の発言をされました。今国民が願つてゐるのはやはり不公平の是正だと思ふので、この不公平感といふのは、トータルと云ふところと非常に強い言ひがございませうが、そういうところから最近新聞紙上をにぎわしてございませう。それと最近新聞紙上に、はじめに納めてくれればもうちょっと税収も伸びるのに、そういった点の脱税が横行している。そのためには、もうしばしばここでも議論されております税務署員をふやす問題もございませうが、そういった不公平感をまずなくすこと、それから不公

平税制と言われるものを是正する、そしてまず不正もちゃんとするということを含めて税収が上がつてくるのかどうか。税収が上がつてくれば今度は減税といふことも考えられますし、そう大きな増税をしなくてもいいわけですから、やはり直接税の中のまず不公平税制といふものを、あるいはまた不公平な状況といふものをなくさなければいかぬわけであつて、それは今まで言われてゐる割にはなかなかされてゐないわけですね。まずこれは本気になつて取り組んでいただきたい。これが第一点。

それから第二番目に、税収を上げるための努力の一つとしての税務職員の問題、これは先ほど来も出ておりましたからわかたつた答弁でございませうが、そういう努力をした上で、なおかつまだ重税感がある、だから間接税の方をもう少し、直接税の方はもう少し減らす、こうなればいいのですけれども、やはり最初の段階の努力をもう少しやつていただきたいと私は思ふのですが、その点お伺ひして終わりたいと思ひます。

○竹下国務大臣 財政再建の考え方の中にも、まずは歳出削減、そしてその次は何としても公正な感覚を持つような税の仕組みであらなければならぬ、そしてさらにそれがためにはいわば徴税体制といふものを、税務職員の方の増員等も含めて、また研修等も含めてこれに対応していかなければいかぬといふ御趣旨は、私どもも拳々服膺しなければならぬ考え方だと思ひます。

○矢追委員 以上で終わります。

○熊川委員長代理 武蔵山治君。

○武蔵山治君 大蔵大臣に心境や方針、今後の決意などを冒頭にちよつとお尋ねをしたいと思ひます。

竹下大蔵大臣は、既に大蔵大臣を三十九カ月経験をいたしてゐるベテランであります。予算編成を三回担当いたしました大蔵大臣でもあります。私は、水田大蔵大臣以降、随分多くの大蔵大臣と意見の交換をしてまいつたのでありますが、それぞ

変特徴を持った大蔵大臣もございました。

そこで、竹下大蔵大臣の蔵相としての経験から、今大蔵大臣として一番困難だな、しかもやらねばならぬといふ最大の、至難であり、課題とも言うべき問題は何かと何と心得ておられるのか、大蔵大臣として見て、この点だけは難儀だがやらねばならぬし、また私の力ではどうにもならぬ、困難だなと思ふような課題を幾つか挙げてみてくだされう。

○竹下国務大臣 私は、やはり今の私に当面課せられておる問題は、いわゆる財政改革といふものを軌道に乗つけ、そして国民の理解と協力を得る環境をつくり上げることではなからうかといふふうに大局的には考えております。

さらに、具体例を挙げるとおしやいますならば、やはり歳入歳出、そして念頭に絶えずありますのは、その構造の中にいゝゆる後世へのツケ回しが余りにも多いといふ問題と、そして今年度予算に見られること、社会保障の予算を利払い費が既に超してしまつた。言つてみれば、予算といふものは富の再分配機能の一つとして存在するものが、富の行方がそういう再分配という行方ではないところに、利払いという形で行つておる、これを何とか直したいな、こういうことで精いっぱいでありませう。

○武蔵山治君 財政学の基本では、予算編成の基本的理念は出るを因つて入るを制する、家計の場合に入るを因つて出るを制する、逆であります。といふことは、「増税なき財政再建」といふ言葉は財政原則には沿つた理念であります。出るを制するだけ因つて、金を取る方はできるだけ制限をするといふこの原則でいく場合に、一体今の歳入状況でそういうことが可能なか。不可能を可能にするのが政治だとするならば、来年度は一兆五千億から二兆円くらいの歳入の削減をしなければこの理念は貫徹できない。もし一増税なき財政再建で予算編成をするとしたら、来年度一兆五千億程度何とかカットせねばならぬと思ふのでありますが、そういう手法が通用する環境である

のか。そういう見通しについては、大蔵大臣はどんな感想でございましょうか。

○竹下 国務大臣 今日、現行税制、現行の施策そのまゝを前提にした場合、今武蔵さんがおっしゃる通りに、一兆数千億というものを歳出の削減によって行わない限り、いわば私どもの計画は成り立たないということになるわけでありまして。が、それが可能かどうか、こう言われた場合、私は一つの考え方としては三年——私は、厳密に言うところ五十五年予算がございまして、予算案を四回組ましていただいて、特に五十八年、五十九年、六十年は一般歳出を前年度以下というところでやってまいりまして、毎年ともやれぬなと思ひながらその次またやれた、そしてまたやれた、こういうことからいいますとやれないことはない、こういうふうに思ひがいたしますもの、容易なことではないという事実認識は十分でございます。

○武蔵(山)委員 やれないことはないという感じも少し持っている、そういう感じから、実は間接税の増徴問題は六十二年度あたりから——六十一年度はそこまで慌ててやらなくとも、何とか予算編成の方法はある、こう考へて、実は新聞報道に言われるような、六十二年度あたりにはE・C型附加価値税あるいは何らかの非常な範囲の広い新しい税目という考へなのか、それとも主税局長がしゃべっていることがよく新聞に報道されておりますが、国民の合意を得る準備期間がこれと六カ月間くらいでは不可能だと考へての発言なのか、どちらにウエイトがあるんでしょうか。

○竹下 国務大臣 いずれにいたしましても、課税ベースの広い間接税をいわゆる安定的歳入源として検討しろということ、五十五年以来ずっと引き続き税制調査会等でも指摘されておるところでございます。その不断の勉強をしていかなければいかぬわけでございますが、私は、お亡くなりになりました大平総理が言われた言葉で非常に印象に残っておりますのは、財政家として取り返しのつかないことをしたという表現をなさいました。それは恐らく五十年予算案を組まれましたとき

に、赤字公債を発行したときの大平大蔵大臣であったという意味のことであるというように承りました。表現力はアウワーが多いから、なかなか私も正確につかめませんでしたけれども、しかしながら、日本人は賢明だから必ず理解してもらえらる時期があるはずだという趣旨のことを言われたのが一般消費税じゃなかったかな、こんな感じが率直にしておりました。これは五十四年、大蔵大臣になった当初、そういう会話を繰り返したことがございます。したがって、そのとき痛感されておったのは、いかなる施策といえども、国民の理解と協力なくしては実行に移せるものではないというところを政治家として重く感じて、そういう表現のお話をなすつたと思うわけでありまして。

したがって、いろいろなことを考へてみましても、国民の理解と協力を得ながら物事を進める場合は、私は、これはいささか話が長くなりますが、まず竹下財政はかくあるというものがあつたのは危険な思想じゃないか。むしろ国会等いろいろな資料を提示しながら問答を繰り返す中に、国民のコンセンサスが那邊にあるかを見定めていくというところの方が——日本人は知識水準がこの国よりも高いわけでございますから、いわゆる財政民主主義というものもそんなものじゃないかと、いう気がいたしておりますので、極めて冷静に我慢強く、個性を出さないように、ときには意味不明と言われようが答弁を繰り返して自分の意図をはたかな、こういう自己反省をいつでもいたしておるわけでありまして。したがって、竹下財政とていう言葉が仮にできたとしても、後世の史家が論評してくればもって戻すべきものではないかな、そう思いますだけに、今武蔵さんの財政通としての理論の中にだんだん引き込まれて、まず税制調査会へ諮る根拠に大型間接税の導入ありき、さればその時期はいつか、こういうベースに引き込まれた議論もまた避けなければならぬ、こう思つておるわけでありまして。

○武蔵(山)委員 竹下先輩の意向は、百家争鳴、万機公論に決せよ、大変古い言葉を思い出さうやう

な今の答えで、それも一つの民主主義政治のあり方としてさもあるうと思ひます。きょうはそういう論争をする場所ではありませんので、本委員会に付託されております具体的な法人税、所得税あるいは租税特別措置法の改正、これらの点について、大変細かいお話になって恐縮であります、三、四論争してみたいと思ふのであります。

特に今回の改正の中でグリーンカード制を廃止するという措置であります、せっかく竹下大蔵大臣のときに万機公論に決してできたグリーンカード制を、今度は同じ大臣の任期中に廃止をするとは一体どういう理由なのか、その積極的な廃止の理由をまず承りたいと思ひます。

○竹下 国務大臣 今の御質問について、私は政治家として一番悩ま多い問題でございます。確かに今御指摘なさいましたように、五十五年度の国会におきまして、日本共産党を除く各党賛成していただいてグリーンカード制というものが国会を通過をいたしました。その後、これを延期するため政令も、今度はたまたま二年間を置いて私大蔵大臣になりましたので、その政令も出し、その次は今度は延期する法律を出し、そして今度はばしやらす。ばしやらすという言葉は適当でありません、廃止するための法律を御審議いただいておりますわけでありまして、本場に、寝覚めがいいとは決して思つておりません。これはある意味においては国会がその間切れておりますからというエクスキューズはあるかもしれませんが、不信任を出される課題ではないかというぐらゐな自覚は持つております。

そこで、前置きはさておきまして、このグリーンカード制度問題というのは、課税貯蓄とそして非課税貯蓄の双方を通じます課税の適正化を確保するための有効な方策として導入された制度であります、それが、これまた制度ができた後に、いわば意図せざるいろいろな議論がなされて国民の理解を得ることができなかつたので、延期するのやむなきに至つたということが一つあるうかと

思ふのであります。

そこで、その後いろいろな議論をしていただきまして、税調でも特別部会等を設けていただいて長い間議論をしていただきまして、「その後今日に至るまでの経緯に照らしてみると、この制度について各層の理解と受入れ体制が十分に整つていないとは必ずしも言い難い。また、法的安定性や税制に対する国民の信頼感を確保する見地からすれば、本制度の実施を再び延期することは適当でないと判断せざるを得ない」という答申を六十年年度答申としてちょうだいしたわけでありまして。したがって、私どもとしては、今回グリーンカード制度を一たん廃止することとしたものであります、この点について、答申でさらに「廃止する」という措置を講ずることは、やむを得ない」となされておるところでありますので、そのように御理解をいただくだしかなという感じでございます。

○武蔵(山)委員 大臣、国民の合意を得られなかつたことが大きな理由のように挙げておられますが、国会で大多数の政治家で決めた法律は、国民の合意を得たからできたのであつて、間接的な民主主義なのですから、これは合意はできたのですね。合意ができたものを、途中で、この合意は気に食わぬというがむしやらな反対運動が起こつて、多数派と少数派の中で署名活動が起こつて、そういう圧力にまた金融機関が便乗してあらゆる方面に反対運動をやつた。零細貯蓄者や国民の大多数は、ああいうものによつてきつと管理されることはやむを得ない、当然だ、当時大半の庶民大衆はそう思つていたと思ふのです。だから、これは大蔵省がごり押しに負けたのじゃないでしょうか。それで、負けたのかぶとを脱ぐのがなかなか難しいものだから、税調へかけて体裁のいい言葉で何とか今回廃止だという理屈を並べているので、率直なところはそういう大きな圧力に屈服した、これが私は素直な理解のような気がしますが、その辺はどうなのでしょうか。これは主税局長か大蔵大臣、どちらが答えたらいいのか。やは

り大蔵大臣でしょうね。

○竹下国務大臣 私から最初にお答えすべきだと思っております。

武藤さんおっしゃったとおり、国会で可決したのでございまして、国民の代表の多数のお方で合意されたわけでございしますから、その限りにおいて国民の合意はあつたと私は思います。が、結局、私も言葉を選んでおりますが、その実施の段階について理解を得られなかった、合意を得られなかった、ということをして理解を得ることができなかったというところを言わざるを得ない。実際の當時を思ひますと、ゼロクーポンなんというものにシフトするとか、あるいは、金が売れるくらいならわかりますが、そのうち出てきた議論の中では、何かたんす貯金がふえて金庫が売れるようになったとか、いろいろな議論がございしましたが、そういう議論がかまびすしくなされたということそのものは、結局理解を得るに至らなかったというふうに判断せざるを得ないのかな、こう考えます。

○武藤(山)委員 国家を経営する最高指導者の一人である大蔵大臣、社長は総理大臣で、経理会計を担当する専務取締役が大蔵大臣だと思ふのですが、その大蔵大臣が決めた決意を民意によって賛成して決めたそのグリーンカードが、今度は廃止になるといふことは、国民は朝令暮改、信用しなくなる。法律といふものを軽く見る。そういう感覚を国民に与えてまことに好ましくない。

しかし、そうは言っても、政治というのは尾高朝雄先生の論によれば、「法の究極にあるものは政治である。政治は法律をつくる力であり、法律を破る力である。法律を廃止する力を持つてゐるのが政治である。」尾高朝雄さんの「法の究極の中」に書いてあります。ですから、議會制民主主義である限り、多数派で法律を廃止したりつくったりできる力を持つてゐることは否定しません。しかし、その多数で法律をつくったり破ったりすることは、常に理の通る、納得のいく合理性がなければいかぬと思うのであります。そういうものがなくて、いろいろな圧力団体や資金力の強い者や選

挙に集票活動で協力する集団、そういう特定なところの大きな力に右顧左弁して、法を廃止する力を軽々に行使するという政治は、私は正しい政治だとは思わない。こういう政治の姿勢でこういう力の行使といふものが頻繁に行われたときに、法秩序は一体どうなるのか、法制定に対する国民の冷徹な信頼性は一体どうなるのだろうか、そういう点の心配をするのであります。

その点について、やがて国家経営の最高責任者を目指す竹下大蔵大臣として、今回の措置に反省の心があるのかないのか、今後こういうことが起こらぬようにするのが政治家としての大きな務めだと感じないのかどうか、心境のほどを聞きたい。

○竹下国務大臣 いわゆる一般消費税(仮称)という問題につきましては、これが法制定される事前に、国会決議で、財政再建の手法としてとるべきものではないといふふうになつたわけでした。したがって、そのことを考えてみますと、一方、このグリーンカード制は、一度は成立したわけですから、そして五年間のうちに延期されながら、今度はこれが廃止されるということでございますから、それなりの反省はもとよりあつてしかるべきだ。だから、こういう反省からして、税制改正に当たつても時間をかけて国民の意見を聞きながら、コンセンサスが那邊にあるかを見定めてやらないことには、このような失敗をすることになるではないか。もとより「過ちを改むるにはばかりのことなかれ」といふ言葉がございしますけれども、国権の最高機関で賛成、それも絶対多数をもって議決されたものの措置といふことに對する反省がある意味において、私が国会で問答しながら意見を聞く姿勢を貫いておる一つの要因でもなからうかといふ自己反省をいたしております。

○武藤(山)委員 次に、グリーンカード制を廃止した後、利子・配当問題の取り扱いをどうしようか、今回は限度管理の徹底を図るといふ措置で法案を一応出したわけでありまして、この管理を徹底するといふことは恒久化していくのか。それ

とも、税調の中にあるような、低い一定率の税金を全部の預金利子にかけるといふ低率課税の発想が一方にあります。あるいはまた、利子・配当はやはり総合課税化しなければいかぬのだ、こういう発想もあります。今回とる措置の、限度管理を強化するといふ考え方は、この法律は恒久法として、今後これですつとよろしいといふ発想になるのか、その辺をひとつきちんと御説明いただきたい。

〔熊川委員長代理退席、中川(秀)委員長代理着席〕

○梅澤政府委員 利子・配当課税の問題につきましては、税制調査会でさまざまな意見がございまして、その一端が答申にもあらわれておること、は、ただいま委員御指摘になりましたとおりでございます。

そこで、現在御提案申し上げておりますものは、現在の郵便貯金を含めました非課税貯蓄の利子の実態、現状を放置することはできない、現状を少しでも改善するといふ格好で、ただいま御提案申し上げておるわけでございしますが、たまたま税制全般についていろいろ議論が起つてまいりました。我が国の税体系の中心を占めております所得税制につきましても基本的な見直しを行うという方向で、議論が近い将来行われることは当然予想されるわけでございします。そういった状況と、利子・配当課税はやはり所得税制の中の非常に重要な部分を占めている問題でございします。で、必然的に今後の利子・配当課税のあり方について、所得税全般の見直しの中で再度議論が行われる、検討が行われるといふことを私どもは予測をしておるわけでございします。

ただ、現在御提案申し上げておるものは、いわゆる時限立法として御審議を願つておるわけにございしませんで、少なくとも近い将来、また新たな観点からの議論なり結論が出るにいたしまして、とにかく現状を少しでも改善するといふ観点から、ただいまこの法案を御提案申し上げておるというふうに御理解願いたいと思ひます。

○武藤(山)委員 低率一律税率課税、あるいは総合課税化のために、また特別な何らかの方法、そういうものも検討の余地はある、しかし今回の措置は暫定的ではない、かなりの期間これで行くといふ意味も表明されました。現在のこういう方法で本当にフェアに、公正に限度管理が行われると考えるのか。グリーンカードを廃止するためには何かほかのものを、代案を出さないといふというところで、こういうつけ焼きたて的な発想で今回の法律が出たんじゃないのか、私はそんな感じがしてならない。こういう限度管理をきちんとやつて、郵便局も銀行もフェアに、本当に公正に預金集めができるという状態になるのか。大体、大蔵省はその辺はどのように感じていらつしやるのでしょうか。

○梅澤政府委員 先ほども申し上げましたように、ただいま御提案申し上げておりますのは、現在よりも本人確認を厳正に行う、入り口においてまず厳正に行う。それからもう一つは、長年議論になつてまいりました民間のマル優と郵便貯金の取り扱いを少しでも等しくするといふふうな観点から、郵便貯金につきましても本人確認を厳正にするのと、出口のところ、従来でございしますと、限度をオーバーした分につきましても、貯金をする人の故意、重過失という主観的要件が課税要件の一つになつておりましたけれども、今回はそういった主観的要件は外しまして、限度を超えた場合には即課税利子とする。また、本人確認ができないうちの当然、郵貯といふことも課税扱いとする。同時に、そういう課税利子を郵政官署において支払われた場合には、それを税務官署に通知していただくということで課税の適正化を期する。入り口、出口のところで、現状よりもこの限度管理を厳正に行うといふことで御提案申し上げておるわけでございまして、私どもとしては、現状よりも一歩、二歩事態が改善されることをこいねがはつておるわけでございします。

ただ、しからば、この制度の改正によって、完全な意味での限度管理といふのが、法が適用され

いは信託銀行は長く、いろいろそういう垣根があるのは承知していますが、今や金融自由化の問題で、国際的なあらしの中でどんどん金融は自由化されていく時代ですから、そういう商品をつくってもいいのか、郵便局に大体匹敵するような商品の開発を銀行行政として認めていくのか、それとも何か便法で、じゃ三年を六年ぐらゐまでに持つていってやろう、片方十年なら六年後に本人確認ということ、できるだけ郵便局と近づけてやろうという配慮があるのかないのか。あるけれども、どういふことが障害でできないのか。銀行局がやろうと思えば、私はできるのじゃないかと思うのですが、その辺はいかがなのでしょう。か。

○吉田(正)政府委員　最初に御指摘になりました、今度の制度によります資金のシフトの問題で

ございますけれども、これは郵便貯金もござい
ます。それから民間金融機関もございます。中小の
中もある。源泉分離課税もいろいろございます。
というようなことでございますから、その間の中
で資金がどのようにシフトするかについては、私
どもとしてはあらかじめ予測することは不可能だ
と存じております。したがって、それは今後
の推移も見守りながら、あるいは金融秩序に激変

が生じないように、主税当局とも御相談していくという課題でございますが、いずれにしても予断は不可能でございますので、成り行きを見守りたい、かように考えているわけでございます。

それから、ただいまお話がございましたような自由化の流れの中で、例えばこの税制の改正に当たって、それにも適応できるような新たな商品を考えてらよいのではないかとという御指摘かと存じますけれども、まず、先ほど申しましたように、どのようなシフトが生じるかどうか、どちらがどちら側に生ずるかどうかについては、私どもまだ現実の問題としてははっきり予測することは不可能だと思っております。そこで、仮に郵貯と同じような商品をつくるかということになりますと、郵貯と同じ商品といいますと、例えば期間を

長くするとか、あるいは定額複利方式にするとか

というようにございましょう。そこで、定額貯貯のようなものを導入するかどうかというところを、先ほど先生御指摘のとおり、大臣もたびたび申しましたとおり、自由化は必然の流れでございまして、新しい自由化商品については前向きに、民間の創意などもございまして受けとめてまいりたいというように考えております。

しかし、この定額貯貯を導入するにつきましては、税制上のイコールフットディングだけではなく、長短分離や金融機関の経営に与える影響など検討すべき要素があるわけでございます。御承知のとおり、戦後長短分離制度ということで、普通銀行と長期信用銀行の資金調達手段も長短に分かれていたわけでございます。三年物もありまして、長期の銀行につきましては金融債が最長五年、信託銀行が最長五年というように形になっておるわけでございます。この長短制度自体について申し上げますと、やはり時代の流れに沿いながら、しかし金融制度でございまして、慣行も尊重しつつ、漸進的に対応していきながら考えていくべき問題があるわけでございます。

それからもう一つは、定額貯貯のような長期にわたり預入時の金利体系が保証されるという商品を民間金融機関が扱う場合には、そういう経営にどういった影響が生ずるかというところを検討する必要があります。それから、この定額貯貯自体につきましても、臨調の最終答申では、「官民のバランス維持及び事業の健全性確保の観点から、その見直しを行う」必要があるというところと、問題点が提起されているような状況でございまして、全体といたしましては、なお慎重に留意すべき点あるいは検討すべき点、配慮すべき点があるというふうに考えておるわけでございます。

○武蔵(山)委員 その配慮し、検討する必要がありますが、それはこの九カ月間に間に合わないければ、この不正正さは解消しないのですが、この九カ月間は現状のまま。そうすると郵便局は十年、銀行は三年、こういうことになってしまうのですか。そ

れとも間に合うように早急に検討して、三年後の本人確認を六年ぐらいいまで持っていってやろうと考えるのか、それはどうなのですか。九カ月しかない。リミットが決まっているのですよ。

○梅澤政府委員 今回の制度を御提案申し上げるときに、今委員がまさしく問題にされております既往分を一体どうするかというのを私ども内部で検討したわけでございます。

考え方としては、一定時点で全部洗いかえるというやり方が、ある意味では非常に正確なやり方だろうと思っております。しかし一方、貯蓄者の立場に立ちますと、ある一定の時点で一斉に洗いかえをされるということは、結局、金融機関の方から貯蓄者を呼び出しているようなことをやらなければならぬということになった場合に、逆の意味の混乱が起こるだろう。そういった点を考えまして、貯蓄者が昔の、つまり六十年一月一日以前に設定された申告書なり、郵貯の場合でございますと通帳で、新たに店に來られて預金をされるときにチェックをさせていただきます。これが非常に無理がないやり方である。同時に、民間のマル優等でございますと、自動振替とか自動継続のようなものも一定の猶予期間を置いてこれを認める、洗いかえをしないというふうな措置も金融界とも話し合ひまして、それから郵政省とも個別に議論をいたしまして、一定の経過期間を設けるというところで今細目の詰めをいたしておるわけでございますが、その場合に、定額貯金は十年でございまして、おっしゃるような民間のマル優と商品が違ひますので、取り扱いに若干の差異が出てくるということは仰せのとおりだと思っております。

ただ、私ども、今回の作業を進める過程におきましても、金融界の一般的な観測といたしましては、グリーンカードの当時のような大きな動揺とか混乱は恐らく起こるまいという一般的な観測であるところと受けておるまいと、また、そういう混乱は起こらないというのを私どもは確信をいたしておるわけでございますけれども、万不幸にしてそういう事態が起こるとすれば、これは改め

て税制上きちんとした手当てはしなければならぬ、しかし、恐らくそういう事態にはならないのではないかとというふうに私どもは確信をしておるわけでございます。

○武蔵(山)委員 次に、最近の税収状況を見ますと、直間の差ばかりではなくて、直直の中でも大変な開きが出てきています。例えば、所得税と法人税の状況をずっと過去十年ばかりを見てみまして、かつては所得税と法人税というのは大体同額ぐらゐの金額でございまして推移していったのです。昭和五十三年度は所得税が七兆七千、法人税七兆二千六百二十、五十四年から今度は所得税が八兆三千、法人税は六兆五千、その後ずっと所得税がぐっと大きくなってきて、五十七年では所得税が十四兆九千に対して法人税が十一兆九千。ここで逆転をしたことがあるのです。これは法人税の増税をしている。それ以外のところを見ていくと、前と同じような金額で推移してきたのが、どうも法人税の方が軽くなってきて、五十七年では所得税が十四兆九千、法人税十一兆九千になってしまっているのです。三兆円開きが出てきてしまっている。その前の五十六年は二兆六千億円の開きです。実績で見るとは正確な議論ではありませんけれども、前は大体所得税と法人税は同額ぐらゐの徴収だったのです。それがどうも所得税ばかりどんどんふえてしまつて、法人税の方がかなり低くなってきている。これは景気が悪いからと一口に言えばそれまでですが、法人税制の仕組みそのものを、この辺で少しきつと洗い直して検討する必要があります。こう私は感じるのであります。

どうも直間比率の問題ばかり議論をして、同じ直接税の中における手入れがおろそかになっていくような感じがしてならぬ。法人税で、特に大企業と中小企業の間の格差、四三・三三という一律税率は是非、そういうような問題をきちんと一回洗い直す。あるいは、受取配当の益金不算入制度、配当課税措置。とにかく八百五十万でしか八百八十万ですか、今中小企業低税率率は一千万の所得があると中小企業は四三・三、トヨタ

自動車のように四千五百億も利益が出ても四三・三。金融機関は押しなべて五、六百億の利益を出している、これも四三・三。中小企業の九百万、一千万も四三・三というのは、どうも国民感情から見てもちょっといかがなものか。こういう点は直さなければいかぬ。恐らく主税局は、いや、法人擬制をとる限りそれはいいんだ、実在説じゃないからそうなるのだという弁明をすると思うのだけれども、今財政がこういう事態のときに、みんな頭を抱えているときに、こういうような格差が広がっていくような税制の仕組みというのは、やはり速やかに検討し、改善をする必要があると思うのですが、その辺については大蔵大臣はどう感じますか。

○竹下国務大臣 今武蔵さんがおっしゃった法人擬制説というものを基本的に限りにおいては、税制は法人に対して中立であるべきであるという論理がやはり正しくて、したがって、たび重なる御意見に対していつても出てくる税制調査会の答申というものは、法人税における累進税率は適当でない、こういう答申になって出てくるわけでありまして、したがって、かつてやりました臨時利得税であるとか、そうした性格のものは別でございますが、やはり私は税制の上では法人税率のいわゆる累進税率をとるということは、これは税制上くみすることはできないではないかというふうに考えております。

○武蔵(山)委員 大蔵大臣、ほかの国では、アメリカなんかだつて法人税は段階税率になっているのです。日本は大資本に有利なために、法人擬制説だけが唯一絶対だという前提に立っているのです。これはやはりいいけないかと思うのです。例えば中央大学の富岡幸雄先生の書いた論文を見ても、イギリスなんかでも、年間の利潤に応じて三〇あるいは三五、八五年度は三〇、四〇、そういうふうに大きいところは税率を上げていっているのです。それからアメリカ連邦所得税における法人所得税率だつて、一九八三年一五％が一番下で二万五千ドル以下、五万ドルから二万五千は一八、さ

らに三〇、四〇、四六、こういうふうになって
るのです。日本は四三・三の税率一本で、法人
擬制説では動かしができないのだ、こういう
発想自体では財政再建なんかできないと思うの
です。結局取りやすいところから税金を取れとい
う一般消費税論に行ってしまうんですね。

一般消費税に行く場合は、その前になすべきこ
とがたぐさんあるのじゃないか。これは法人税ば
かりじゃない。宗教法人に対する課税の問題、あ
るいは医師課税、あるいは今の事業所得の無申
告。七百万軒もある事業で申告は二百万しかして
ない。五百万の事業は申告してない。あるいはま
た、百七十五万の企業のうち半分が赤字決算だ。
しかし税務署は職員が足りなくて、その赤字会社
全部を調査する力がない。そういうような状態の
もろもろの問題をきれいさっぱり一回この辺で洗い直
す。もうこれ以上どうにも改善するところはない
ません。だから国民の皆さんEC型をというん
らわかる。こういう不公平、格差、不平等とい
うものをそのまま放置しておいて、次の新しいもの
へと行ったって、なかなか万機公論に決せよと言
っても決まらない。

こういう点を大蔵主税当局はもっと勇氣を持っ
て——今政治や行政に求められている最大のものは
何かといえれば勇氣ですよ。勇氣と決断がない限
り、ずるずるとこの財政再建は先へ延び、そして
とどのつまりは世界インフレーションでも待つ以
外に解決策はない。昔なら戦争によってごちゃご
ちゃにして処理ができたかもしれない。今こうい
う問題を処理できる方法は、やはり戦争を避け、
インフレを避け、新しい発明、発見に求めて産業
の活性化を図るといふ一点しかない。財政論から
いうなら、財政の中のあるゆる従来の慣行、慣性
というものを断ち切る。そして新しい発想に立っ
た租税制度、言うなれば租税哲学を貫徹できるそ
ういう勇氣、これが今大蔵当局に求められている
のだと思うのです。よほど勇氣のある主税局長、
その主税局長を支える大蔵大臣が出ない限り、国
民は納得せぬと思う。今そういう状況にあるのじ

やないのかと私は感じるのです。ですから、余
り過去の因襲にとらわれない、前向きの勇氣ある
決断を求めたいのです。

今新聞を見ると、やれ宗教法人の調査をしたら
何十%が脱税だ、弁護士先生も九十%脱税だ。
新聞見たらサラリーマンは嫌になっちゃうよ。一
銭も税金ごまかせない、所得一〇〇%洗いざらい
取られる人から見れば、税務当局一体何している
んだという怨嗟の非難ですよ。そして個人事業者
とサラリーマンを比較したら、さらにこれもひど
い。大法人と中小企業を比較したら、大企業では
内部留保はほとんどふえちゃって、もう銀行をや
っているような企業だつてあるわけだ。銀行へ金
を貸す、そういう企業も統出をしている。片方は
生きるための糧の賃金、片方は企業競争における
内部留保を大きくしていくという、同じ所得でも
使い道が違ふんだな。そういう点をもっと、税制
の抜本的改革ということに前向きに取り組む気持
ちはないのかどうか。

今時間がないから、幾つかの問題をだたと項
目を挙げてみたけれども、本気でそういうものを
解決しようとするのかしないのか。大蔵大臣、
どうですか。まだ一年ぐらゐ大蔵大臣をおやり
になるのだと思うので、ひとつこの辺をきちんとし
てから総理大臣になつてもらいたいものだと思
うのでありますが、どうですか。

○竹下内閣大臣 今のようない意見をそれこそ正確
に我々も分析し、税調等で議論をいただくところ
の糧にしなければならぬ、基本的にはそう思っ
ております。しかし、それによつていけば答を
受けたものに対しては、あるいは抵抗もあるでし
ょう。そうした問題については、心構えとして、勇
断を持ってこれに当たらなければならぬ課題であ
るという問題意識は私も持っております。ただ、
中に御指摘がありました、いわゆるこの現実問
題、現象としてあらわれているものもろもろの問題に
ついては、現在の陣容で精いっぱい努力をいた
しておりますが、さらに国民に理解を求めるよう
な姿勢で我々も臨まなければならぬ問題も数々

あるという事実認識はございます。

○武蔵(山)委員 税務調査の結果の脱税の数字だ
け新聞に出る。国民は、こんなにも税金をごまか
しているやつがいるのかとびっくりしている。し
かし、それは氷山の一角にすぎない。全部調査は
なかなかできない。税務当局の今の実調率はどの
くらいになっているのですか、主税局長。国税庁
か。

○富尾政府委員 現在国税庁で税務調査を行つて
おります実調率につきましては、法人税の場合に
一番新しい年度の五十八年度で一〇・五%でござ
います。また、所得税のうち申告所得税につきま
して、同じく五十八年度の数字は約四%、このよ
うな状況でございます。

○武蔵(山)委員 大臣、お聞きのように、法人税
で一〇・五、所得税で四・一、その程度しか調査
ができません。しかし、調査の件数はほとんどふ
えている。国税職員の数こそふえていない。昭和
四十年の定数が五万一千五百一十一、二十年前
在が五万二千三百六十三。二十年前と比べて千二
百人しかふえていないのです。そして調査の状
況は、当時から比較するとかなり調査件数がふ
えている。ということは、調査が手抜き、簡単、疎
漏。そうしなければとても、人間がふえないでこ
れだけの調査件数をふやすということになれば、
そういう調査をせざるを得ない。満足な調査がで
きない。あるいは納税者に対する指導行政、そう
いうようなものが手抜きになる。私はそんな心配
があるのですが、国税庁としては、監督の立場か
らどう認識していますか。

○富尾政府委員 ただいま先生御指摘のように、
納税者の数というのは、この十年ぐらゐの単位を
とつてみますと大体一・五倍程度の増加で、法人
なり申告所得税については一般的にふえていると
いう状況でございます。

ただ、税務職員がこの間約一%程度しかふえて
おりませんので、確かにおっしゃったようなギャ
ップは生じておりますが、私どももいたしまして
は、できるだけ職員のいわば調査効率を高めると

いう見地から、例えば電子計算機の導入その他に
よりまして内部事務の効率化を図りまして、職員
が外で調査ができる、いわゆる実地調査をやる
日数をできるだけたくさんとれるようにという方
向でいろいろと事務のやり方を工夫し、また調査
日数の配分につきましても、特別調査という非常
に日数をかけた調査、それから一方では簡易な調
査、その中間のいろいろな調査という形で、納税
者の規模、業種その他に応じまして日数の配分を
適切にやっていくということ、できるだけ実調
率を維持するという方向で努力をしてみたいと
ころでございます。

ただ、これにも限界はあるかと思ひますが、
今後とも税務の、特に負担の公平を維持してい
くという見地から、私どもとしても引き続き運営
上、行政上のいろいろな努力はさせていただきます
と思ひますが、税務職員の増員等につきましては
も、できる限りの御配慮を関係方面にお願いして
まいらなければならぬというふうに考えておる
わけでございます。

○武蔵(山)委員 本日は大蔵大臣に決意のほどを
聞きたいのですが、余り細かい話になるからちよ
っと国税庁とやりとりしますが、今の国税職員の
年齢別構成を見ますと、昭和四年、五年、六年生
まれの職員、これが、昭和四年生まれが二千八
百六十人、昭和五年が二千二百人、昭和六年が二
千三百人。昭和十四年が二百五十名と、がくと減
るわけですね。昭和十四年度、六十五年度、六
十六年度、一年に定年になる人が二千八、二千二
百人、二千三百人とお出のですね。これを、出る
前の年になつてから補充したのじゃ、とても税務
調査もできない仕事もできないですね。この三
年間で六千五百人定年になる昭和十四年度、五
年度、六年度に対応した準備を今からしないと、
これはどうにも対応できないですね。

一体どういうスケジュールを立ててこの人員の
抜けたときに補充しようとするのか、そのと
きに心配のない体制がつくれるように何年から準
備するのか、その辺のスケジュールはどうなつて

いるのですか。

〔中川(秀)委員長代理退席、委員長着席〕

○富尾政府委員 国税職員の年齢構成につきましては、先生御指摘のように、五十歳台の職員が約四分の一を占めている。ところが、その次に続きます四十歳台の職員が二〇％というところで、非常に断層がございます。したがって、私どもとしては、これらの五十歳台の職員が今後大量に退職した後の税務行政の水準をいかに維持するかということが非常に大きな課題であるということ、極めて強く認識している次第でございます。

このため、私どもといたしましては従来から、資質の高い税務職員の確保、それから研修によりまして職員の資質の向上、さらには高年職員、五十歳台の職員でございますが、この職員の退職時期の分散化などに努めております。さらにはADPの拡充等によりまして内部体制の充実、さらには納税環境の整備という方向でいろいろと努力してまいりましたところでございます。

今後とも、適正公平な課税を進めるためにも、事務の合理化、効率化ということにつきましては引き続き今以上に努力をしてみたいと思っておりますが、国税職員の増員につきましても、厳しい行政事情のもとではございまして、先ほどから申し上げております年齢構成の特殊性を踏まえまして、中長期的な観点から、関係方面の御理解を得て、実態に即して必要な措置がとられるようにさらに努力してまいりたい、このように考えておる次第でございます。

○武蔵(山)委員 そうすると、国税庁次長、昭和六十四年度に二千人定年がきてやめますね。やめるのがわかった前年に二千人新規採用すればいいという発想なんですか。それとも、教育訓練期間があるから、その二、三年前から、税務大学を終わる期間、一年三カ月前に既に二千人、退職する人員を補充するということになるのか。一挙に二千人も退職者が出るというのが三年間続くわけですが、今までのような物の考え方では、この年数は処理できないでしょう、六十四年度、六十

五年度、六十六年度は。これをどう具体的に今から準備するかという質問なんです。その質問に答えてくださいよ。今からそれにどう準備するの

か。

○富尾政府委員 先生御指摘のように、昭和六十四年、五年あたりになりますと、二千人台の職員の退職が予想されるわけでございます。ただ、現行の職員数というのは、いわば定員法のもとで決まっておりますので、この枠の中で、先ほどから申し上げておりますが、それだけの大量退職が予想されますので、これをいかにしていくかということにつきまして、私どもとしては、単年度の話ということではなくて、中長期的な見地からどういふふうに対応していかねばいかぬか、例えば研修にいたしまして、高等学校を卒業して採用した職員につきましては、一年三カ月の研修期間が現在のところ必要でございます。これらについても踏まえまして、関係方面と十分御相談をしながら、私どもとしても最大の努力を続けてまいりたいというふうに思っております。

○武蔵(山)委員 次長、意外とのんきに構えてい

るようでありますが、心配なのですか。今の行政改革のこの雰囲気の中で、そうして人員が大変厳しく統制されているときに、六千人の専門家の五十歳過ぎのベテラン職員がばつと抜けた後の税務署というものを考えたら、よほど今から緻密にやっておかねばならない、専門家の職業なんぞ、新しい頭数だけばつとそろえたって、税務行政なんというものはできるものじゃない。そういう点で全く心配なのですか。それともこれは閣議の問題で、徴税業務に携わる者には、行革からは別枠でやってもらわねばならない、行革からは別枠で大臣を通じてきちつとやっておかねばならない、これはその場になって大慌てだぞ。あなたが安心なら構わぬけれども、私はもと税務署にいたから、税務署の様子をよく知っているからこういう質問をしているのですよ。

○富尾政府委員 お答えいたします。

先生御指摘のように、確かに税務職員の養成という問題は一朝一夕にできるものではないと承知しております。先生御指摘の点も踏まえて、私どもとしては今後十分に勉強させていただき、対応策を関係方面にお願いしてまいりたいというふうに思っております。

○竹下国務大臣 この問題につきましては、国税庁の問題、なにかずく税務職員の問題というところ、いつでも三つ考えます。一つは処遇改善、一つは定員の問題、一つは今御指摘なさった問題。

第一の問題につきましては、いわゆる人事院勧告が出される以前、人事院当局へ、私自身もいろいろお話をしました。

それから二番目の点については、いつの場合でも応援していただいて、附帯決議等をいただいております。今日でもすぐ、まず陳より始めようと言われる立場にありながらも、税務職員についてはそれなりの、二けたといつても小さい二けたでございますが、実増の成果をもちたしております。

それで、今の三番目の問題でございますが、国税庁次長、今後の問題としての真剣な取り組み方について申し述べましたけれども、私どもといたしましては、いかに予算が単年度主義とはいえ、この問題は一時期に集中して起こる問題です。この問題については御心配がないように、まず部内での体制をちゃんと議論を固めて、そうして中長期的な観点からこれに対応する具体的な計画も組みながら、今後御理解を得て関係方面と折衝しなければならぬ課題だということ意識は、本

当に十分持つておることを申し上げておきます。

○武蔵(山)委員 大蔵大臣はひとつ問題意識を心にしっかりと固めていただいて、閣議やあるいは行管庁とも交渉の際に本気でひとつお願いをしたいと思っております。

きょうは大蔵省の皆さんに七項目の質問通告を出しておいたのですが、二項目目で時間がなくなりました。あとの五項目は後日に譲ります。きょうは自民党の方も長谷川峻先輩のレ

セプションで大変そわそわしているようでございますので、サービスをして三十分割愛をして、私の質問を終わりたいと存じます。ありがとうございます。

○越智委員長 これにて三法案に対する質疑は終了いたしました。

○越智委員長 これより法人税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法及び所得税法の一部を改正する法律案の両案を一括して討論に付します。

討論の申し出がありますので、順次これを許します。大島理事君。

○大島委員 私は、自由民主党・新自由国民連合を代表いたしまして、ただいま議題となりました両法律案に対しまして、賛成の意見を表明するものであります。

御案内のとおり、我が国の経済は、物価の安定のもとで着実な成長を達成してまいりましたが、一方、我が国の財政は依然として厳しい状況にあり、その中において、歳入の徹底した見直しと、あわせて税制面においても、前年度に引き続き税負担の公平化、適正化に努めるとともに、二十一世紀へのたくましい高度先端技術産業社会への誘導策として、技術開発研究の推進あるいは民間活力の活用等、最近の我が国の社会経済情勢にも最大限に配慮された政府の努力に対しまして、私はこれを極めて高く評価するものであります。

以下、その内容を見ますと、まず、法人税法の一部を改正する法律案は、公益法人等及び協同組合等の各事業年度の所得に対する税率を二％引き上げるとともに、協同組合等の清算所得に対する税率について所要の調整を行うことをその内容としております。これらの措置は、公益法人等及び協同組合等の法人税の負担水準の現況にかんがみ、適切な措置であると考えます。

次に、租税特別措置法及び所得税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

第一は、既存の租税特別措置の整理合理化であります。

企業関係の租税特別措置について、連年にわたる厳しい見直しに引き続き、昭和六十年度におきましても、株式売買損失準備金制度を廃止するなど、特別償却制度及び準備金制度等の整理合理化が図られております。これらは、税負担の公平確保のための努力として、高く評価されるところであります。

第二は、利子・配当等の課税の適正化であります。

利子・配当等の課税につきましては、郵便貯金を含む非課税貯蓄制度の限度額管理の適正化を図る観点から、本人確認制度の厳正化を中心とした措置を講ずるとともに、総合課税の対象となる利子・配当等につきましても、本人確認制度の整備を図る等の措置が講じられております。これら諸施策の実施に伴い、利子・配当課税の適正化が推進されることとなり、まことに適切な措置であると考えます。

第三は、試験研究促進のための措置であります。

技術研究開発を推進するため、試験研究費の額が増加した場合の特別税額控除額に加えて、基盤技術の開発研究用資産について取得価額の七割相当額の特別税額控除を認めるとともに、中小企業者等の試験研究費について、その六割相当額の特別税額控除を選択的に認めることとされております。いずれも、今日の厳しい財政事情のもとにあつて、民間における試験研究の促進のために精いっぱい措置を講じたものであり、急激なハイテク時代への流れの途についた今日において、極めて意義のあるものと考えます。

このほか、土地、住宅関連税制の整備や法人の利子・配当等に係る所得税額の控除の特例措置が講じられるとともに、特定外国子会社等に係る所得の課税の特例制度の整備等が図られる一方、交際費等の損金不算入措置、揮発油税及び地方道路税の税率の特例措置等、適用期限の到来する租税

特別措置について、実情に応じその適用期限を延長する等、所要の措置が講じられることとされております。これらの措置は、いずれも、最近における社会経済情勢と現下の厳しい財政事情に順み、時宜を得た適切なものと考えます。

以上申し上げました理由により、両法律案に全面的に賛成の意見を表明し、討論を終わります。(拍手)

○越智委員長 沢村利久君。

○沢村委員 私は、日本社会党・護憲共同を代表して、ただいま議題となりました租税特別措置法及び所得税法の一部を改正する法律案並びに法人税法の一部を改正する法律案に対し、反対討論を行います。

今国会での税制改革論議で最大の焦点となりましたのは、言うまでもなく大型間接税の問題であります。政府、大蔵省は既に国会審議の始まる前から、いわく八七年四月実施税、所得税減税との抱き合わせ実施税、目的税説など、あたかも大型間接税の導入が既定の事実であるかのごときキャンペーンを露骨に展開してまいりました。国会審議が始まりまると、一般消費税型の大規模間接税は導入しない、多段階、包括的、網羅的、普遍的で大規模な消費税で税網をかけるようなやり方はとらないなど、一見否定的と見える言明を繰り返したかと思ひますと、そのすぐ後から、七九年の国会決議で否定されたのは一般消費税(仮称)だけだ、EC型附加価値税にもいろいろな態様があれ、そのすべてを否定するものではないなどと、まさに言葉をもてあそび、あくまで導入の構えを崩そうとはしていないのであります。

最近では、七九年に一般消費税が否定されたのは、当時国民の理解が得られなかったからで、今日、条件が変わればこれも検討対象になるとまで言い出す始末であります。まさに居直りでありまう。大型間接税の具体的中身については何の説明もないままに、導入のレールだけを巧みに敷こうとするがごとく中曾根内閣の姿勢は、全く国民を愚弄し、国会決議に挑戦するものと言わざるを得

ません。

大型間接税の最大の問題は、低所得者ほど税負担が重く、不公平を助長する逆進性にあります。さらに、中小零細業者にとっては税の価格への転嫁が困難で、納税の煩雑な事務と相まって、経営を著しく圧迫することは必至であります。端緒切り上げによる便乗値上げも起こります。消費の全般的な低下による景気への悪影響も避けられませんが、まさに大型間接税は弱い者いじめの大悪税であり、私はその導入に強い反対の意思を改めて表明するものであります。

また、予算修正問題で我々は、所得税、住民税の課税最低限の引き上げ、教育費、寝たきり老人、単身赴任などの政策減税、利子・配当課税の強化など不公平税制の是正、社会保障関係補助金の一律削減撤回など、国民の切実な要求を中心に共同修正要求を政府・自民党に提示し、その実現を強く迫りました。しかし、先般の与野党合意において、政策減税については今年中に実施することとはなつたものの、所得税減税の実施時期はあいまいなままであり、その他多くの国民要求を政府・自民党が無視したことを極めて遺憾とするものであります。新聞報道によれば、早くも大蔵省が政策減税の実施規模やその範囲を圧縮せんとする動きに出ているがごときことは、もし事実とすれば断じて許しがたい問題であります。この際、政府・自民党が所得税減税、政策減税の実施を誠実に実行されることを強く求めておくものであります。

現行税制のゆがみ是正の名のもとに、税制改革が声高に叫ばれております。これまで我が国の戦後税制の根幹を支えてまいりました民主主義的な諸原則——最低生活費非課税原則、応能負担原則、総合累進課税制度、申告納税制度をゆがめ、骨抜きにしてきたのは一体だれなのでありまうか。利子・配当所得の分離課税、各種引当金、準備金制度などの大企業、大資金家優遇措置など、不公平税制を放置し、温存していることこそ、ゆがみの最大の原因ではありませんか。

今回の改正案でも明らかにように、利子所得の総合課税を目指して創設されたグリーンカード制がついに実施されぬまま廃止されようとしているのであります。今回わずかに引き下げられる貸倒引当金の繰り入れ率は、しかし実際の損失率との間にまだ二倍から三倍の開きがあるのであります。退職金引当金の残高は、八三年度、資本金十億円以上の企業で七兆七千億円に達し、膨大な運用利益を大企業、大法人に与えております。これに對して、勤労者、サラリーマンは源泉徴収制度で最初から申告納税の権利を奪われ、課税最低限の据え置きによる自然増税でいや応なく税金を吸い上げられておるのであります。記帳義務の法制化と過酷な税務調査の横行のもとで、中小零細企業は青息吐息で徴税攻勢にさらされているのであります。

今回、税制改革論議とともに出されてまいりました所得税の最高税率の引き下げ、法人税の軽減、利子所得への一律低率分離課税、大型間接税の導入などの一連の方向は、戦後税制の民主主義的諸原則に真っ向から逆行し、これを最後の形骸化させるものと言わなければなりません。大企業、大資産家優遇の不公平税制をまず正し、戦後税制の民主主義的諸原則を骨抜きにする制度上、運用上の抜け穴をふさいでいくこそが、税制改革の基本方向でなければなりません。このような基本方向を欠いた今回の改正案に、到底賛成することはできません。

最後に、重ねて、大型間接税の導入は税の不公平をより一層助長し、国民経済の停滞と深刻な社会的混乱を招くものであるということ、今日国民は内需拡大を中心とする経済の回復を心から求めており、不公平税制の是正と大幅所得減税こそが国民の要求する税制改革の道であり、日本経済の活性化への道であるということを申し上げて、私の反対討論といたします。(拍手)

○越智委員長 古川雅司君。

○古川委員 私は、公明党・国民会議を代表して、ただいま議題となっております法人税法の一

部を改正する法律案、租税特別措置法及び所得税法の一部を改正する法律案について、反対の討論を行うものであります。

最初に私は、予算修正問題の中で取り扱われた減税問題の關係について一言申し述べておきます。

我々は、社会経済情勢の変化によって生じている負担のひずみを是正し、国民生活を守る観点から、所得税の課税最低限の引き上げ及び政策減税の実施を、日本共産党を除く四野党で共同して要求してまいりました。しかし、政府・自民党は、寝たきり老人介護、教育、単身赴任などの政策減税については、一定の前進と評価できる回答を示したものの、昭和六十年中の所得税減税の実施については、ついに確約するに至っておりません。率直に言って、こうした政府・自民党の対応の姿勢は、国民生活を軽視するものと言わざるを得ません。また、私は、予算修正問題の経緯にかんがみ、政府・自民党が政策減税を速やかに実施するとともに、昭和六十年中の所得税減税も誠実に取り組み、実施することを、改めて強く要求いたします。

以下、議題となっております法案に反対する主な理由を申し上げます。

反対理由の第一は、所得税減税が見送られ、国民、殊にサラリーマンに対する実質増税が猛烈な勢いで進展していることであります。

所得税減税については、我々の長年の要求によって五十九年度に実施されたものの、その内容が規模、方法ともに十分でなかったため、サラリーマンの家計における負担の実態は、政府資料によつて昭和五十二年に比較しても、税金の伸びが所得の伸びを二倍から三倍も上回っております。その上に所得が伸び悩み、個人消費が停滞している状況下にあつては、六十年度においても所得税減税の実施が不可欠なことを証明するものであります。したがつて、所得税減税を見送る税制改正は、到底認めがたいのであります。

反対理由の第二は、政府がこれまでの税の公平

化に関する姿勢を翻し、不公平税制を温存しようとしてゐることです。

政府は、我々の減税要求に対し、殊さら財源難を強調しておりますが、逆に不公平税制の是正による財源確保には極めて消極的な姿勢をとり続けていると言わざるを得ません。特に、つい最近まで所得税の公平なあり方は総合課税化にあると公言しておきながら、利子・配当所得に対する課税は、少額貯蓄の非課税制度に関する限度額管理もあいまいなままにグリーンカード制度を廃止し、分離課税制度の存続によって不公平を野放しにすることは、到底認めがたいのであります。

また、政府が不公平税制の是正を断固的な対策にとどめていることは、国民の税制に対する不信感をますます助長するものと申し述べておきます。

反対理由の第三は、中小企業、公益法人、協同組合など、経営基盤の弱いところへの配慮が欠けていることとあります。

盛りに上り欠ける内需とハイテク化ブームの中にあつて、中小企業を大企業との競争から守り、格差を是正するためには、中小企業に対する設備投資減税の拡充がどうしても必要でありました。しかし、この措置を小幅にとどめたことは納得できません。

また、公益法人、協同組合などは、それぞれ正当な政策目的があつて税率を軽減されてきたものであります。にもかかわらず、政府が二年連続で増税を強行することは、経営基盤を無視した財源あさりと言わざるを得ないのであります。

以上をもちまして、私の反対討論を終わります。(拍手)

○越智委員長 玉置一弥君。

○玉置(一)委員 私は、民社党・国民連合を代表し、ただいま議題となつております法人税法の一部を改正する法律案、租税特別措置法及び所得税法の一部を改正する法律案に対し、一括して反対の立場の討論を行います。

我が党はかねてより政府に対し、内需拡大を図

ることが財政再建の足がかりとなるとして、六十年年度予算を「増税なき財政再建」を目指す拡大均衡予算とするよう強く主張してまいりました。しかるに政府は、来年度においても、大幅な所得減税、投資減税の見送りや公共事業の抑制などに見られるように、相変わらず縮小均衡型予算をなおも踏襲しようとしてゐることは、まことに遺憾であります。

このような経済運営を続ける限り、国民生活の安定向上はもとより、内需主導による適正成長の実現も、大幅な税の自然増収の確保も望めず、中曽根内閣最大の公約である「増税なき財政再建」の方針は、早晩大増税を余儀なくされることは必至であるかと考えます。

これまで中曽根内閣は、臨調答申に求められた行政改革の推進と「増税なき財政再建」を公約の柱とし、これが実行のために政治生命をかけることと公言されてまいりましたが、最近の国会内における発言では、行政改革の行き詰まりから、財政危機を乗り切るための新たな税制の導入の雰囲気づくりに行われていると言つても過言ではありません。

現行税制は、クロヨン等と言われるように、課税、把握の不公平があることは、政府も認めるところであります。大蔵、自治両省が国会に提出した資料によりますと、六十年度は所得税、住民税を合わせた増収額は一兆八千九百八十五億円にも達するとありますが、その内訳を見ますと、サラリーマン一人当たり前年対比二・五万円の税負担増となるのに対し、自営業など申告所得者は一段と節税対策が進み、平均で三・六万円の税負担減となり、ますます不公平は拡大されることになってゐます。

税制の改革は、本来、社会経済の変化に対応して、そのあるべき姿を求めていくのが筋であります。最近の傾向を見ると、政府の考える税制改正は、まさに増収を得るためだけの目的としているのではないかと疑わざるを得ないのであります。その結果、逆に不公平税制の拡大につなが

っているのではないのでしょうか。この不公平感が残っている間は、国民に新税のお願いをすることなどは、政府が考えている以上に難しいのは明らかであります。国民の税に対する認識が欧米と大幅に異なっていることは御承知のとおりであり、国民にお願いをするならば、納得のいく理由と背景が必要だと思ひます。

今回の各法案は、現在各企業が置かれてゐる状況、サラリーマンがここ数年にわたつて置かれてゐる状況の把握も不十分で、全くそれを無視したものであると言わざるを得ません。不公平税制は正の面から考えていけば、軽減税率、租税特別措置等一切廃止すべきであり、政策面からの保護を考えると、もっと優劣を明確につけるべきだと考えます。

これからの金融自由化、貿易、特に輸入拡大等の動きの中で、国内企業の体質強化等も重要な課題であります。野党の統一要求として出された政策減税等についても、国民にとつては切実な問題であり、本来ならば政府みずから提案してきて当然のようなものであります。

政府は、これらの問題を放置したまま安易な増税を行なうとされているわけで、我々は納得できません。

よつて、今後政府は、来るべき抜本的な税制改革の中で、真に公平で公正で簡易な税制確立を図られるとともに、さきに与野党間で合意いたしました所得税減税の検討については、今年中に結論を得られますよう注文をつけまして、反対の討論を終わります。(拍手)

○越智委員長 正森成二君。

○正森委員 私は、日本共産党・革新共同を代表し、ただいま議題となつております法人税法の一部改正案、租税特別措置法及び所得税法の一部改正案の二法案につき、反対の討論を行います。

反対する第一の理由は、大企業に対する不公平税制の是正が不徹底である上、その拡大がメジロ押しでなされている点であります。

今改正案では、現行税制の見直しとして、金融

機関以外の貸倒引当金の見直しや株式売買損失準備金の廃止など、わずかながりの縮減が見られるだけで、ほとんどの大企業優遇措置は延長されており、重大なのは、その上に政策税制の名のもとに、いわゆるハイテク減税やレトリビア減税、さらに都市再開発減税などが軒並み実施されようとしていることである。

もちろん、資源小国である我が国が技術開発に力を入れることは重要である。しかし、今回のハイテク減税は、負担能力のある大企業に対して、将来の独占的利潤が保障されている分野に、しかも従来の特別措置と重複適用を認めるなど、二重、三重の恩典拡大を与えるものであります。また、民間活力論に基づく都市再開発減税も、再開発による莫大な集積の利益を得る大手開発業者に恩典を加えるものにはなりません。

七年ぶりにいわゆるタックスヘイブン対策税制の部分的見直しがなされました。これは課税回避の新しい手口の穴をふさぐものとして当然の措置であります。しかし、我が国の多国籍企業が租税回避策として公然と利用している外国税額控除制度の抜本見直しや移転価格税制の創設は今回も見送られているのであります。

反対する第二の理由は、利子・配当課税制度の見直しの問題についてであります。

最大の問題は、政府がこの制度の検討の最初から総合課税という大原則を放棄し、最大の不公平である大資産家優遇の低率の源泉分離選択制度を恒久措置としてしまったことである。今回の非課税貯蓄制度の見直しでは、限度管理のうち本人確認の面ではかなり正されたいと思われすが、名寄せについては現行と変わらず、全くの不十分さを残しております。これでは仏つって魂入れずと言っても言い過ぎではありません。

本日、この利子・配当課税制度について大蔵省が、現行の総合課税方式を廃止し、一律源泉分離課税一本に見直す方針との報道がされております。もしこれが本当なら、不公平拡大の最たるものとなることは明らかであり、極めて重大なこと

であることをこの際付言しておくものであります。

反対する第三の理由は、国民の多数が要求する所得減税が見送りになり、中小企業その他への増税、増徴措置が進められていることである。赤字法人に対する利子・配当源泉税の還付繰り延べ措置は、圧倒的多数を占める中小赤字法人の申告を当面チェックし、将来の本格的な赤字法人課税への地ならしを進めるもので反対であります。また、法人税法改正による公益法人、協同組合等への二年連続税率アップは、非営利法人であるこれら法人の経営困難と活動低下をもたらすものと言わなければなりません。

我が党は、不公平税制の是正などを財源とする一兆円規模の所得減税、その他国民各層へのきめ細かな政策減税の実施をあくまで要求し、政府が六十年あるいは六十二年にもわたっての最悪の大衆課税である大型間接税導入には断固として反対し、今後とも国民とともに闘うものであります。

以上で、両法案に反対する私の討論を終わります。(拍手)

○越智委員長 これにて討論は終局いたしました。

○越智委員長 これより採決に入ります。まず、法人税法の一部を改正する法律案について採決いたします。

○賛成者起立 本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○賛成者起立 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。(拍手)

次に、租税特別措置法及び所得税法の一部を改正する法律案について採決いたします。

○賛成者起立 本案に賛成の諸君の起立を求めます。

とおり可決すべきものと決しました。(拍手)

○越智委員長 次に、入場税法の一部を改正する法律案について議事を進めます。

本案に対して、正森成二君外一名より修正案が提出されております。

この際、提出者より趣旨の説明を求めます。賛輪幸代君。

入場税法の一部を改正する法律案に対する修正案
【本号末尾に掲載】

○賛輪委員 たいま議題となりました入場税法の一部を改正する法律案に対する修正案について、日本共産党・革新共同を代表し、提案の趣旨並びに内容について御説明いたします。

もとに入場税法は、昭和十三年四月に支那事変特別税法一括法として、中国侵略のために戦費調達を図る目的で設けられたものです。この経緯から見ても、戦後直ちに廃止されてしかるべきもので、私たちは従来から廃止するよう強く主張してまいりました。

ところが政府は、第四十回国会衆議院の大蔵委員会、当時の水田大蔵大臣が、私はこの種の演劇その他の入場税というものは、実際は税としては悪税で、これは将来撤廃すべきものだとうるうに考えています、と答弁しているにもかかわらず、間接税体系の合理化を図るためとか、あるいは同種のサービス課税である通行税や娯楽施設利用税等の均衡を保つためとか、サービス消費が急増しているところから、さらに物品、サービス課税を強化してもよいのではないかなどという理由で、入場税の廃止に反対してきました。

この結果、日本国民の芸術、文化、スポーツの自主的な発展に強い抑制的役割を果たし、

同時に芸能実演家等関係者の生活の困窮をもたらし、きたことは明らかです。

憲法第二十五条にうたわれるとおり、「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」をすべての国民に真に保障するには、国民の社会教育を充実し、芸術、文化、スポーツの豊かな発展を図ることこそ重要であり、また、すべての国民に芸術、文化、スポーツ等に接する機会を十分に保障するためにも、芸術、文化関係諸団体及び国民各層の強い要求にこたえ、入場税を撤廃することが肝要であると思えます。

一九七七年には、文化庁が発表した「文化行政長期総合計画について」と題する報告書でも、芸術活動を活発にするために公演にかかる入場税の廃止について検討を求めており、また、一九八〇年のユネスコの、芸術家の地位に関する勧告では、最も広く定義された芸術が生活の不可欠の部分であるとして、すべての人々が芸術に接することができるとを確保すべきであるとの勧告を行っているのです。政府は、入場税の撤廃はもとより、その自主的な発展のために十分な助成措置を講じ、芸術、文化、スポーツの豊かな発展を願うすべての国民の期待にこたえるべきであると思えます。

欧米先進諸国においても、イタリヤに興行税があるのは、入場税課税を行っている国は見受けられず、むしろ大半は公費助成が行われている。我が国のように、経済大国にありながら、極めて貧困な文化予算、文化政策を持つ国は、先進諸国には見当たりません。今日、入場税存続の特別な理由はないと思われ。

ただ、競馬場、競輪場への入場料金に対する課税につきましても、芸術、文化、スポーツとは異質のギャンブルとしての性質にかんがみ、当分の間存続させることとしております。

今回政府から提出された入場税法の一部を改正する法律案では、高価な催し物への入場料金に対する課税の存続措置が図られていますが、これはむしろ担税力に着目するというよりも、現在政府

が検討しているEC型付加価値税等大型間接税の導入対策であり、到底認められるものではありません。

さきに述べましたように、今日の日本国民の芸術、文化、スポーツ要求の高まりと、先進諸国との比較に見られる貧困な文化政策等に照らしても、この際、国による積極的な文化政策が必要であり、その一環として入場税を撤廃するのが適切であると思います。

以上が日本共産党・革新共同の本案提出の理由です。なお、本修正案による減収額は、昭和六十年年度において約四十億円と見込まれます。

何とぞ速やかに御審議の上、満場一致の御賛成をいただきますようお願い申し上げます。

○越智委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

この際、本修正案について、国会法第五十七条の三の規定により、内閣において御意見があれば発言を許します。竹下大蔵大臣。

○竹下大蔵大臣 内閣の意見要旨を申し述べます。

ただいまの修正案につきましては、修正案ごとの改正を行いますと、サービスに対する課税のあり方として問題があるとともに、昭和六十年度予算にも影響を及ぼすことになるので、政府としては反対であります。

○越智委員長 本案については討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

まず、正藤成二君外一名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○越智委員長 起立少数。よって、本修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○越智委員長 起立総員。よって、入場税法の一部を改正する法律案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○越智委員長 ただいま議決いたしました三法律案に対し、熊川次男君三名より、自由民主党・新自由国民連合、日本社会党・護憲共同、公明党、国民会議、民社党・国民連合四派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

この際、提出者より趣旨の説明を求めます。野口幸一君。

○野口委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表して、提案の趣旨とその内容を簡単に御説明申し上げます。

御案内のとおり、三法律案につきましては、大蔵大臣及び政府委員に対して、慎重に審議を進めてまいりましたが、これらの審議の中で、各委員から、さまざまな問題について議論が展開されました。

この附帯決議案は、これらの議論等を踏まえ、今後、政府において検討あるいは配慮を要する事項を取りまとめたものであります。

なお、個々の事項の趣旨につきましては、案文で尽きておりますので、案文の朗読により趣旨の説明にかえさせていただきます。

法人税法の一部を改正する法律案、租税特別措置法及び所得税法の一部を改正する法律案並びに入場税法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項について所要の措置を講ずべきである。

一 税体系のあり方については、国民の理解と信頼を確保し得るよう一段と公平化に努め社会経済情勢の変化に即応した幅広い意見を聴取し見直すこと。なお、所得税の負担のあり方についても、社会経済情勢の変化に応じ

て、適宜見直しを行うこと。

一 退職給与引当金、貸倒引当金等の繰入率等について引き続き検討すること。なお、退職給与の保全措置についても引き続き検討すること。

一 準備金、特別償却等各種の租税特別措置については、その整理合理化に更に努力すること。

一 利子・配当課税のあり方については、利子・配当所得の特異性等に留意しつつ、更に検討すること。

一 変動する納税環境、財政再建・財源確保の緊急性及び業務の複雑化にかんがみ、高度の専門的知識を要する職務に従事する国税職員については、年齢構成の特殊性等従来の経緯及び税務執行面における負担の公平確保の見地から、処遇の改善はもとより中長期的見通しに基づく定員の増加等につき格段の努力をすること。

一 入場税の減税効果が入場料金に反映されるよう、適切に配慮すること。

以上であります。

何とぞ御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○越智委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

お諮りいたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○越智委員長 起立総員。よって、三法律案に対する附帯決議を付することに決しました。

本附帯決議に対し、政府より発言を求められておりますので、これを許します。竹下大蔵大臣。

○竹下大蔵大臣 ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましても御趣旨に沿って配慮してまいりたいと存じます。ありがとうございます。

○越智委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました三法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○越智委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○越智委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時三十七分散会

入場税法の一部を改正する法律案に対する修正案

入場税法の一部を改正する法律案の全部を次のように修正する。

入場税法を廃止する法律

入場税法(昭和二十九年法律第九十六号)は、廃止する。

附則

1 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

(入場税法の廃止に伴う経過措置)

2 この法律の施行前に課した、又は課すべきであった旧入場税法第一条第一号に掲げる場所への入場に係る入場税については、なお従前の例による。

3 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に旧入場税法第一条第一号に掲げる場所へ入場するために使用される入場券を施行日前に前売りしている場合において、同法第三条に規定する経営者等が当該前売りに係る入場料金に對して同法の規定により課された、又は課され

るべき入場税額に相当する金額を払い戻したときは、当該払戻しが同法第十三条第一項の規定に該当する場合を除き、当該払戻しを同項の払戻しとし、当該払戻しに係る金額を同項の規定による控除を受けるべき金額として、同法の規定(罰則を含む。)の例によるものとする。

4 施行日前に、旧入場税法第八条第一項又は第二項の規定により入場税の免除を受けた主催者が、施行日以後にこれらの項に規定する条件に違反した場合における施行日前に領収した入場料金に係る入場税については、なお従前の例による。

(競馬場等への入場に対する旧入場税法の暫定的効力)

5 旧入場税法第一条第二号及び第三号に掲げる場所への入場については、同法は、当分の間、なおその効力を有する。

(印紙等模造取締法の一部改正)

6 印紙等模造取締法(昭和二十二年法律第百八十九号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中、「トランプ類税法第二十条の規定によるトランプ類税証紙若しくは入場税法第十九条の規定による用紙」を「若しくはトランプ類税法第二十条の規定によるトランプ類税証紙」に改め、「入場税法第二十条第六項の規定による検印の印影」を削る。

(相続税法の一部改正)

7 相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「の外」を「のほか」に改め、「入場税」を削る。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部改正)

8 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部改正

協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百一十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中、「石油税法(昭和五十三年法律第二十五号)及び入場税法(昭和二十九年法律第九十六号)」を「及び石油税法(昭和五十三年法律第二十五号)」に改める。

第十二条を削る。

(会社更生法の一部改正)

9 会社更生法(昭和二十七年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第一百九条中、「入場税」を削り、「基いて」を「基ついて」に改める。

(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部改正)

10 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百四十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中、「入場税法(昭和二十九年法律第九十六号)」を削る。

第三条第一項中、「石油税法又は入場税法」を「又は石油税法」に改める。

(国税徴収法の一部改正)

11 国税徴収法(昭和三十四年法律第百四十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中、「トランプ類税及び入場税」を「及びトランプ類税」に改める。

(国税通則法の一部改正)

12 国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中、「トランプ類税及び入場税」を「及びトランプ類税」に改める。

第十五条第二項第六号中「その小売の時とし、入場税については入場料金の領収の時とする。」を、「その小売の時」に改める。

(相続税法等の一部改正に伴う経過措置)

13 この附則の規定により従前の例によることと

される入場税については、改正前の相続税法第十四条第二項、改正前の会社更生法第百十九条、改正前の国税徴収法第二条第三号並びに改正前の国税通則法第二条第三号及び第十五条第二項第六号の規定は、なおその効力を有する。

(罰則に関する経過措置)

14 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされる入場税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(競馬場等への入場に係る入場税に関する措置)

15 附則第五項の規定により旧入場税法第一条第二号及び第三号に掲げる場所への入場について同法がその効力を有する間は、当該場所への入場に係る入場税については、改正前の相続税法第十四条第二項、改正前の日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第一条及び第十二条、改正前の会社更生法第百十九条、改正前の日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第一条及び第三号並びに改正前の国税徴収法第二条第三号並びに改正前の国税通則法第二条第三号及び第十五条第二項第六号の規定は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定中「入場税法」とあるのは、「入場税法を廃止する法律(昭和六十年法律第号)附則第五項の規定によりなおその効力を有する旧入場税法」とする。

16 附則第五項の規定により旧入場税法第一条第二号及び第三号に掲げる場所への入場について同法がその効力を有する間は、印紙等模造取締法第一条第一項中「若しくはトランプ類税法第二十条の規定によるトランプ類税証紙」とあるのは、「トランプ類税法第二十条の規定によるトランプ類税証紙若しくは入場税法を廃止する法律(昭和六十年法律第号)附則第五項の

規定によりなおその効力を有する旧入場税法第十九条の規定による用紙」と、「同法第三十五条の規定による証印の印影」とあるのは「同法第三十五条の規定による証印の印影、入場税法を廃止する法律附則第五項の規定によりなおその効力を有する旧入場税法第二十条第六項の規定による検印の印影」とする。

本修正の結果必要とする経費
本修正による減収見込額は、約四十億円である。

昭和六十年三月二十六日印刷

昭和六十年三月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

C